



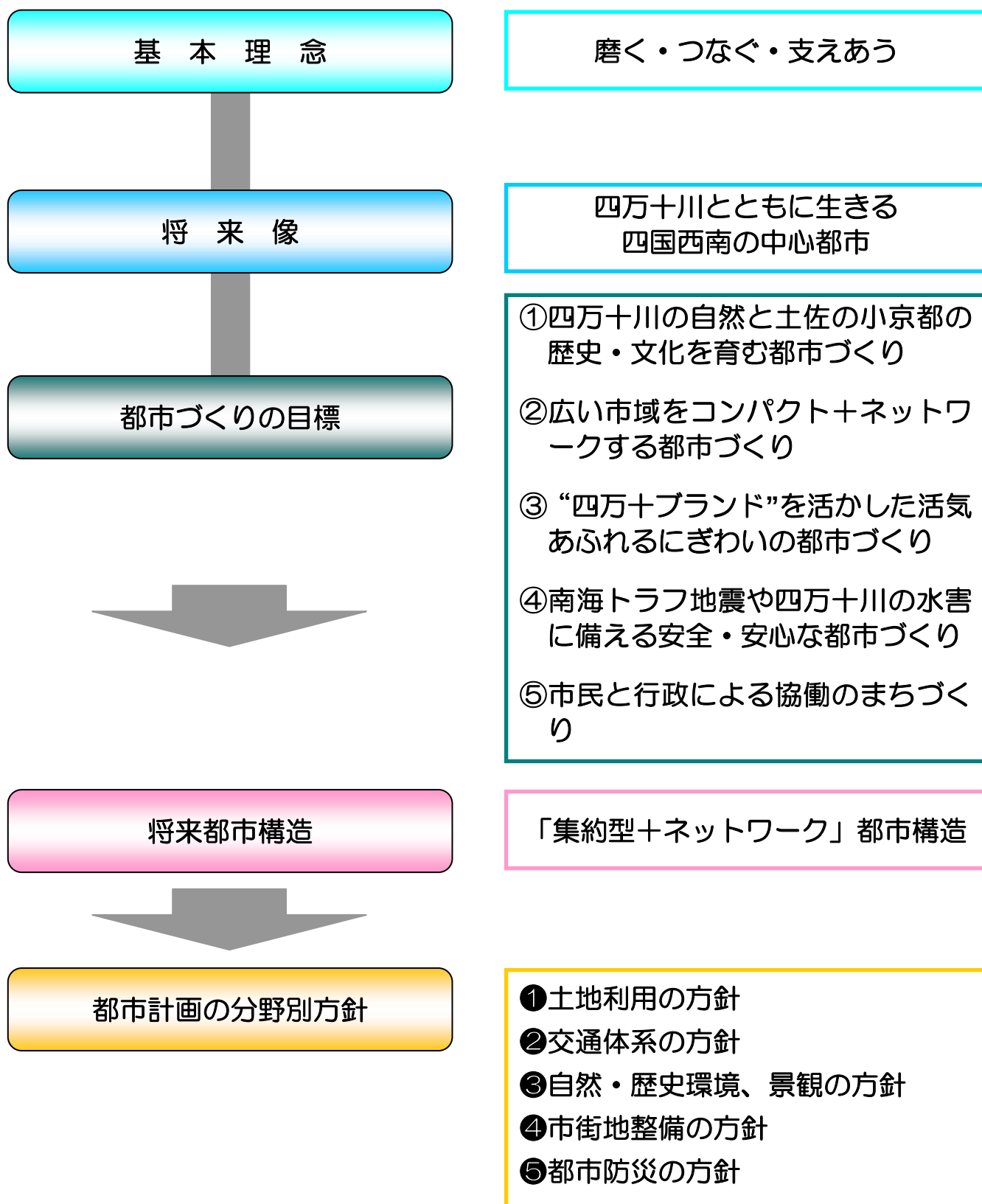
四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

第2章

全体構想

1. 全体構想の構成





2. 四万十市の将来都市像

(1) 都市づくりの基本理念と将来像

■都市づくりの基本理念 ※四万十市総合計画「基本理念」より

日本全体が本格的な少子高齢化、人口減少社会へ移行しているなかで、地球規模での環境問題を背景に、できるだけ環境への負荷を軽減するための保全対策はもとより、四万十市らしさの象徴である豊かな自然環境を活かした都市づくりが求められています。

また、地方分権の進展は地域の特性に応じた都市づくりが可能となる反面、持続的な行財政運営を担保とした市民サービスの充実が求められています。そのためには、さまざまな分野で市民と行政が互いに適切な役割を担いつつ連携を強めるとともに、地域住民のコミュニティの充実を図っていくなど、「つながり」や「支えあいの心」を深めていくことが重要です。

こうした社会的背景を踏まえ、本市では、緑豊かな山々や悠然と流れる四万十川などの自然の恵みと地域風土に育まれてきた歴史や文化を財産とし、その質をいかに高めていくかを模索しながら、まちや地域の持続的な発展を目指していくことが必要です。

このため、本計画に基づくまちづくりを実現するうえで、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、以下のように基本理念を定めます。

【基本理念】

「磨く・つなぐ・支えあう」





■都市の将来像

都市づくりの基本理念を踏まえ、四万十川の自然やその流域に育まれた歴史・文化などの地域資源を活かした人・物などの多様な交流の創出、また、四国西南の中心都市として、にぎわいと活力の向上を図るとともに、豊かな自然や歴史文化と共生し、市民の安全・安心で快適な暮らしの実現を目指して、都市の将来像を次のように設定します。

【将来像】

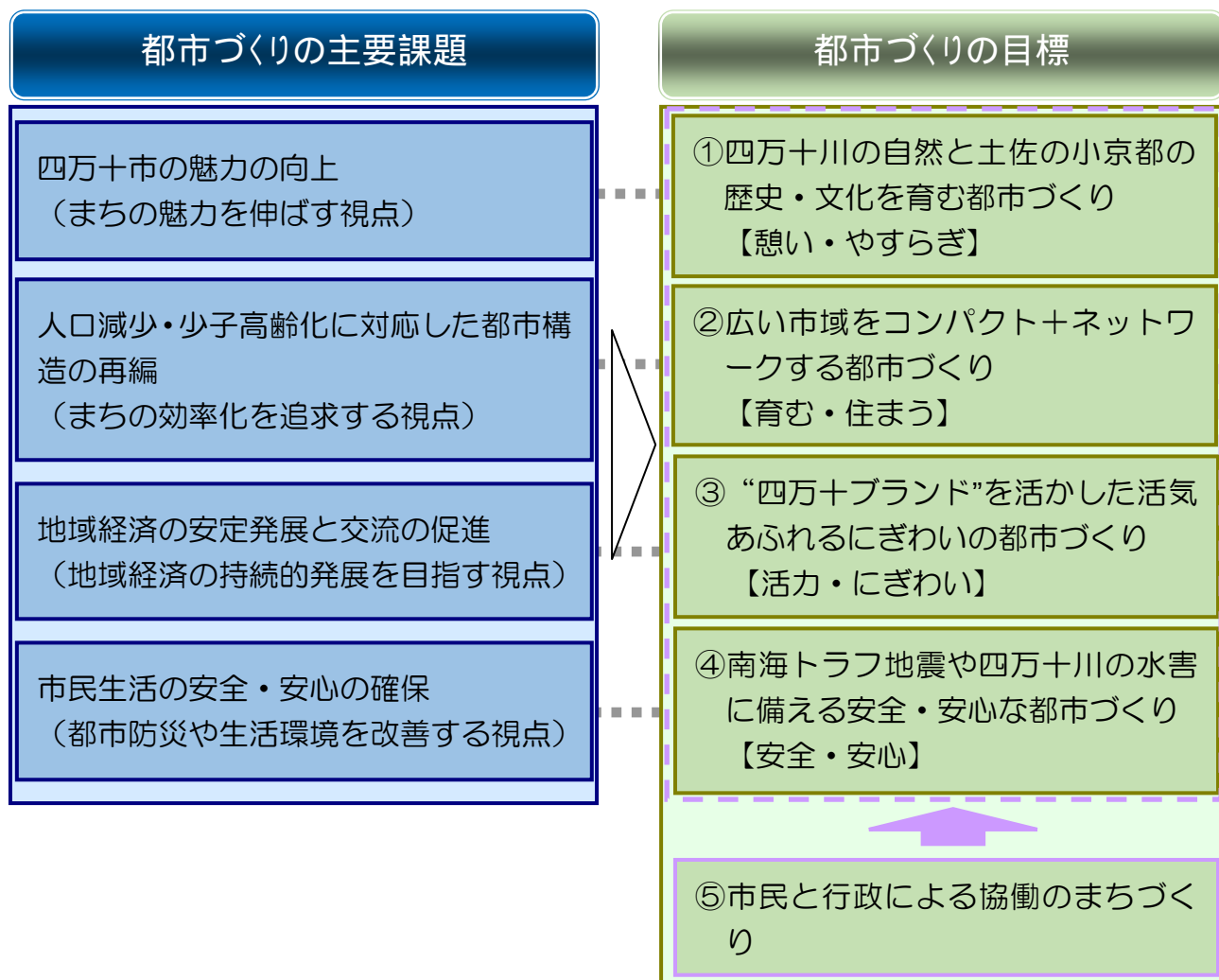
四万十川とともに生きる四国西南の中心都市

(2) 都市づくりの目標

本市が四国西南の中心都市として、地域をリードしていくためには、都市づくりの基本理念に基づき、都市の将来像を実現していくことが必要です。

そのためには、都市づくりの主要課題に対する目標を示し、市民と行政がそれぞれの役割分担のもとでお互いに協力し、各種取り組みを推進していくことが重要です。

そこで、都市の現状や市民の意向などを踏まえて、以下の5つの都市づくりの目標を掲げ、分野別の都市づくり方針の取り組みを進めていきます。





① 四万十川の自然と土佐の小京都の歴史・文化を育む都市づくり

【キーワード： 憩い・やすらぎ】

日本最後の清流四万十川に代表される豊かな自然は、これまで市民生活の営みの礎にあり、本市の文化を創りあげてきた財産です。また、その風景は市民にうるおいとやすらぎを与えています。

京を模した碁盤目状のまちなみは「土佐の小京都」といわれ、土佐の三大祭の一つである「一條大祭」などが開催されているなど、歴史文化が息づく市街地が形成されています。

このような自然や歴史文化を次の世代に引き継いでいくとともに、これら資源に磨きをかけ、本市のブランドとしてその魅力をさらに高めて、市民一人ひとりが自分たちの暮らす四万十市に対して愛着と誇りを持てるようなまちづくりが必要です。

このため、四万十川の美しい景観や多様な生態系の保全に努めながら、四万十川を身近に感じられるまちづくりを進めるとともに、「土佐の小京都」にふさわしいまちなみの再生や憩いの空間の整備に取り組んでいきます。

② 広い市域をコンパクト＋ネットワークする都市づくり

【キーワード： 育む・住まう】

人口減少・少子高齢化社会においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトな都市づくり（コンパクトシティ＋ネットワーク）の推進が求められています。

このため、市街地においては、都市機能の強化や居住を誘導するなど、高齢者や子育て世代にも対応した住環境の確保に努めていき、自家用車に過度に頼らず歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指します。また、郊外においては地域活力の維持、生活支援に向けた取り組みとして地域拠点や居住エリアを確保し、河川や山林、農地などの環境を守っていくとともに、拠点間を結ぶ公共交通の充実に取り組んでいきます。

さらに、四国横断自動車道によって生じる、人や物の流れを中心市街地へ引き込む交通軸の形成に努めていきます。

③ “四万十ブランド”を活かした活気あふれるにぎわいの都市づくり

【キーワード： 活力・にぎわい】

本市は、豊かな自然環境を背景に多様な農産物、全国有数の森林資源、ブランド力のある水産資源を有しています。また、四万十川という全国ブランドの資源もあり、観光面では多くの来訪があります。

しかしながら、大都市圏など人口が集中している大消費地から遠いという地理的条件もあり、物流コストが高く、企業誘致も厳しい状況から、地域経済の発展に支障をきたしています。

このため、まずは距離的ハンディを克服するため、四国横断自動車道を始めとする高規格幹線道路網の整備を強力に推進します。都市との交流や地域間連携を強めることで、産業の足腰や自力を高め、生産力や販売力の拡大に繋げていきます。

また、四万十 IC からの中心市街地にかけてはエントランス空間の整備を行うとともに、中心市街地についてはまちの顔となる施設の配置やまちなみの景観整備に努め、活気あふれるにぎわいの創出を図ります。

④ 南海トラフ地震や四万十川の水害に備える安全・安心な都市づくり

【キーワード： 安全・安心】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策の想定をはるかに超える大規模な災害で、巨大な津波により多くの尊い命が失われ、都市機能は壊滅的な被害を受けました。

このため、本市においては、「命を守る・つなぐ」ことを基本とし、ハード・ソフトの両面から、南海トラフ地震・津波対策をはじめ、四万十川の洪水や内水を含む風水害対策など、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進していきます。

また、平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機とした、社会資本の維持管理・更新への取り組みや、平成 24 年 4 月以降に相次いで発生した登下校中の児童生徒等の交通事故を受けた、通学路等の安全確保が求められています。

安全で安心な生活環境を確保していくため、都市基盤施設の整備と適切な維持管理、交通安全対策の強化などに取り組んでいきます。



⑤ 市民と行政による協働のまちづくり

快適で住みやすく、夢が持てるまちづくりを進める考え方は、全ての市民が共有するものです。また、誰もが平等に社会へ参加し、自由で平和に暮らせる環境にあることは、市民の共通の願いです。そのため、自治会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる地域間交流の仕組みづくりを構築し、市民総参加の協働のまちづくりに取り組んでいきます。

このような、持続したまちづくりを支えるものとして、行財政の健全で効率的運営が基盤となるものですが、少子高齢化社会を迎え、扶助費を中心とする、義務的経費が増加する傾向が顕著となる中で、本市においても引き続き厳しい財政状況が見込まれます。このことから、最小の経費で最大の効果を生むよう、真に市民が必要とする施策への展開を図るため、計画的・総合的な行財政運営に努めていきます。



(3) 計画フレーム

1) 対象区域

本計画の対象区域は、中村都市計画区域（4,304ha）とします。

ただし、都市計画区域外の地域拠点との交流や連携など、都市づくりに必要となる事項についても対象に含めます。

2) 目標年次

本計画の基準年次は平成 29 年（2017 年）とし、長期目標年次はおおむね 20 年後の平成 49 年（2037 年）とします。

ただし、目標値の設定などを行う場合においては、中期目標年次として 10 年後の平成 39 年（2027 年）における目標値についても設定を行います。

また、上位計画等の改定などに合わせ、適宜、見直しを行っていきます。

3) 人口フレーム

将来人口目標（中期・長期）は「四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の戦略人口を踏襲して、以下のとおり設定します。

		総 数	都市計画区域内	区域外
平成 27 年（2015 年） （国勢調査結果）	人 口	34,313 人	24,745 人	9,568 人
中期目標 （平成 39 年（2027 年））	人 口	30,510 人	22,536 人	7,974 人
長期目標 （平成 49 年（2037 年））	人 口	27,305 人	20,867 人	6,438 人

※総数の目標値は「四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」による戦略人口

平成 37 年（2025 年）：31,147 人

平成 42 年（2030 年）：29,554 人

平成 47 年（2035 年）：27,972 人

平成 52 年（2040 年）：26,304 人

を基に直線補完により算定

（参考）都市計画区域内人口の目標値は、高知県の「幡多圏域都市計画区域マスタープラン（平成 29 年度策定予定）」で示される「人口の推移と見通し」の都市計画区域内の将来人口推計手法と同手法により算定しています。

幡多圏域都市計画区域マスタープラン

「四万十市の人口の推移と見通し」より

都市計画区域内人口の見通し

平成 32 年（2020 年）：23,692 人

平成 37 年（2025 年）：22,863 人

平成 42 年（2030 年）：22,046 人

平成 47 年（2035 年）：21,204 人

資料：幡多圏域都市計画区域マスタープラン（素案）（高知県）



4) 市街地フレーム

本都市計画区域では、現在、以下のような住居系・商業系・工業系の市街地フレームとなる用途地域を定めています。

将来人口は減少する見通しになっていますが、これまでに現在の市街地フレームに合わせた施設等の集積によるまちづくりが進められており、これら既存ストックを活用する観点から、本計画期間内においては現在の市街地フレームを維持することを前提としています。

ただし、今後のさらなる人口減少など情勢の変化に伴い、都市機能や施設、エリアの誘導などの検討が必要となった場合には、情勢に合った適正な市街地を形成するため、新たなフレームの確保や、用途変更（用途地域の解除を含む）などの検討を行います。

①住居系市街地フレーム

	面 積	容積率	建ペイ率
第1種中高層住宅専用地域	93.8ha	20/10	6/10
第2種中高層住宅専用地域	46.2ha	20/10	6/10
第1種住居地域	205.0ha	20/10	6/10
第2種住居地域	10.6ha	20/10	6/10
住居系市街地フレーム 計	355.6ha	—	—

②商業系市街地フレーム

	面 積	容積率	建ペイ率
近隣商業地域	10.0ha	20/10	8/10
商業地域	57.0ha	40/10	8/10
商業系市街地フレーム 計	67.0ha	—	—

③工業系市街地フレーム

	面 積	容積率	建ペイ率
準工業地域	71.0ha	20/10	6/10
工業地域	8.8ha	20/10	6/10
工業系市街地フレーム 計	79.8ha	—	—

(平成28年12月31日現在)

(4) 将来都市構造

1) 都市軸

本市の都市軸を考えるうえでは、最後の清流四万十川と近い将来延伸する四国横断自動車道は欠かせない重要な要素です。このことから、将来都市構造の都市軸として、まず、四万十川をはじめとする1級河川を環境交流軸とします。また、四国横断自動車道を骨格として、これを補完する国道や県道、土佐くろしお鉄道を含め交通交流軸とします。

●環境交流軸

日本最後の清流四万十川をはじめとする本市の1級河川は魅力あるまちを構成する重要な要素であるため、市民や来訪者が美しい自然や文化にふれることができる、交流活動の軸として四万十川、後川、中筋川を「環境交流軸」に位置づけます。

●交通交流軸

(広域交流軸)

県内外の主要都市との広域的な連携を担う道路として、四国横断自動車道、中村宿毛道路を「広域交流軸」に位置づけます。

(地域連携軸)

隣接市町や市内地域間の連携を担う道路として、国道56号、321号、381号、439号、441号、県道下田港線を「地域連携軸」に位置づけます。

(鉄道軸)

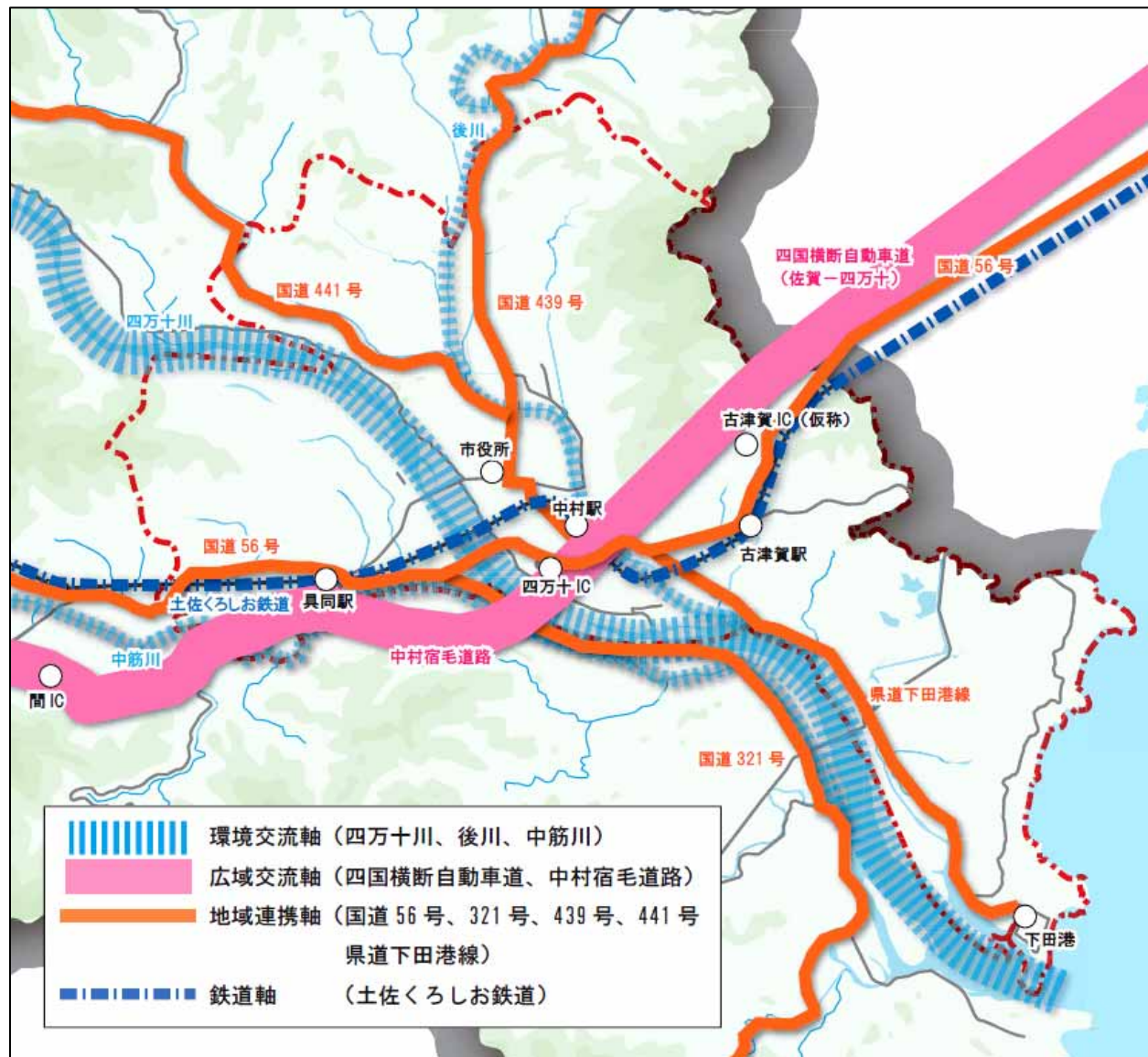
市内拠点間、および市外との公共交通軸として、JR予土線、土佐くろしお鉄道を「鉄道軸」に位置づけます。

(都市軸図：市全域)





(都市軸図：都市計画区域)



2) 都市拠点

本市の都市拠点は都市軸に沿って、地域の特性に応じた都市機能と居住環境を集約・確保するため、中心拠点、生活拠点、地域拠点、交通拠点、防災拠点、郊外居住エリアの6つの拠点を構築します。

●中心拠点

にぎわいと活力の創出拠点として、商業・業務・文化・行政など多様な都市機能の集積を図るとともに、「土佐の小京都」の歴史・文化を継承する拠点として「中心拠点」を形成します。

●生活拠点

日常生活に必要な商業、福祉等の機能を有する拠点として、具同・古津賀地区に「生活拠点」を形成し、公共交通等により中心拠点との連携を図ります。

●地域拠点

北の玄関口である西土佐地域（江川崎地区）については、商業・業務・文化・行政などの一定以上の機能を有する拠点として「地域拠点」に位置づけ、地域連携軸の公共交通等により、中心拠点との連携を図るとともに、中山間地域内の郊外居住エリアとの連携を図ります。

●交通拠点

中心市街地には中村駅・四万十IC、また、近隣市街地のうち具同地区には具同駅・間IC、同様に古津賀地区には古津賀駅・古津賀IC（仮称）を広域及び拠点間連携の「交通拠点」として位置づけます。

●防災拠点

市役所、消防署、防災センター、防災拠点基地（下田・八束）を防災に資する機能が集積する「防災拠点」として位置づけます。

●郊外居住エリア

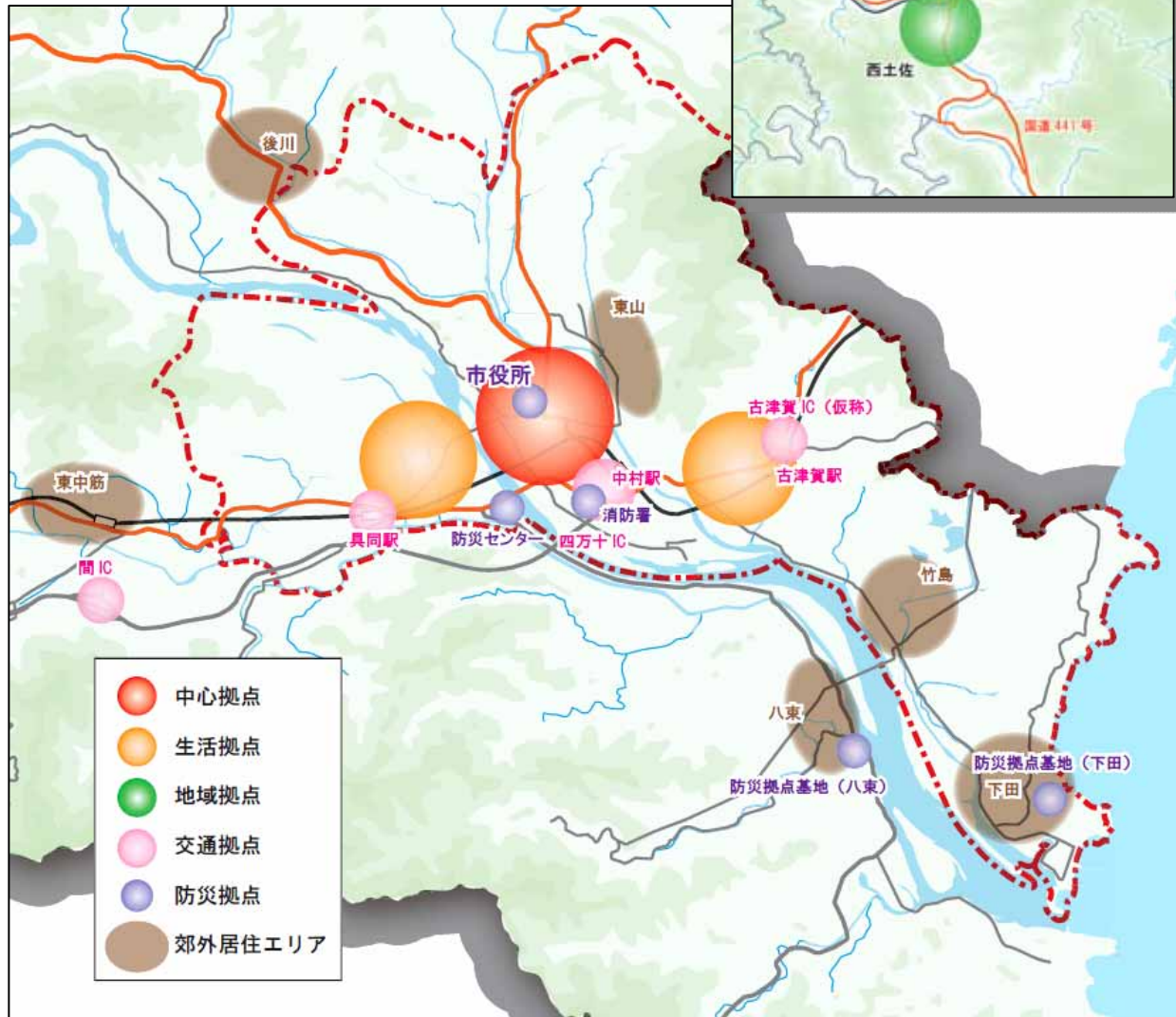
郊外地域における日常の生活サービスや地域コミュニティ等の維持を図るため、主要集落を「郊外居住エリア」に位置づけ、地域連携軸の公共交通等により、中心拠点等との連携を図ります。



(西土佐地域)



(都市拠点図)



3) ゾーニング

本市のゾーニングは骨格となる都市軸、都市拠点に基づき、中心市街地ゾーン、近隣市街地ゾーン、田園地域ゾーン、中山間地域ゾーンからなる4つのゾーンを位置づけ、各ゾーンの特性を活かすとともに、無秩序な開発を抑制するなど、土地利用を適正に誘導します。

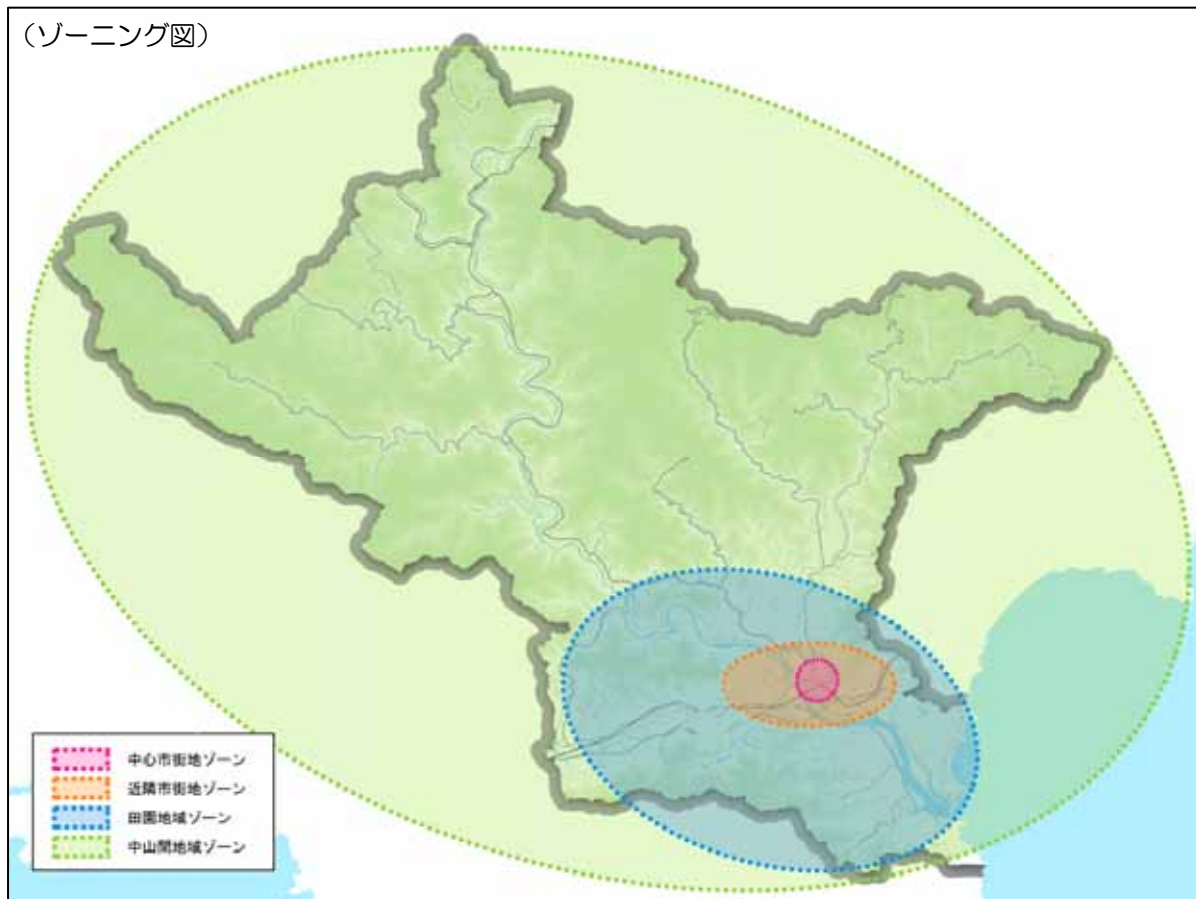
●**中心市街地ゾーン**では、都市機能の集約やまちなか居住を促進するとともに、四国西南地域の中心としてさまざまな機能を充実させます。また、中心市街地の魅力と回遊性の向上、歴史・文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組みます。

●**近隣市街地ゾーン**では、土地区画整理事業などで整えられた居住地区での生活環境の向上に取り組むとともに、商工業などの産業活動を効果的に支える土地利用に取り組みます。また、良好な生活環境の形成と豊かな緑・水辺空間等の自然環境の確保・保全に努め、住環境の整備を図るとともに、周辺環境と調和のとれた有効な土地利用に取り組みます。

●**田園地域ゾーン**では、緑の空間として自然環境との調和を図り、農業振興施策を推進していきます。土地利用については優良農地の遊休・荒廃化を防ぎ、農用地の保全に努めるとともに、集落における良好な居住環境の確保に取り組みます。

●**中山間地域ゾーン**では、豊かな森林や四万十川及びその水辺空間等の自然環境を保全し、観光交流資源としての整備を図りつつ、交通アクセス性の強化などで山間部集落の維持・生活支援を促進します。

(ゾーニング図)





4) 将来都市構造

本市の目指すべき将来都市構造は、四万十川や四国横断自動車道などを軸として沿線に機能的な都市拠点を配置するとともに、これに対応した都市ゾーニングをもって形成します。

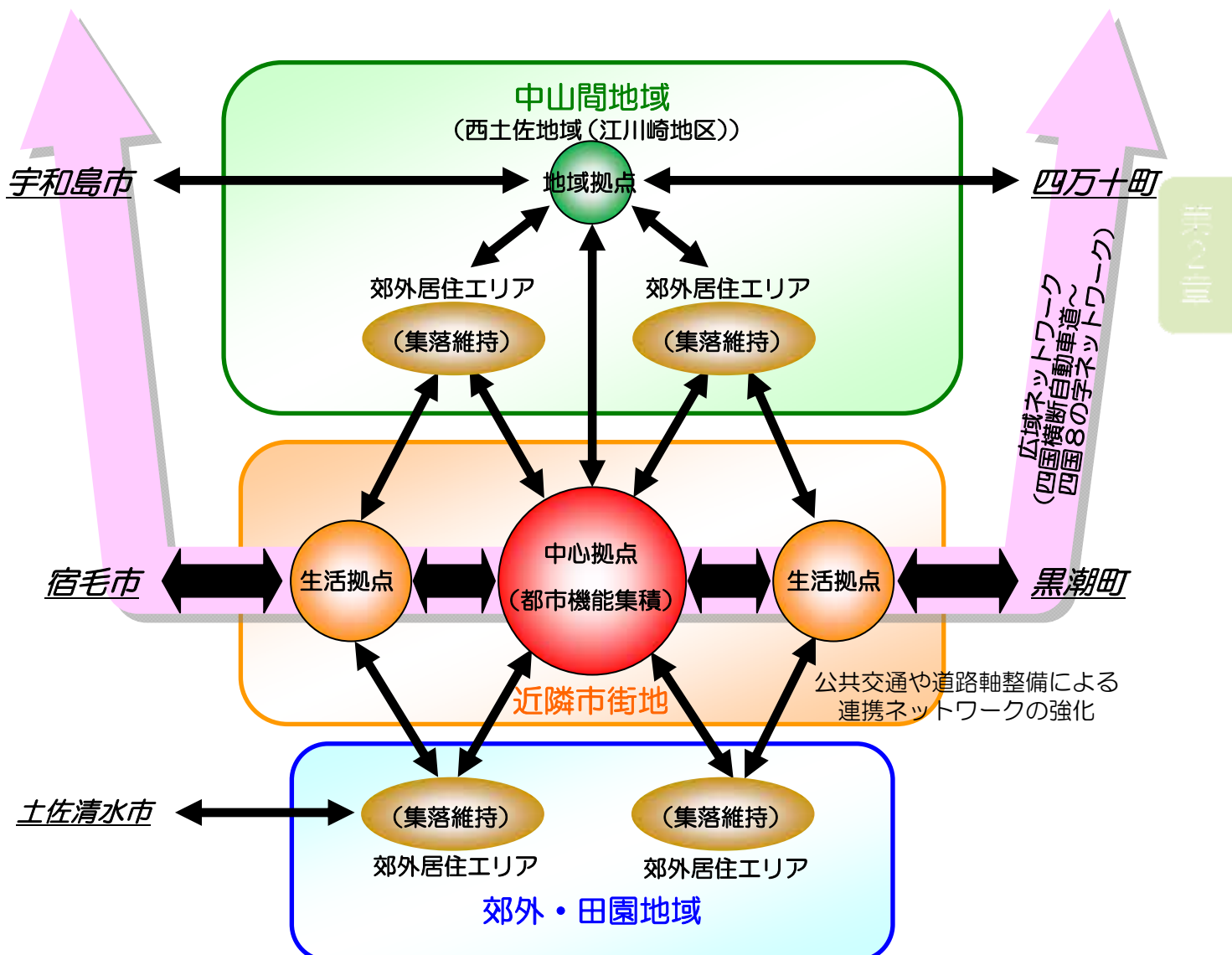
中心市街地においては人口規模に応じ効果的に都市機能を集積し中心拠点を形成します。

また、近隣市街地では生活拠点、西土佐地域（江川崎地区）では地域拠点、郊外部や中山間地域では地域特性に応じた郊外居住エリアの形成を図ります。

また、中心市街地と各拠点を結ぶ道路軸や公共交通の維持・強化を図るなど、持続可能な「集約型＋ネットワーク」の都市構造とします。

さらに、産業の振興や安全・安心な都市づくりを行うため、機能集約拠点として、交通拠点、防災拠点の形成を図り、これらを交通軸で結び連携を強化するとともに、本市の環境および観光の軸となる最後の清流四万十川をはじめとした後川、中筋川などの河川環境の保全・活用に努めます。

○「集約型＋ネットワーク」都市構造のイメージ

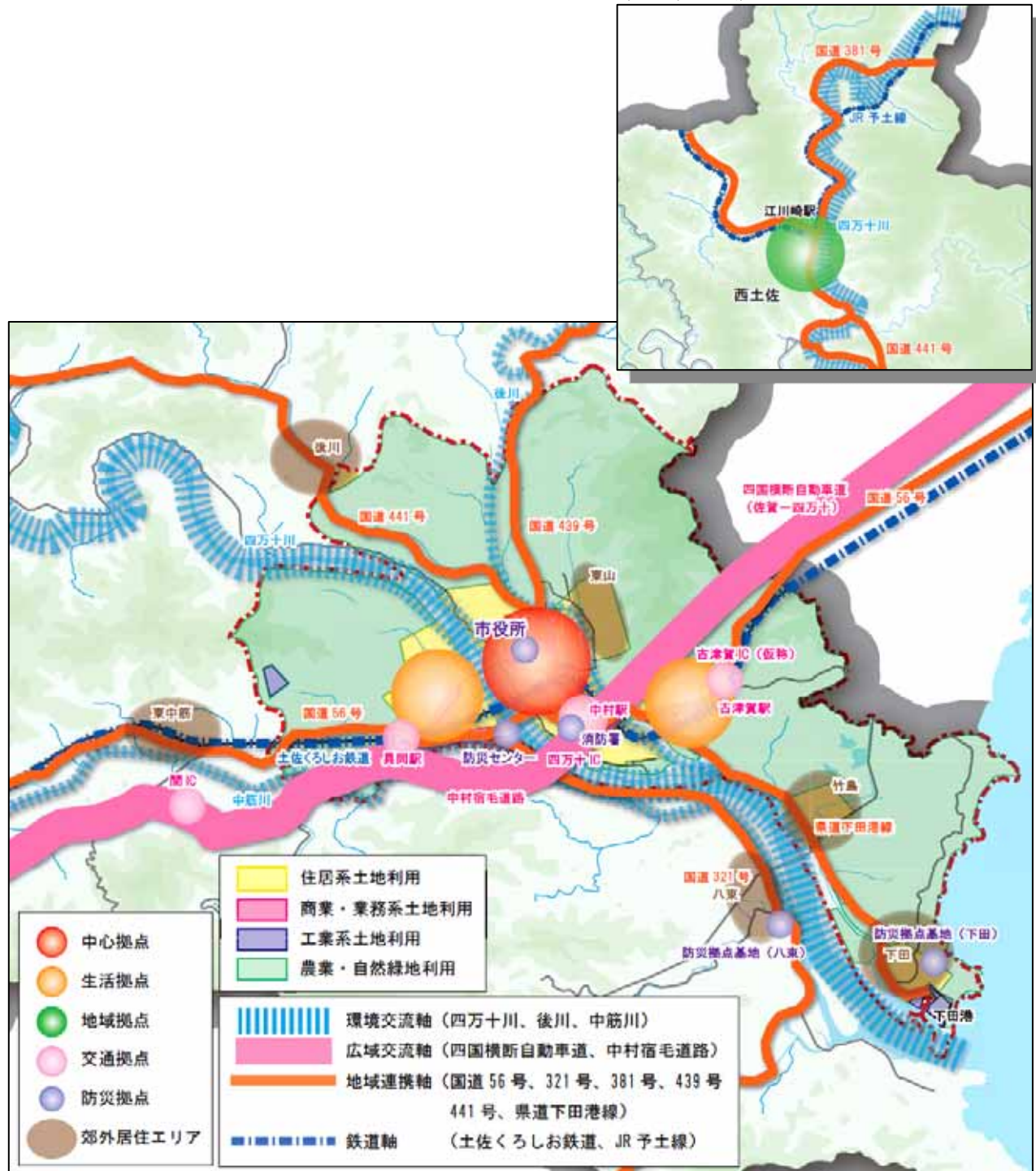




四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

(西土佐地域)



《将来都市構造図》



3. 分野別まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 現状と課題

本市の土地利用は、四万十川と後川に挟まれた中心市街地に都市機能が集積しています。また、周辺の具同および古津賀地区では土地区画整理事業によって居住系の土地利用が進み、幹線道路の沿道には事業所等が立地しており、これらの市街地が土佐くろしお鉄道やバスなどの公共交通で結ばれ、本市の中心部はすでにコンパクトな市街地が形成されています。

これまでに用途指定に沿った土地利用がなされてきていることから、今後も人口減少、少子高齢化の進展を見据えながら、現在の都市構造や土地利用方針を保ちつつ、市街地内への機能集約によるコンパクトな都市づくりに努め、都市周辺地域との公共交通等による連携強化を図ることが必要となります。

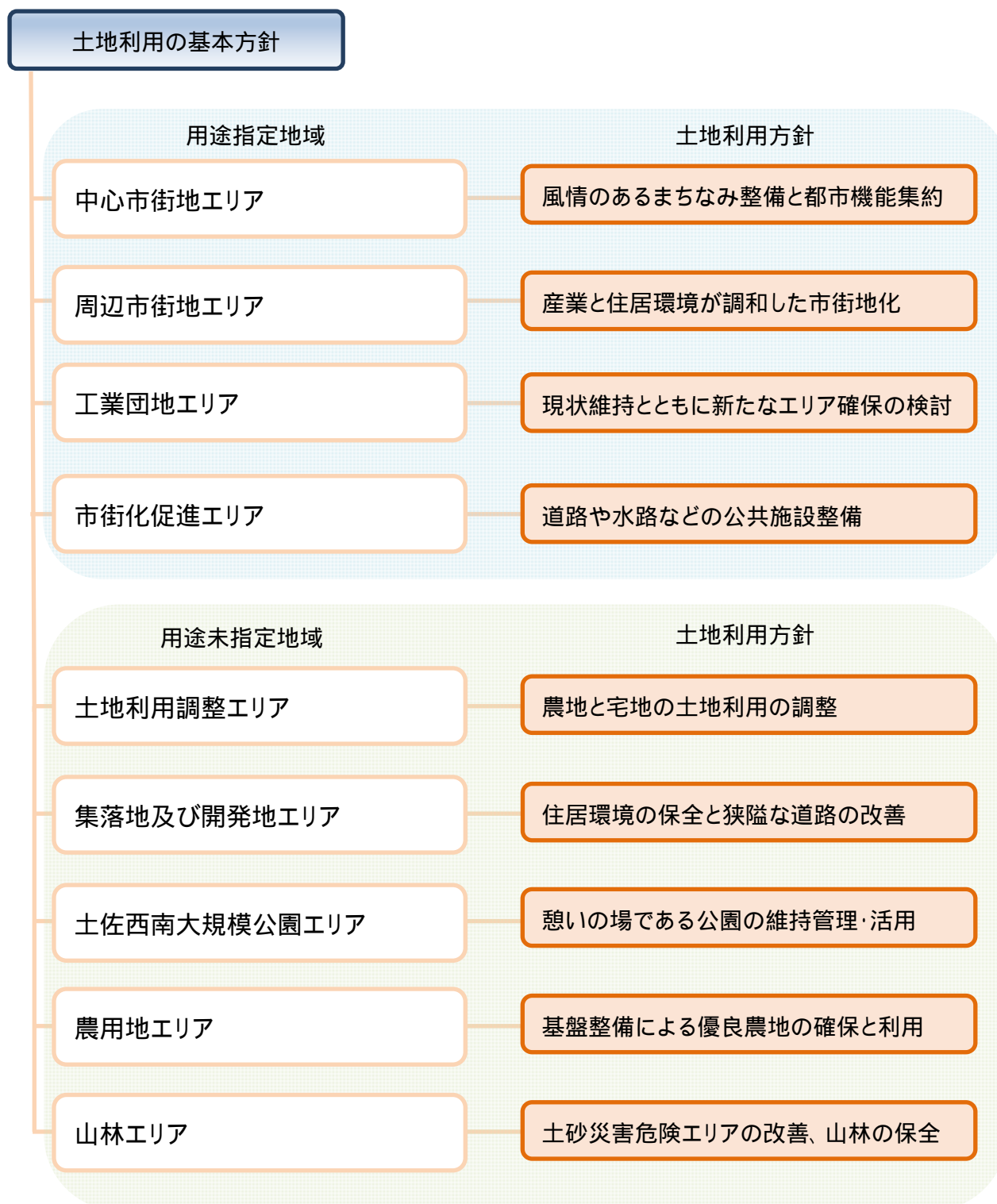
また、郊外においても、それぞれの地域の特性を活かし、市街地との連携を行うことによりバランスのとれた土地利用を図っていく必要があります。



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

2) 方針の体系



3) 基本方針

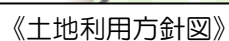
- 人口減少、少子高齢化の進行を見据え、無秩序な市街化を抑制し、現在の都市構造を維持しつつ、集約型都市構造の形成を図るための土地利用を促進します。
- 用途未指定地域においては、各地域の特性を活かしつつ中心拠点・生活拠点と連携する中で、豊かな自然と共生していくためのバランスの取れた土地利用を図ります。



4) 土地利用の方針

用途指定地域		土地利用の方針	凡 例
用途指定地域	中心市街地エリア	「土佐の小京都」にふさわしいまちなみ整備、行政サービス・教育・文化機能等の都市機能の集約と、住居地の誘導などを総合的に進め、集約型都市構造の形成に向けた、きめ細やかな土地利用の誘導を進めます。	
	周辺市街地エリア	日常利用都市機能のエリア内集約による効率化を行うとともに、具同地区では都市基盤の整った良好な住居地区、古津賀地区では四国横断自動車の延伸と接続を見据え、国道 56 号の沿道サービス利用など産業的な土地利用と住居環境が調和した市街地となるよう土地利用の誘導を進めます。	
	工業団地エリア	工業系の土地利用の維持を図りつつ、四国横断自動車道の延伸等により企業誘致等の見込める状況へと好転した段階で、周辺地域の環境にも配慮しつつ、新たなエリアの確保について検討します。	
	市街化促進エリア	上記以外の用途地域であり、エリア内には農地などの空閑地が多く見られることから、道路や水路などの公共施設の整備を図りつつ、住宅を中心に各地区の立地特性を活かした計画的な土地利用を促進します。	

用途未指定地域		土地利用の方針	凡 例
用途未指定地域	土地利用調整エリア	エリア内には農業振興地域農用地区域に指定されていない農地等が集中しており、農地と宅地が混在する無秩序な市街化を防止するため、土地利用の調整を図ります。	
	集落地及び開発地エリア	集落や小規模な住宅開発など、概ね宅地化が完了したエリアであり、今後も住居環境の保全を図ります。集落地内には狭隘な道路が多いため、その改善方策について検討します。	
	土佐西南大規模公園エリア	雄大な太平洋と海岸線の自然を活かした憩いの場や多様なレクリエーション活動・交流・自然とのふれあいの場として、適切な維持管理、活用を図ります。	
	農用地エリア	農用地区域が集積しているエリアであるため、都市施設の整備は必要最小限にとどめ、基盤整備等により優良農地の確保と利用を図ります。	
	山林エリア	上記以外の山林区域であり、緑豊かな都市景観を形成するうえで欠かすことのできないエリアであるため、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流等の改善、林業振興施策とも連携を図り保全に努めます。	





(2) 交通体系の方針

1) 現状と課題

○広域幹線道路の強化

現在の道路交通体系は、高規格の自動車専用道路として中村宿毛道路が供用され、将来的には四国横断自動車道の四万十町中央 IC から四万十 IC まで延伸される見込みです。

国道は東西の大動脈として国道 56 号が通り、中心市街地部周辺を中心として、国道 321、439、441 号が放射状に広がって、市の中心と市内の郊外拠点を結んでおり、その国道を補完する形で県道等が整備されています。

なお、中村宿毛道路と国道 56 号が第 1 次緊急輸送道路、国道 321、439、441 号と県道下田港線、出口古津賀線が第 2 次緊急輸送道路に指定されていますが、国道 439、441 号には未改良区間が残っていることから、広域交流の幹線であるとともに、災害時の「命を守る道」として早期改良が求められています。

○市街地内道路の整備

用途指定区域内を中心に 23 路線の都市計画道路が計画され、このうち 70%以上が整備済みとなっていますが、(都) 中村環状線と(都) 右山角崎線の整備率が 20%未満、(都) 佐賀四万十線は全線未整備と、現状で未整備区間が残っている状況です。

よって、四国横断自動車道を早期に延伸するとともに、都市計画道路の未整備区間の解消、または見直しが必要であり、さらには四万十 IC から中心市街地へ導くための交通軸の確保が重要となっています。

○歩道・自転車道の整備

中心市街地内において、国道 439 号や街路などで歩道が整備されていない区間や路線があり、歩行者や自転車が安全に通行できる道路のネットワークが確立されていない状況です。

今後、市街地内の機能集約による歩いて暮らせる都市づくりを進めていくうえでも、安心して快適に通行できる歩行者・自転車空間の確保が必要です。

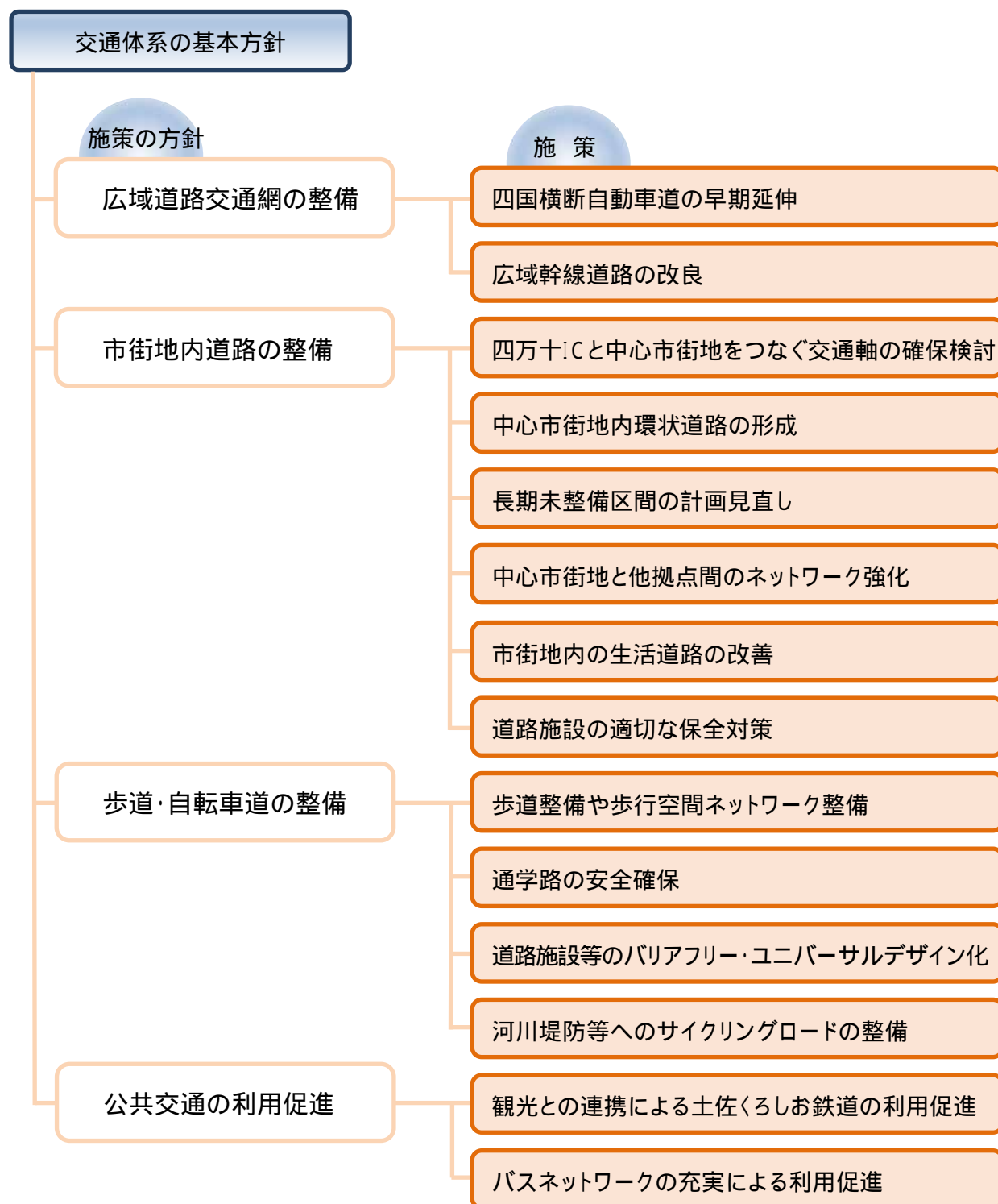
○公共交通の維持

公共交通機関については、鉄道では、土佐くろしお鉄道が都市計画区域内を通過しており、沿線住民や観光客の足となっています。

バスについては、市民の日常的な足であり、平成 21 年度に策定した「四万十市地域公共交通総合連携計画」に基づき、幹線バス、自家用有償旅客運送バス、デマンドバス・タクシーなどで交通空白地域の解消を図っています。

しかしながら、車社会の進展や人口減少等により、利用客数の減少傾向が続いており、公共交通の維持が大きな課題となっています。公共交通は高齢者をはじめとする交通弱者にはなくてはならないものとして、今後、重要性はさらに高まっていくと考えられるため、日常的な移動手段を維持していくためにも、利用促進に取り組む必要があります。

2) 方針の体系





3) 基本方針

- 道路は、まちづくりの軸となり、生活の利便性を高め、地域振興の基盤であるとともに、災害時の避難や救助、復興、個性あるまちなみ形成など多様な役割が期待されるため、各々の道路の役割に応じた機能の充実を図っていきます。
- 計画されてから長期間にわたり整備が未着手の路線・区間については現況交通および今後の交通需要の見通しを基に、計画の見直しを行います。
- 歩道や自転車道の整備による快適で安全な道路・交通環境を確保します。
- 公共交通は、地域拠点間のネットワーク強化や地域間交流の促進、今後の超高齢社会に対応していくうえで重要度を増すことが想定されるため、今後、公共交通を維持していくためにも利用促進に向けて、利便性の向上を図ります。

4) 交通体系の方針

①広域道路交通網の整備

◇四国横断自動車道の早期延伸

「四国8の字ネットワーク」の延伸へ向けた広域的な連携体制の強化を図りながら、整備促進に努めます。

◇広域幹線道路の改良

本市の縦軸となり、市域内の交流の促進と災害時の緊急輸送道路としての役割も担う国道441号と439号の早期改良に向け、積極的な促進活動に努めます。

また、市街地周辺については高速道路との連結も視野に、道路整備の在り方について検討します。

②市街地内道路の整備

◇四万十ICと中心市街地をつなぐ交通軸の確保検討

四国横断自動車道の延伸を見据え、市の玄関口となる四万十ICから中心市街地へ来訪者をスムーズに誘導するための経路となる国・県道の機能維持、向上を図ります。

また、羽生山を通る新たな交通軸について検討を行います。

◇中心市街地内環状道路の形成（右山角崎線の整備他）

現在未整備区間が多く残っている（都）右山角崎線の整備推進、および、県道川登中村線の機能向上を行って、中心市街地における内環状道路を形成し、市街地内の交通流動性の向上を図ります。

◇長期末整備区間の計画見直し

都市計画道路のうち、長期末整備となっている区間が多く残っている（都）中村環状線について、現況交通および今後の交通需要の見通しを基に、整備の必要性を整理し、必要に応じて計画の見直しを行います。

◇中心市街地と他拠点間のネットワーク強化

県道下田港線や県道中村下ノ加江線など、中心市街地と他拠点間を連携する幹線道路の整備を進めるとともに公共交通の利便性向上を図り、中心市街地とその他拠点とのネットワークの強化を図ります。

◇市街地内の生活道路の改善

市街地内の生活道路について、狭あい部の拡幅整備などの改善を行って、円滑な市街地間、市街地内交通の確保を図ります。

また、カーブミラーやガードレール、道路照明などの交通安全施設の整備を行って、安全な生活空間の確保に努めます。

◇道路施設の適切な保全対策

交通の安全性を確保するため、橋梁等の道路施設については、適切な保全・維持管理・長寿命化対策に努めます。

③歩道・自転車道の整備

◇歩道整備や歩行空間ネットワークの整備

中心市街地内の街路等において、公共施設利用や日常の買い物等に配慮した歩きやすい歩道の整備、および、無電柱化等による歩行者空間の確保により、安心して通行することができる歩行空間ネットワークを整備します。

◇通学路の安全確保

「四万十市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に努めます。

◇道路施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

誰もが安全に移動しやすい環境を整えるため、歩道や公共交通機関、旅客施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

◇河川堤防等へのサイクリングロードの整備

自転車利用による観光等を促進するため、河川堤防等を利用したサイクリングロードの整備を進めます。

④公共交通の利用促進

◇観光との連携による土佐くろしお鉄道の利用促進

関係自治体との連携のもと、高架橋等の耐震化を進め、安全・安心な鉄道として地域住民の足の役割を果たすとともに、“乗ってみたい列車・行ってみたい駅”の演出等により観光客の利用促進策を推進します。

◇バスネットワークの充実による利用促進

幹線バス、自家用有償旅客運送バス、デマンドバス・タクシーといった現行の運行体系を基本に、利用促進に取り組みます。

また、高齢者の事故防止のため、運転免許の返納を推進するとともに、移動手段を持たない人がより使いやすい公共交通を目指した取り組みを進めます。



《交通体系の方針図》

(3) 自然・歴史環境、景観の方針

1) 現状と課題

○中心市街地内の歴史的まちなみ景観の復元

本市は今から約550年前、前関白一條教房公が応仁の乱を機に京都からこの地に下向し、京都を模したまちづくりを始めたことから、「土佐の小京都」と呼ばれています。

しかし、昭和の南海地震などの被害により、今ではまちなみとしての面影はほとんど失われています。また、一條神社をはじめ、市が誇る貴重な文化財は点在していますが、まちの歴史・文化を継承していくための資料の蓄積が少ない状況です。

市民がまちの歴史・文化に触れる機会も少なくなっているため、「土佐の小京都」としての歴史・文化をまちの姿に活かす取り組みなどを行っていく必要があります。

○河川などの自然的環境や景観の保全と活用

本市は最後の清流四万十川を有しており、自然のままの原風景や風情を残しながら豊かな恵みを与えています。また、地域固有の生活や文化、歴史が四万十川と密接にかかわり、流域の人々の暮らしや心の中にしっかりと根付いていることから貴重な財産となっています。

本市では、「四万十市環境基本計画」、「四万十川景観計画」を策定するなど、自然環境や景観を守っていくための取り組みを行っており、平成21年2月には、四万十川流域の景観が、国の『重要文化的景観』として選定されました。

今後も自然と共生していくため、河川をはじめとして里山や農地など、美しく豊かな自然環境や景観を守り、次世代へと継承していかなければなりません。

また、四万十川をはじめ山川海の多様な魅力を最大限活用し、観光資源の磨き上げとともに効果的な観光PR、プロモーション活動など今後も継続的に展開することで、誘客に努める必要があります。

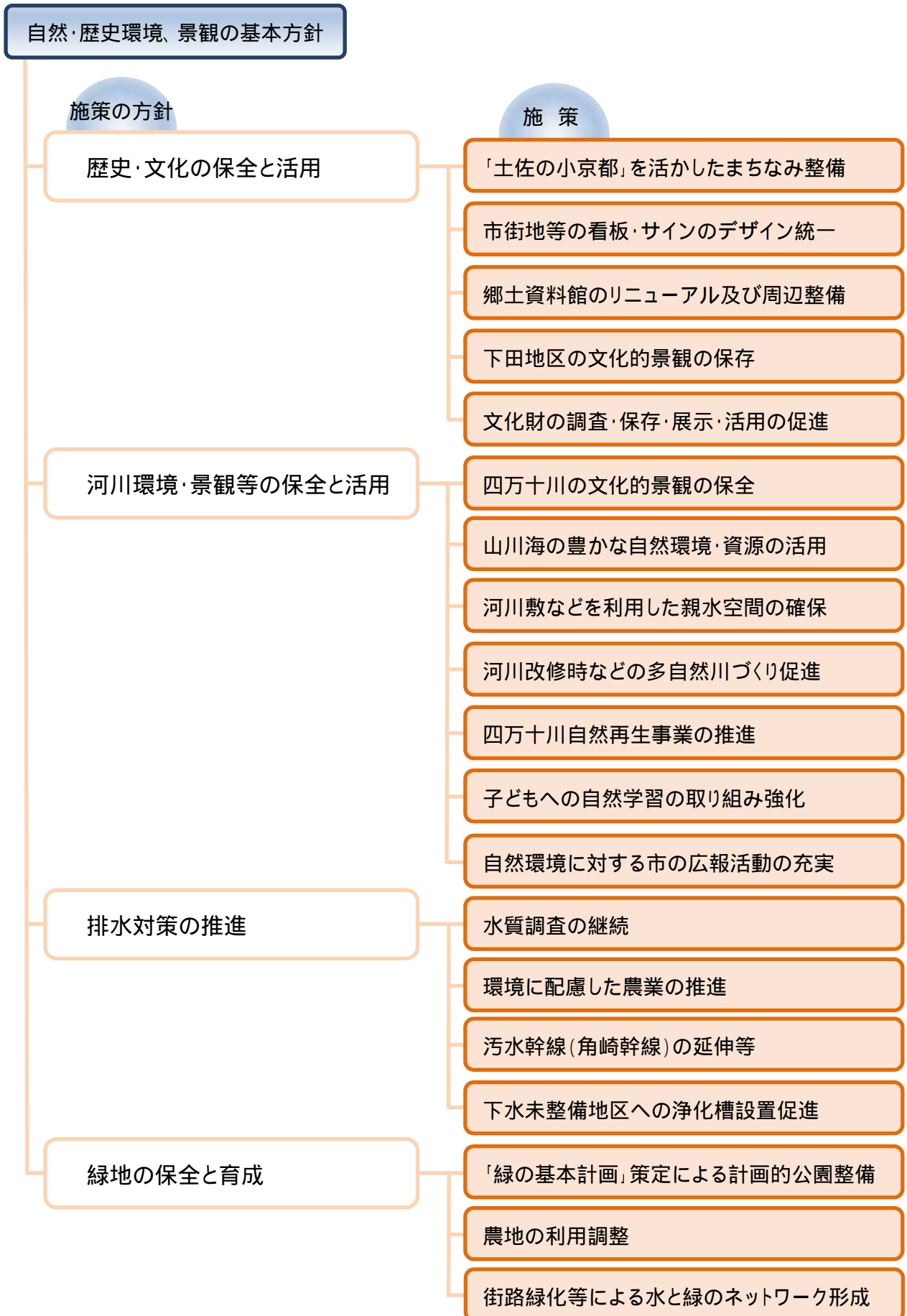
○河川水質改善に向けた下水処理

河川の水質改善には、生活污水等の下水処理を行うことが重要ですが、本市の污水处理人口普及率は80.94%（平成27年度末）となっており、一部の下水管では老朽化も進んでいます。

河川の水質保善や市民の生活環境改善に向けて、さらなる下水処理事業の推進が望まれます。



2) 方針の体系



3) 基本方針

- 失われつつある「土佐の小京都」の歴史と文化を守り、将来のまちの姿に活かすなどの取り組みによって、誇るべき歴史・文化を次世代へと継承していきます。
- 本市の財産である四万十川の自然環境の保全や、地域資源の磨き上げにより、さらなる魅力向上を図ることで、市民や来訪者の憩いの場を創出していくとともに、幅広い情報発信に努めていきます。

4) 自然・歴史環境、景観の方針

①歴史・文化の保全と活用

◇「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備

中心市街地において、「土佐の小京都」と呼ばれる誇るべき歴史文化を活かしたまちなみを再生し、統一的な景観整備を行うことにより、まちの歴史文化を継承する都市空間の形成に努めるとともに、新たなまちなみ観光の目玉として、交流とにぎわいの創出を図ります。

◇市街地等の看板・サインのデザイン統一

市街地等の看板やサインなどについて、統一デザインによる体系的な整備により、統一的な景観を演出します。また、外国人観光客に対応するため、多言語化の推進に努めます。

◇郷土資料館のリニューアル及び周辺整備

市民や来訪者向けにまちの歴史文化を伝える中心施設として、郷土資料館のリニューアルを行います。また、施設周辺においても利用環境の向上やまちの歴史文化を体感できるような周辺整備を行います。

◇下田地区の文化的景観の保存

四万十川下流に広がる下田地区は、国の重要文化的景観に選定されており、その景観の重要な構成要素となっている家屋等の保存について検討します。

◇文化財の調査・保存・展示・活用の促進

埋蔵文化財の調査・保存を計画的に実施するとともに、その他の有形・無形の文化財等の調査・保存を進めます。

埋蔵文化財の展示施設の整備・確保について検討していきます。また、遺跡地図のデータベース化やGIS（地理情報システム）を活用した一般公開等を推進し、観光や学習活動への活用を進めます。



②河川環境・景観等の保全と活用

◇四万十川の文化的景観の保全

「四万十川流域文化的景観連絡協議会」を構成する流域5市町間で連携を図りながら、保存・活用に取り組むとともに、情報発信に努めます。

◇山川海の豊かな自然環境・資源の活用

四万十川をはじめとする山川海の豊かな自然環境や貴重な地域資源を最大限活用し、四万十川流域における観光拠点施設の整備や機能強化と併せ、2次交通の充実やインバウンドにも対応した周遊しやすい環境づくりを進めます。

また、幡多地域や四万十川流域市町村と連携し、広域連携による周遊観光プランの造成・発信に努めていきます。

◇河川敷などを利用した親水空間の確保

四万十川の河川敷などにおいて、市民や来訪者が水辺環境に親しみ、憩うことのできる親水空間の確保に努めます。

◇河川改修時などの多自然川づくり促進

河川環境の保全に努め、河川改修時には生物多様性に配慮した多自然川づくりを促進して、自然豊かな河川環境の維持に努めます。

◇四万十川自然再生事業の推進

昭和40年代の川の姿を再生する四万十川における「アユの瀬づくり」、「魚のゆりかごづくり」、中筋川における「ツルの里づくり」などの自然再生事業を推進します。

◇子どもへの自然学習の取り組み強化

子どもの頃から自然に親しむ「水辺の楽校」等や学校教育の総合学習など、自然学習への取り組みを強化します。

◇自然環境に対する市の広報活動の充実

広報誌やホームページ等を通じた情報発信の充実に努め、市民の環境に対する意識醸成を図ります。

③排水対策の推進

◇水質調査の継続

四万十川や各河川の定期的な水質の調査を実施し、河川環境の監視体制を継続します。

◇環境に配慮した農業の推進

水田からの濁水対策や減農薬農法など、環境に配慮した農業の推進を図り、河川の水質保全に努めます。

◇汚水幹線（角崎幹線）の延伸等

汚水幹線（角崎幹線）を延伸し、河川の水質保全に努めます。

また、必要に応じ、公共下水道（汚水）事業区域の見直しを検討します。



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

◇下水未整備地区への浄化槽設置促進

農業集落排水等の対象外地区における排水対策として浄化槽設置を促進します。

④緑地の保全と育成

◇「緑の基本計画」策定による計画的公園整備

「緑の基本計画」を策定し、公園や緑地さらには親水空間の整備の在り方について検討します。

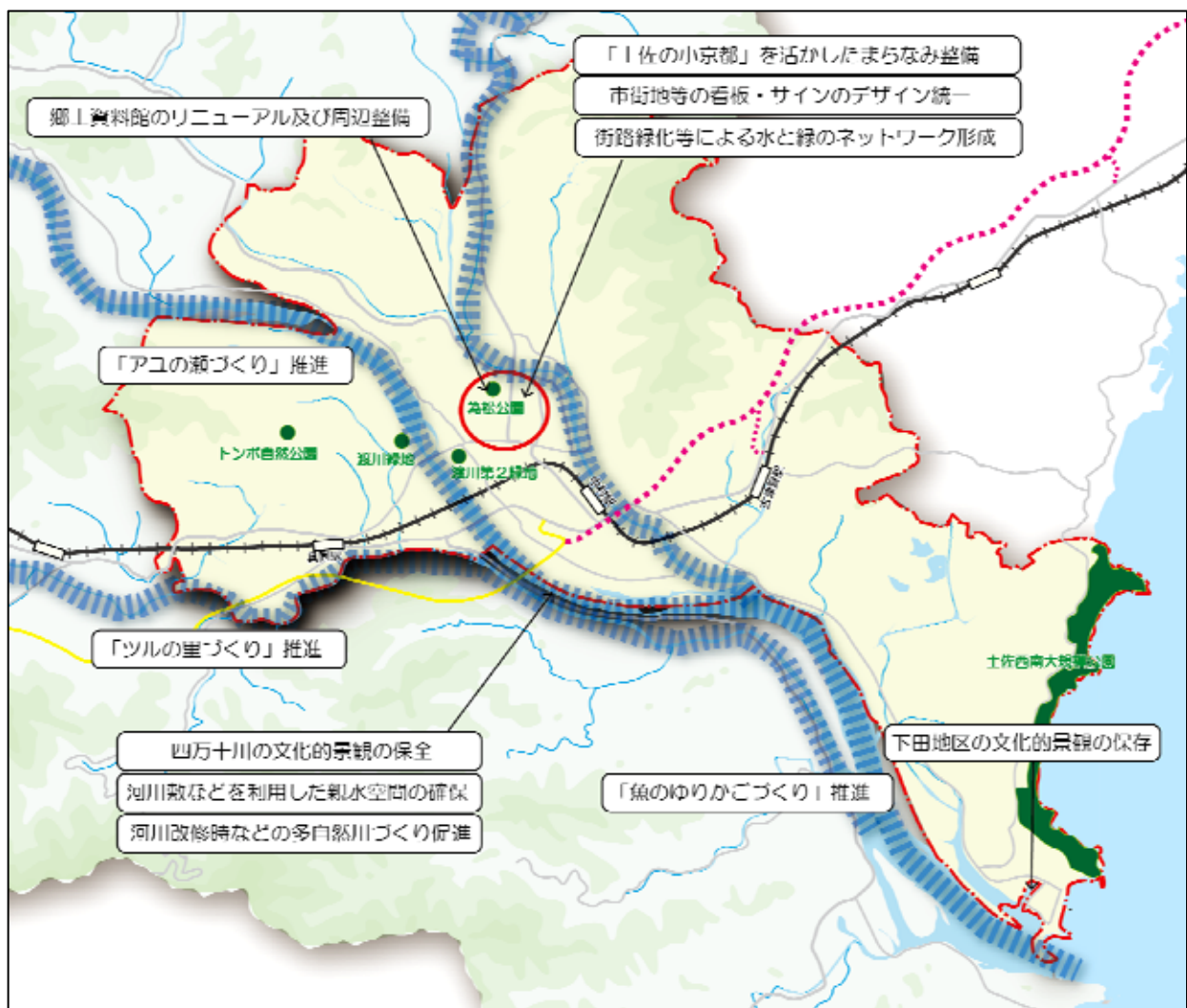
◇農地の利用調整

農地中間管理機構の活用や農業委員による農地の利用調整などにより、農地利用の円滑化を図ります。

また、営農類型等に応じた農地の集積を進めるとともに、基盤整備を進めます。

◇街路緑化等による水と緑のネットワーク形成

豊かな自然に囲まれた本市ですが、まちの顔となる中心市街地内には水や緑の空間が少ない状況にあるため、街路や水路、公共施設の改修等により水辺や緑化空間を確保し、まちなかの回遊路設定等に併せた、水と緑のネットワークの形成を図ります。



《自然・歴史環境、景観方針図》



(4) 市街地整備の方針

1) 現状と課題

○市街地のコンパクト化

本市の中心市街地は四万十川と後川に挟まれた中州地形の中で発展し、都市計画の用途を指定するなど、無秩序な土地利用や開発等を抑制したほか、土地区画整理事業の実施によって他市に比べ比較的コンパクトな市街地が形成されています。

しかしながら、今後の人口減少を見据えると、市街地内における空洞化の進行が懸念され、現在の機能配置のままでは非効率となっていくと見られます。また、高齢化もさらに進むため、車の利用を前提とした機能配置のままでは、機能を簡単に利用できなくなる人が増えていくことも考えられます。

したがって、都市機能や住居をさらに集約して、高密度でコンパクトな市街地を形成することにより、効率的で、住みやすいまちづくりに取り組むことが求められます。

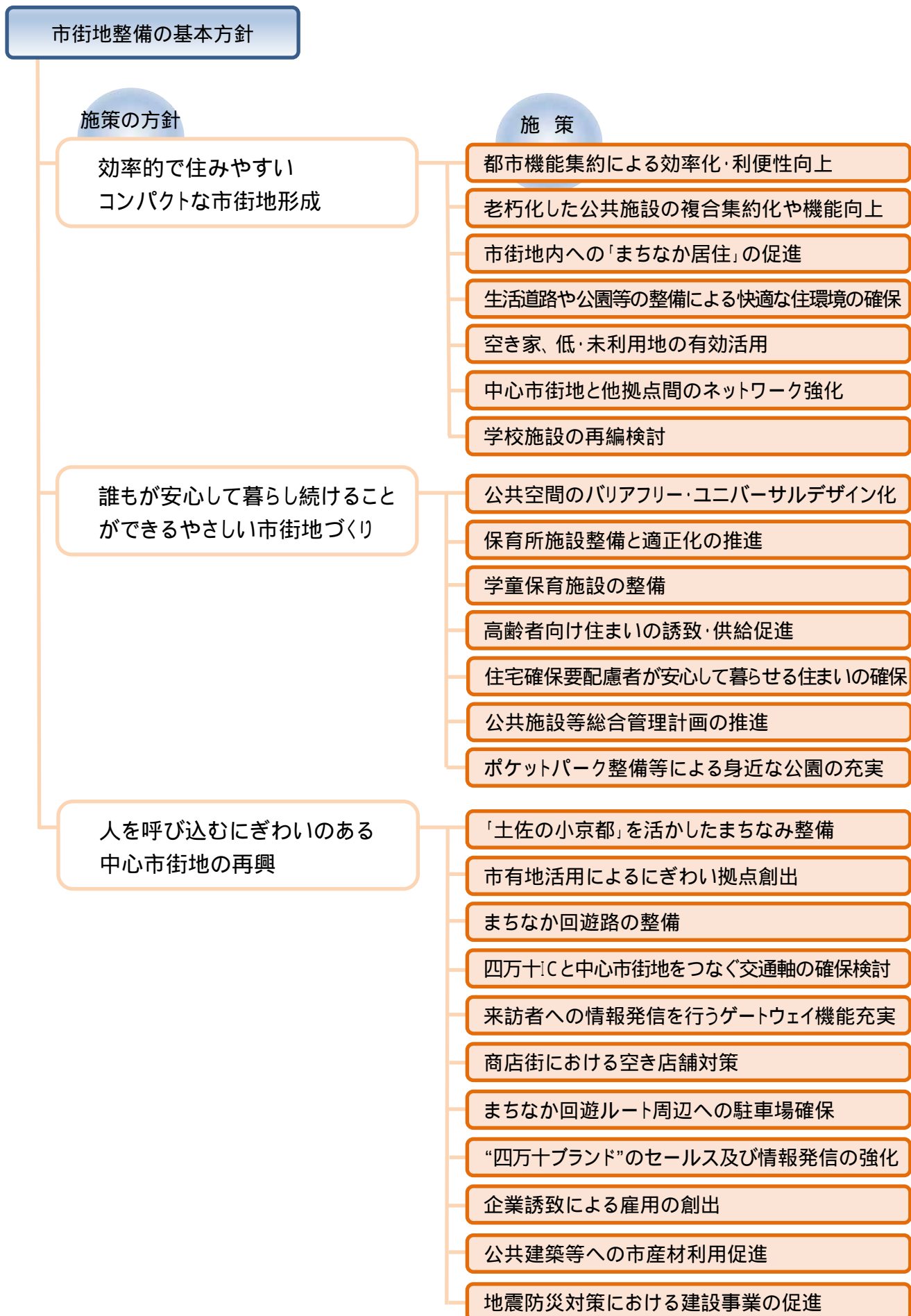
○中心市街地の活性化

本市では、中心市街地の商店街における空き店舗率が増加するなど、中心市街地の空洞化と衰退が問題となっています。

一方で、小売店舗等をはじめとした商業施設、一條神社などの歴史観光施設、そして宿泊施設も多くあり、個々に力強い集客力を有する魅力資源が存在していますが、全体としてみた場合の魅力に乏しいため、回遊する楽しみを見出せていません。

近い将来、四国横断自動車道が四万十 IC まで延伸した場合に、四万十 IC 周辺及び中心市街地が、“まるごと”産業振興のための情報発信・販売する拠点エリアとなることを睨みながら、中心市街地への交通軸の確保や、魅力あるまちなみを形成することにより、人を呼び込み、にぎわいをとりもどすことが必要です。

2) 方針の体系





3) 基本方針

- 今後の人口減少、少子高齢化の進行を見据え、都市機能の集約や居住の誘導等により、高密度でコンパクトな市街地を形成して、効率的で利便性の高い、誰もが暮らしやすいまちをつくれます。
- 四国西南の中心都市として、都市機能の充実を図るとともに、人を呼び込む魅力ある中心市街地の再興に努め、にぎわいのあるまちをつくれます。
- 中心市街地が産業振興の情報発信・販売を行う拠点となるべく、必要となる機能・施設の検討を推進していきます。

4) 市街地整備の方針

①効率的で住みやすいコンパクトな市街地形成

◇都市機能集約による効率化・利便性向上

河川に囲まれたコンパクトな市街地地形を活かし、持続的な発展を支える集約型都市構造を実現するため、既成市街地内に都市機能を集約し、効率的で利便性の高い都市づくりを推進します。

◇老朽化した公共施設の複合集約化や機能向上

中心市街地内にある公共施設のうち、老朽化の進んだ文化センターと中央公民館、および、働く婦人の家の複合施設整備を推進し、市民の利便性の向上、生涯学習・文化芸術活動の創造と交流の場の形成を図ります。

また、近隣市街地にある老朽化が著しい食肉センターについては、衛生安全基準に基づく HACCP 対応可能な施設への建て替えを検討します。

◇市街地内への「まちなか居住」の促進

市街地内に都市機能を集約するとともに、生活便利施設や土地の高度利用による共同住宅の誘致を行って、「まちなか居住」を促進します。

◇生活道路や公園等の整備による快適な住環境の確保

まちなかの快適な暮らしを実現させるために、市街地内の生活道路や公園、緑地のアメニティ空間の整備を推進して、快適な住環境の確保に努めます。

◇空き家、低・未利用地の有効活用

空き家調査を継続的に行い、NPO 法人と連携を図りながら、地域住民に対し移住支援に対する理解を高めるとともに、空き家住宅の活用を基本におためし住宅の整備検討を行うなど、移住者用の住宅確保に努めます。

市街地内の低・未利用地について、実態調査を実施して情報を整理するとともに、土地所有者の意向確認等により活用可能となった土地について、有効的な活用方策について検討を行います。

◇中心市街地と他拠点間のネットワーク強化（再掲）

県道下田港線や県道中村下ノ加江線など、中心市街地と他拠点間を連携する幹線道路の整備を進めるとともに公共交通の利便性向上を図り、中心市街地とその他拠点とのネットワークの強化を図ります。

◇学校施設の再編検討

少子化の進行による児童・生徒数の減少などの変動を見据え、学校施設の再編について検討を行います。

②誰もが安心して暮らし続けることができるやさしい市街地づくり

◇公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

誰にもやさしい都市環境づくりを目指し、まちや建物、交通機関などの公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。

また、手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。

◇保育所施設整備と適正化の推進

総合的な判断のもと計画的な保育所施設整備を図るとともに、子ども数の動向に即して、保育所施設の再編を進めます。

また、子育て環境を整備し、まちなか居住の促進と子育て支援の充実を図ります。

◇学童保育施設の整備

小学校内、および、隣接周辺地へ学童保育を行うための施設整備を進めます。

◇高齢者向け住まいの誘致・供給促進

超高齢社会に対応したまちなか居住を促進するため、中心市街地内にサービス付き高齢者向け住宅等民間施設の誘致・供給を促進します。

◇住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保

中心市街地のまちなか居住を促進するため、低額所得者や高齢者、障害者等住宅の確保に特に配慮を要する者に対し、中心市街地の空き家を活用した住みかえ支援を行うことで、まちなか居住の促進による地域コミュニティの強化を図ります。

◇公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化、有効活用などを計画的に推進するとともに公共施設等の最適な配置を検討します。

◇ポケットパーク整備等による身近な公園の充実

身近な生活圏の中において、子どもや高齢者が安心して集え、コミュニティの場ともなる公園の充実化に向け、市街地内の街区公園の適正配置検討、および、ポケットパークの整備を推進します。



③人を呼び込むにぎわいのある中心市街地の再興

◇「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備（再掲）

中心市街地において、「土佐の小京都」と呼ばれる誇るべき歴史文化を活かしたまちなみを再生し、統一的な景観整備を行うことにより、まちの歴史文化を継承する都市空間の形成に努めるとともに、新たなまちなか観光の目玉として、交流とにぎわいの創出を図ります。

◇市有地活用によるにぎわい拠点創出

土佐銀行跡地などの市有地を有効に活用し、市民と観光来訪者が共に集い交流できる、まちのにぎわい拠点の創出を図ります。

◇まちなか回遊路の整備

主要街路の無電柱化などを実施して、中心市街地内の観光回遊等に適したルート設定や、歩きやすい歩行空間の整備を進めます。

◇四万十 IC と中心市街地をつなぐ交通軸の確保検討（再掲）

四国横断自動車道の延伸を見据え、市の玄関口となる四万十 IC から中心市街地へ来訪者をスムーズに誘導するための経路となる国・県道の機能維持、向上を図ります。

また、羽生山を通る新たな交通軸について検討を行います。

◇来訪者への情報発信を行うゲートウェイ機能充実

四国横断自動車道延伸時に市の玄関口となる四万十 IC および古津賀 IC（仮称）間の一般国道沿いを中心に、道の駅の整備検討や高速バス停留所の設置、来訪者に向けて市内の観光・産業・歴史文化等の情報発信を行う施設を整備するなど、ゲートウェイ機能の充実を図ります。

◇商店街における空き店舗対策

商店街の空き店舗対策として「チャレンジショップ事業」など、ソフト事業の充実により中心市街地の活性化を図ります。

◇まちなか回遊ルート周辺への駐車場確保

観光来訪者のまちなか回遊を促すとともに、回遊ルート内への観光車両の進入を防ぎ、良好な観光環境を確保するためにも、回遊ルート周辺部に駐車場（大型バス駐車対応）の整備を進めていきます。

◇“四万十ブランド”のセールス及び情報発信の強化

営業力のある人材・組織の育成や商談会等への出展、さらに海外への営業活動の促進など、“四万十ブランド”商品のセールスを強化します。

多様な媒体の活用や産業間連携による誘客活動を展開し、地域情報や“四万十ブランド”商品の広報、プロモーションを強化します。



◇企業誘致による雇用の創出

企業やサテライトオフィス等を誘致するため、企業規模にマッチングした支援メニューの創設など、企業が進出し易い環境づくりを通じて雇用の拡大に努めます。

また、にぎわいづくりの各種施策を進め、魅力あるまちの姿を創出するとともに、これらの情報を外部に積極的に発信し、流入人口の増大を図っていきます。

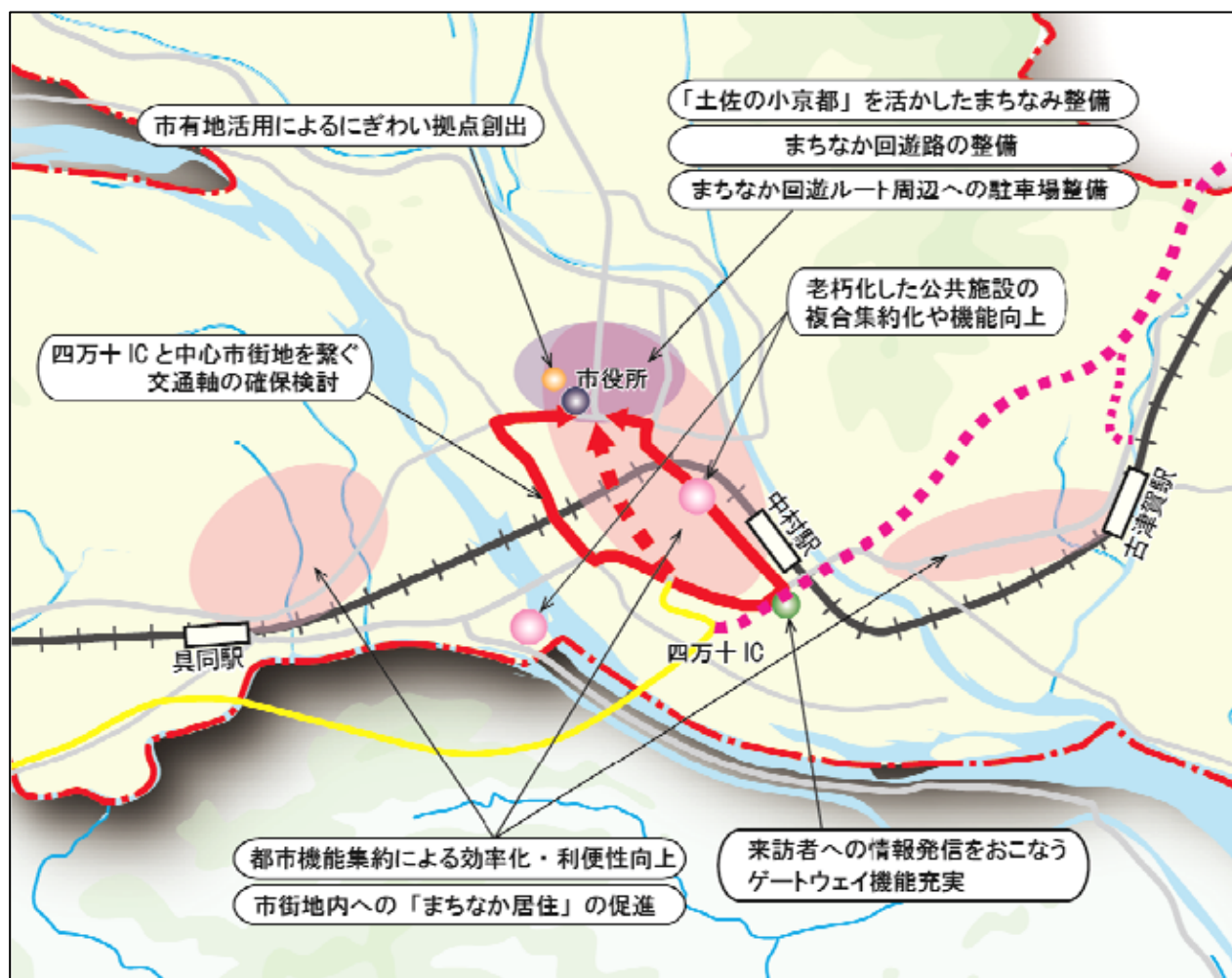
◇公共建築等への市産材利用促進

公共建築等での市産材の率先利用を促します。

コーディネイト組織を立ち上げ、ヒノキ活用の意識醸成や消費者（建築主）と事業者のマッチングを行い、木造住宅の建築を促進します。

◇地震防災対策における建設事業の促進

施設の長寿命化・南海トラフ巨大地震への対策強化により建設事業を確保します。



《市街地整備方針図》



(5) 都市防災の方針

1) 現状と課題

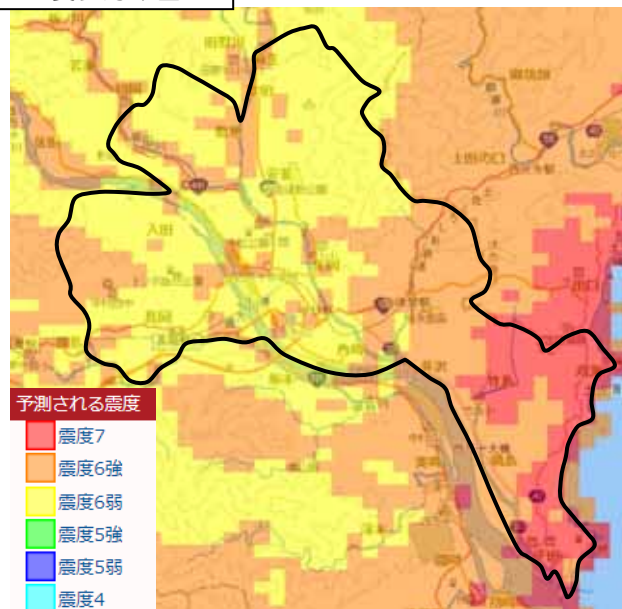
○地震・津波対策

本市は、河川に挟まれた堆積地層上に市街地が形成されていることから過去の南海地震において、揺れによる家屋の倒壊、広域火災等により多くの死傷者を出す被害を経験してきました。津波被害については、昭和、安政南海地震においては特筆すべき被害はなかったものの、宝永地震の際には広範囲に津波の浸水があり、特に下田と初崎においては「亡所」となったとの記載を古文書（谷稜記）で確認することができます。

近い将来に必ず発生すると言われている南海トラフ地震においては、地震動による火災や液状化、また沿岸部では津波による被害も想定されています。高知県による被害想定（H25.5）の最悪のケースで、本市では建物被害 3,600 棟、死者 900 名、負傷者 1,400 名と想定されており、ハード・ソフトの両面から、早急な対策が必要となっています。

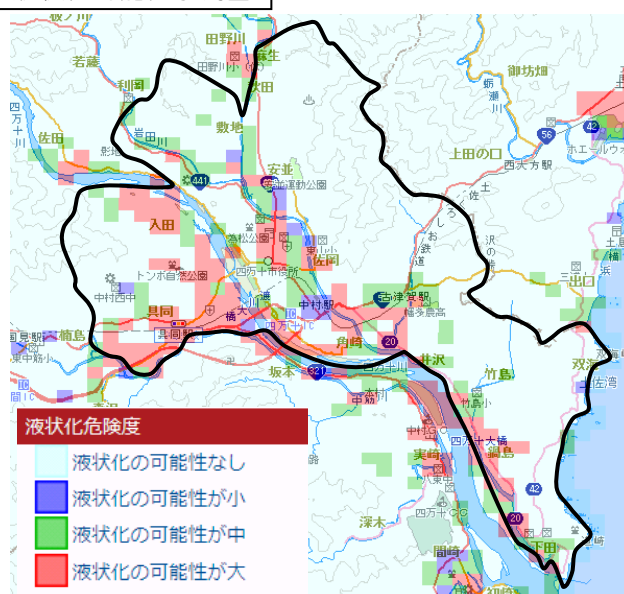
震度分布図

（※発生しうる最大クラスの地震による推計）

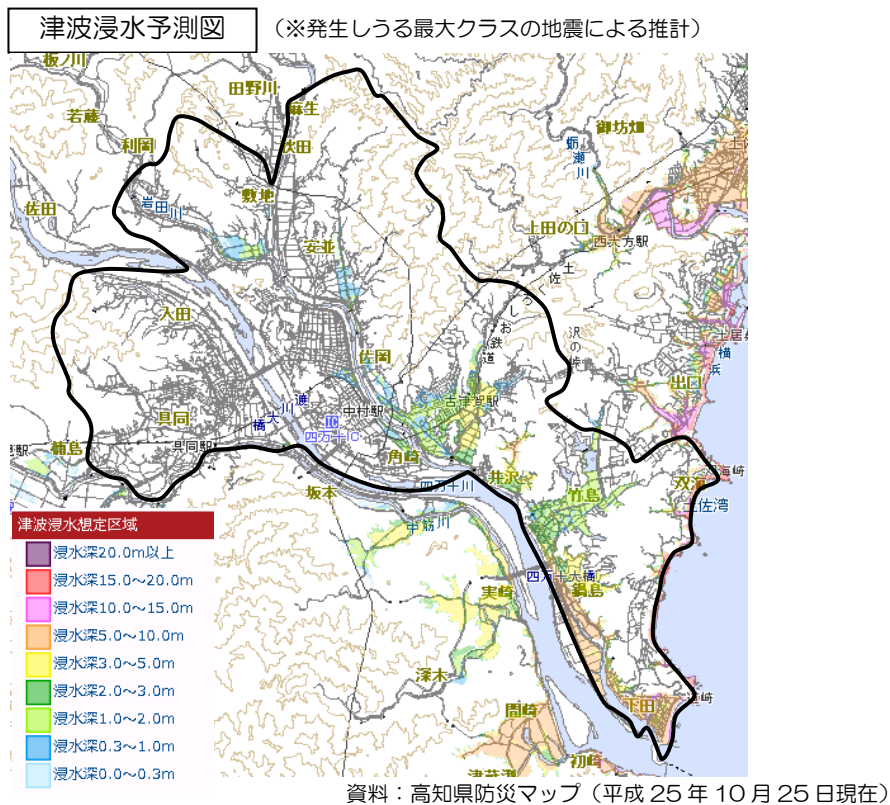


液状化可能性予測図

（※発生しうる最大クラスの地震による推計）



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）



高知県では、住宅の耐震化や津波からの早期避難意識向上を進めることで、地震・津波による被害を軽減できると提言しています。本市においても地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づけるため、これらの対策を推進していくことが必要です。





○その他洪水等対策

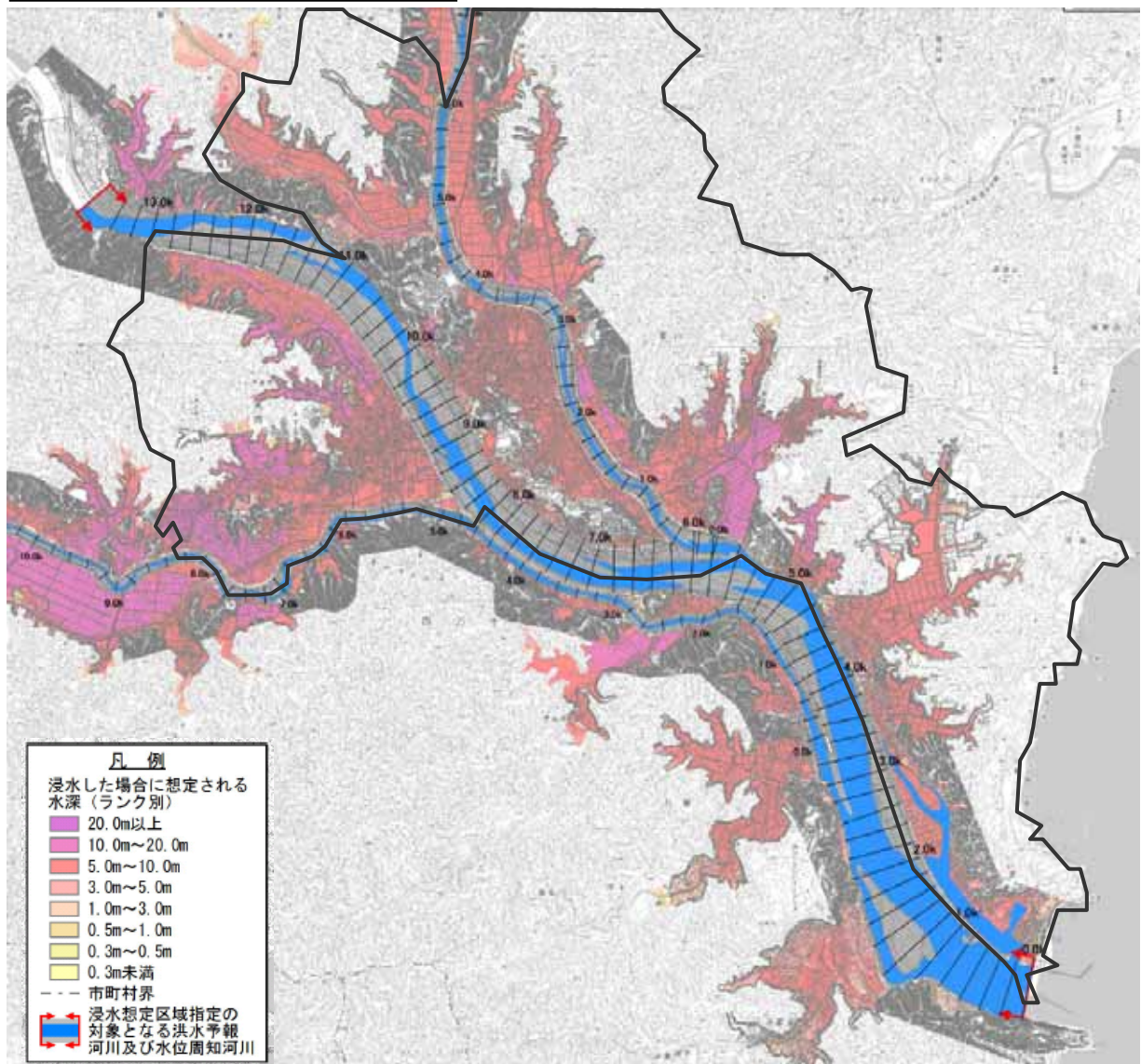
四万十川流域は台風常襲地帯であり、古くから度々大洪水に見舞われ、その都度多大の被害を被っていました。このような洪水被害を防ぐため、四万十川をはじめ市内の河川沿いでは堤防の整備が進められていますが、現在も堤防未整備（無堤）箇所や堤防断面が不足している箇所が残っており、早急な対策が必要となっています。

また、大雨による洪水の浸水被害について、平成 27 年に「水防法」の一部が改訂となり、新たに「想定最大規模」の降雨による浸水想定区域の指定が義務付けられました。過去に観測された最大雨量から浸水想定区域を指定するため、これまでの浸水予測と比べ、範囲が広く、かつ、浸水深が大きい想定となっており、今後はこの最大想定についても対策の検討が必要となります。

この他にも本市では高潮や、土砂災害、内水被害などが頻発することから、これらについても対策を行っていく必要があります。

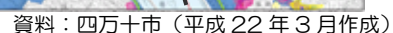
洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（※約千年に 1 回を上回る降雨量）

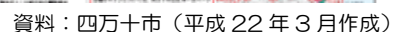


資料：四国地方整備局公表資料（平成 28 年 5 月 30 日公表）

(※概ね百年に一度の大雨による予測)



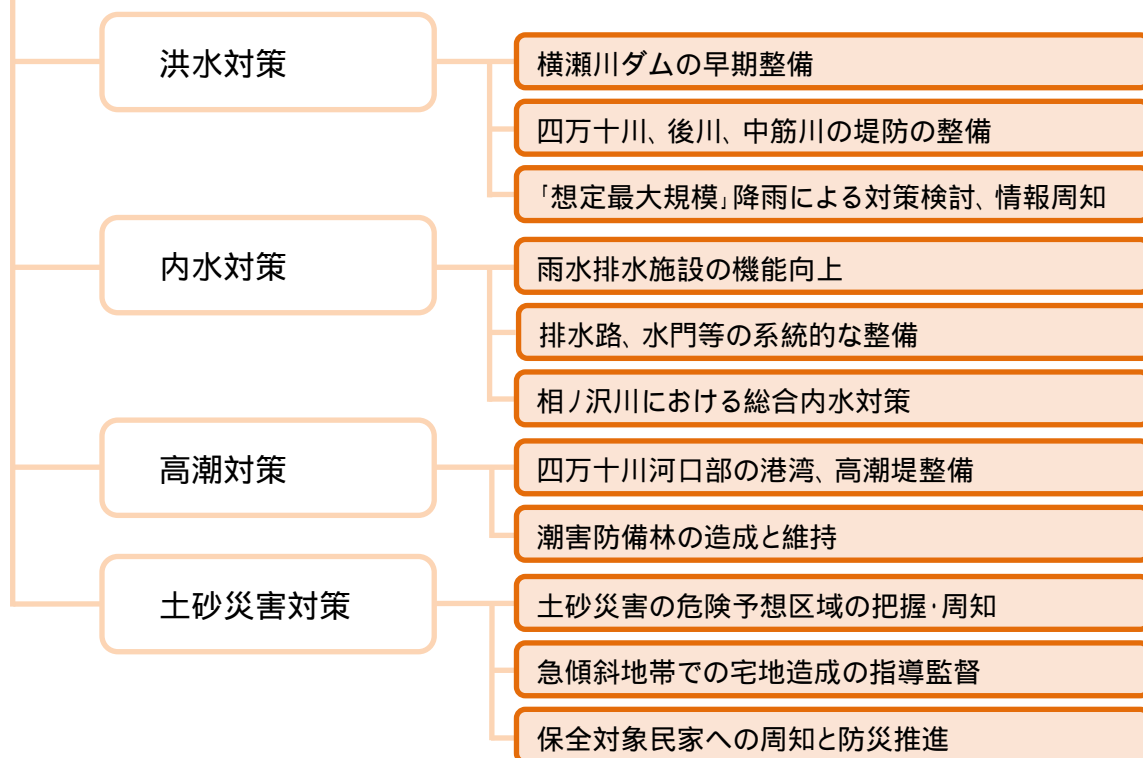
(※概ね百年に一度の大雨による予測)





2) 方針の体系





3) 基本方針

○本市では「命を守る・つなぐ」ことを基本とし、「四万十市地域防災計画（一般災害対策編）」、「四万十市水防計画」、「四万十市地域防災計画（地震・津波被害対策編）」等に基づき、ハード・ソフトの両面から、南海トラフ地震・津波対策をはじめ、四万十川の洪水や内水を含む風水害対策など、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進して、強くて安全・安心なまちをつくります。



4) 都市防災の方針

①防災基盤の整備

◇四国横断自動車道延伸による広域緊急輸送体制確立

四国横断自動車道の四万十町方面から本市への延伸、および、既に共用中の中村宿毛道路との接続により、災害時の広域緊急輸送体制を確立します。

◇消防署の移転による広域防災拠点整備

四国横断自動車道の延伸を見据え、広域防災の面でも「四国西南の中心都市」となるよう、国土交通省や警察などの既存の施設と連携可能な消防署の整備を推進します。

◇防災拠点基地施設、備蓄施設等の整備

災害時に生命を守るための避難先、および、防災活動を行う拠点として、防災拠点基地施設、防災活動拠点施設、防災コミュニティセンターの整備を行います。また、避難先としても活用でき、負傷者の搬送、物資の輸送のためのヘリポートとしても活用可能な防災広場の整備を行います。

災害時、外部からの支援が届くまでに必要な物資を備蓄するための防災備蓄倉庫、飲料水等の確保を行うための耐震性貯水槽、停電時に対応するための自家発電施設を整備することで、緊急時への備えを図ります。

◇幹線道路等の骨格的な都市基盤施設の整備

避難路、指定緊急避難場所、火災延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路（緊急輸送道路）、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設の整備を推進します。

◇上水道の安定供給、下水道の安定処理対策

上水道の安定供給、および、下水道の安定処理に向けた、上下水道管・施設の老朽化対策と耐震化、液状化対策を促進します。

◇ライフラインの耐震化、液状化対策

電気、通信施設などのライフラインについて、地震時の安全性と信頼性を高めるために耐震化を促進します。

また、地震等による市民生活への影響を最小限に抑えるため、液状化対策を促進します。

◇地域住民の備蓄スペースの確保

災害時の指定避難場所やその周辺において、地域住民が自ら備える備蓄スペースを確保し、災害時の緊急物資の確保を行い、同時に地域住民の防災意識の向上に努めます。

◇消防装備、資機材の充実

複雑多様化する各種災害や、大規模地震などの自然災害に備え、訓練及び消防装備、資機材の充実強化を図ります。

◇ハザードマップの見直しと市民への周知

災害ハザードマップの見直しとともに、市民への周知徹底を図ります。

◇防災教育の強化、応急処置の普及啓発

子どもへの教育とともに、生涯学習や公民館活動を通して市民への防災教育の強化を図ります。

市民を対象にした救命講習会への参加や事業所等へのAEDの設置を呼びかけ、救命率の向上に努めます。また、保育所・学校等に対しては、講習会等を定期的を実施するとともに、AEDの耐用年数に応じ機器や消耗品の更新を行います。

◇避難行動要支援者の避難支援体制確立

避難行動要支援者名簿の作成と、避難支援の個別プランの作成を進めます。

福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備、資材、医療的ケアなどの準備を進めます。

◇災害医療体制の確立

大規模災害時において医療救護活動の万全を期するため、拠点となる市民病院の機能を確保するとともに、防災訓練の実施やDMAT（災害派遣医療チーム）の整備など、医療救護体制の強化に努めます。

②地震・津波対策

◇避難所となる小中学校施設等の耐震性確保・機能向上

被災時に地域住民の重要な避難所となる小中学校の校舎、および、体育館（屋内運動場）等の耐震・劣化診断と補強・改修を行って、耐震性を確保します。

また、自家発電施設や生活用水を確保するための井戸を設置し、避難所の機能向上に努めます。

◇公共施設の老朽化対策・耐震化等

公共施設の耐震化を行うとともに、特定建築物（耐震改修促進法第6条）のうち、災害応急対策の実施拠点や避難所となる病院、庁舎などの耐震化を行います。

また、一般建築物においては、耐震診断の必要性の普及・啓発を図り、耐震改修補助制度も活用しながら、耐震改修を促進します。

◇老朽化住宅の除却や落下防止対策等

老朽化した住宅の除却を促進し、屋外広告物や窓ガラスの落下防止、工作物の耐震化を促進します。

◇海岸・河川堤防等の嵩上げ・耐震化

地震、津波時に対応するため、海岸・河川堤防の嵩上げや耐震化を図るとともに、水門・樋門についても耐震対策を促進します。



◇津波避難路・津波避難場所、津波避難タワーの機能向上

「命を守る」対策として進めてきた津波避難路・避難場所や津波避難タワーについて、適正な維持に努めるとともに機能向上を図ることで、津波からの安全を確保します。

◇緊急輸送道路や避難路の無電柱化

緊急輸送道路や避難路において、電柱倒壊による道路遮断の防止や、電力・通信網の切断被害の軽減等を図るため、無電柱化を推進します。

◇液状化危険箇所の把握・対策検討

液状化箇所の判定等を実施し、危険箇所の把握に努めるとともにその対策について検討します。

◇高台への復興まちづくり計画検討

最大クラスの津波により甚大な被害が予想されている地域については、発災後または事前復興も視野に入れ、自然環境や農地との調和を図りつつ、太平洋沿岸の優良な高台（平野・双海地区等）に移転する「復興まちづくり」の検討を進めます。

併せて低地部については、海岸保全施設等により一定の安全性を考慮したうえでの土地利用を検討します。

③火災対策

◇消防ポンプ車の増強、消火栓・防火水槽等の整備

火災時に備え、消防ポンプ車の増強を行います。また、地震時の火災にも備えて耐震性のある消火栓、防火水槽等の整備を行います。

◇防火に配慮した土地利用の促進

特に市街地の延焼を防止するために、準防火地域については、現在指定されている場所を継承し、さらに必要な指定を行うことで防火に配慮した土地利用の促進を図ります。

◇一般建築物や公共施設の防火性能の向上推進

一般の建築物や公共施設において、防火性能の向上を推進します。

一般家屋においても、火災から住民の生命・財産を守るため、住宅用火災報知器や住宅用消化器の設置等、住宅防火対策を促進します。

④洪水対策

◇横瀬川ダムの早期整備

洪水調整機能を有する横瀬川ダムの早期整備を促進します。

◇四万十川、後川、中筋川における堤防の整備（築堤・断面確保・輪中堤など）

台風や集中豪雨による洪水に備え、四万十川、後川、中筋川における無堤地区への堤防整備や、河川断面不足箇所における断面確保のための河川改修等を行います。

◇「想定最大規模」降雨による対策検討、情報周知

水防法の一部改訂に伴い、「想定最大規模」降雨による浸水想定区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況を調査し対策を検討します。また、それらについて情報の周知を行います。

⑤内水対策

◇雨水排水施設の機能向上

雨水排水施設の長寿命化対策等により施設の機能向上を図ります。

また、必要に応じ、公共下水道（雨水）事業区域の見直しを検討します。

◇排水路、水門等の系統的な整備

内水はん濫が想定される地域において、排水路や水門の整備を系統的行い、内水対策を実施します。

◇相ノ沢川における総合内水対策

相ノ沢川流域の低地帯では、内水はん濫による浸水被害が危惧されており、内水排除等の浸水を軽減する対策を総合的に実施します。

⑥高潮対策

◇四万十川河口部の港湾、高潮堤整備

四万十川河口部（下田地区）において、高潮の被害を防止するため、港湾、高潮堤の整備を促進します。

また、下流域の越波および下田港の航路における船舶航行の安全確保とともに、治水面・環境面の双方に影響を与える可能性がある砂洲について、監視・把握し復元を目指す検討を進めます。

◇潮害防備林の造成と維持

高潮発生時はもとより、津波発生時においても防災効果が維持・発揮できるよう、沿岸部への防備林の造成と適正な維持管理を図ります。

⑦土砂災害対策

◇土砂災害の危険予想区域の把握・周知

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険が予想される地区を把握し、危険箇所の周知を行い、災害リスクの低減を図ります。また、急傾斜地崩壊対策事業等の活用により、必要な対策を講じます。

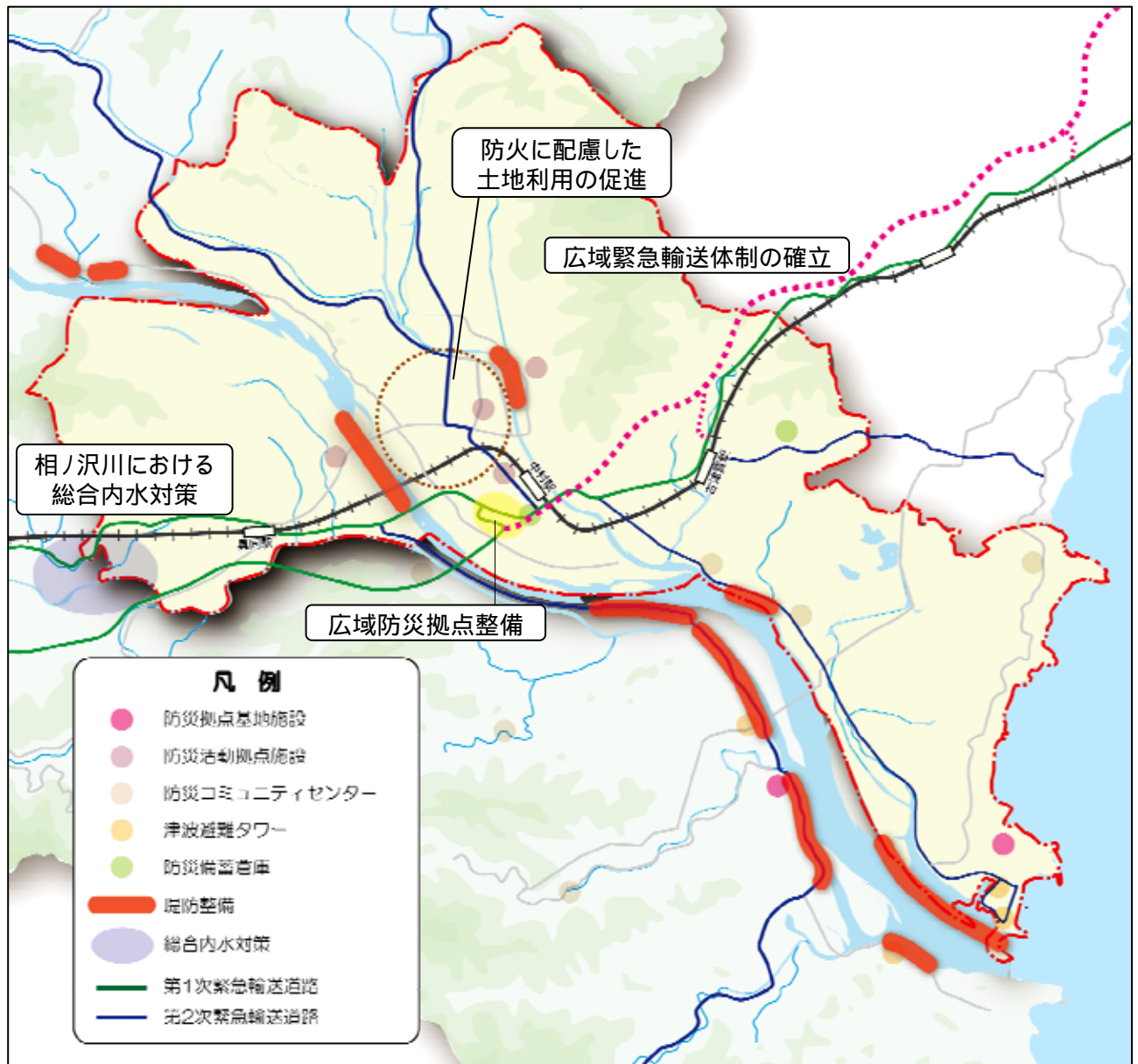
◇急傾斜地帯での宅地造成の指導監督

がけ崩れや土石流等の発生の恐れがある地区については、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等における建築物の立地を制限するとともに、既存の建築物の移転を促進します。



◇保全対象民家への周知と防災推進

保全対象民家にリスクと対策の周知をおこない、防災情報の提供に努め、防災訓練や防災研修の実施を推進します。



《都市防災の方針図》



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

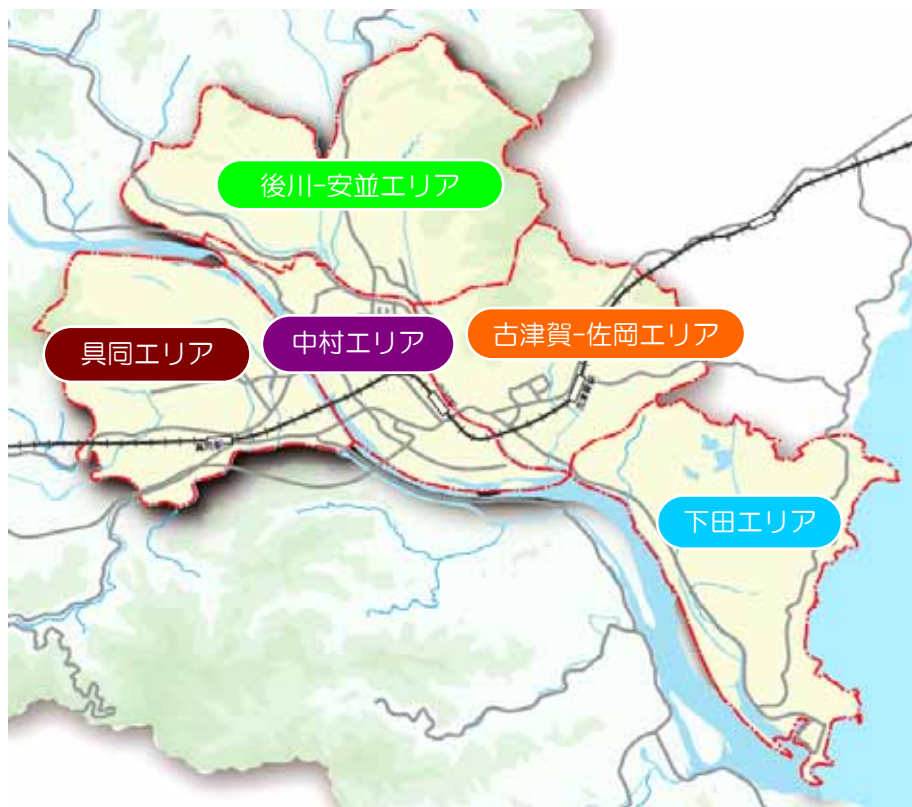
第3章

地域別構想



1. エリア区分の設定

地域別構想では、地形や日常生活圏としてのまとまり、土地利用や四国横断自動車道の延伸に向けたまちづくり方針などを考慮して、中村都市計画区域を下図に示す5つのエリアに区分し、それぞれのエリアの現況と課題を踏まえて、まちづくり構想を示します。



◇地域別構想の構成

1 エリアの現況

- 特性
- 人口・世帯
- 土地利用状況
- 都市施設の整備状況
- 公共施設の状況
- 地域環境と資源
- 防災

2 エリアのまちづくり主要課題

- 土地利用
- 交通体系
- 自然・歴史環境、景観
- 市街地整備
- 都市防災

3 エリアのまちづくり構想

- まちづくりのビジョン
- まちづくりの基本方針

4 エリアの分野別方針・主要な施策

- 土地利用（居住地整備）の方針と主要施策
- 交通体系の方針と主要施策
- 自然・歴史環境、景観の方針と主要施策
- 市街地整備の方針と主要施策
- 都市防災の方針と主要施策



2. 中村エリアのまちづくり構想

(1) 中村エリアの現況

■特性

(地形)

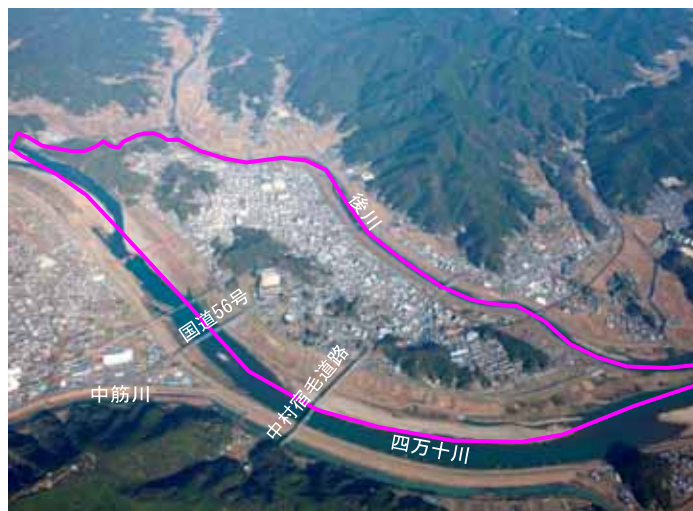
◇中村エリアは本市の都市計画区域のほぼ中央部に位置し、1級河川四万十川と後川に囲まれた地域です。

(歴史)

◇古くから「土佐の小京都」として栄え、京都に模した格子状のまちなみや一條神社をはじめ、各時代の足跡を物語る有形・無形の文化財が残されています。

(施設)

◇本市の中核となる官公庁や医療、文化施設などの都市機能が集積しています。

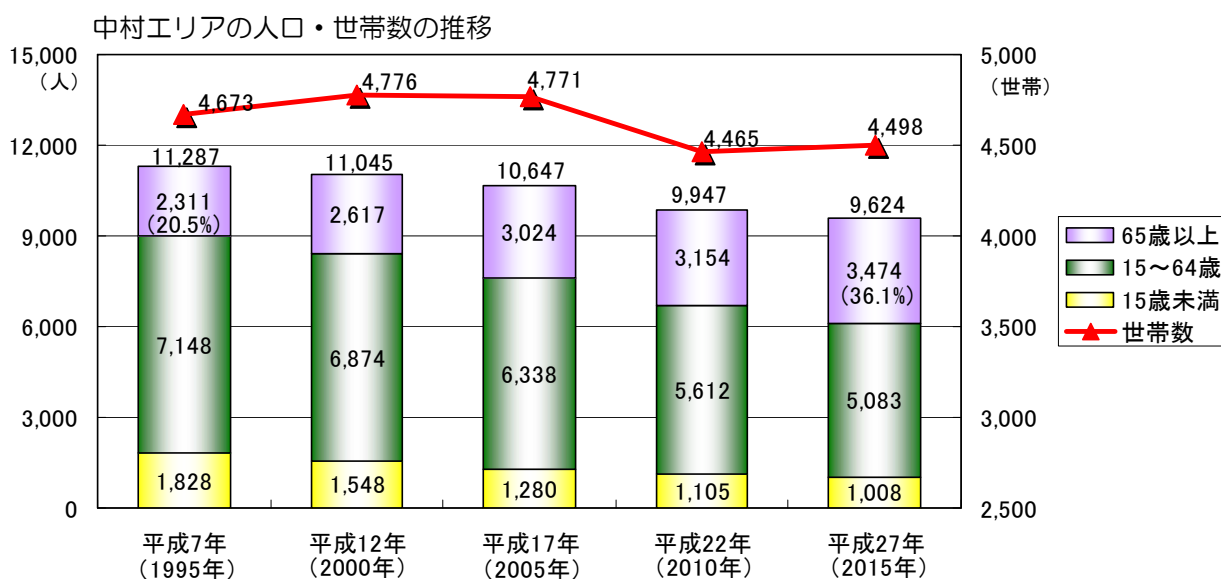


■人口・世帯

◇中村エリアの人口は平成7年(1995年)の11,287人から平成27年(2015年)の9,624人と長期的に減少傾向が続いています。

◇高齢化率は平成7年の20.5%から平成27年の36.1%と上昇しており、高齢化が進行しています。

◇世帯数は平成7年の4,673世帯から平成17年(2005年)の4,771世帯と増加していましたが、平成22年(2010年)に大きく減少し、平成27年には微増して4,498世帯となっています。



※エリア人口には年齢不詳を含む
年齢層別人口は年齢不詳を除く
資料：各年国勢調査結果 (H7～H27)

◆地区別人口の推移

単位：人

地区名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減 H27-H7	H27/H7
中 村	7,934	7,579	7,166	6,495	6,215	▲1,719	78.3%
右 山	2,579	2,511	2,536	2,591	2,516	▲63	97.6%
不 破	672	832	826	749	793	121	118.0%
角 崎	102	123	119	112	100	▲2	98.0%
エリア計	11,287	11,045	10,647	9,947	9,624	▲1,663	85.3%
市全体	38,991	38,784	37,917	35,933	34,313	▲4,678	88.0%

※平成 7 年、平成 12 年の市全体には旧西土佐村を含む
人口には年齢不詳も含む

地区区分は高知県都市計画基礎調査の調査区分による

資料：各年国勢調査結果（H7～H27）



地区区分図

◆地区別世帯数の推移

単位：世帯・人

地区名	世帯数 平成 7 年	世帯数 平成 12 年	世帯数 平成 17 年	世帯数 平成 22 年	世帯数 平成 27 年	H27/H7	人口 平成 27 年	世帯人員 平成 27 年
中 村	3,282	3,258	3,273	2,975	2,985	91.0%	6,215	2.1
右 山	1,109	1,193	1,150	1,150	1,165	105.0%	2,516	2.2
不 破	248	288	306	297	307	123.8%	793	2.6
角 崎	34	37	62	43	45	132.4%	100	2.2
エリア計	4,673	4,776	4,771	4,465	4,498	96.3%	9,624	2.1
市全体	14,371	14,995	15,360	14,874	14,771	102.8%	34,313	2.3

※平成 7 年、平成 12 年の市全体には旧西土佐村を含む
人口には年齢不詳も含む

資料：各年国勢調査結果（H7～H27）

◆地区別年齢別人口の推移

単位：人

地区名	年少人口 (H17)	老年人口 (H17)	年少比率 (H17)	高齢比率 (H17)	年少人口 (H22)	老年人口 (H22)	年少比率 (H22)	高齢比率 (H22)	年少人口 (H27)	老年人口 (H27)	年少比率 (H27)	高齢比率 (H27)
中 村	765	2,194	10.7%	30.6%	634	2,203	9.8%	34.2%	574	2,349	9.2%	37.8%
右 山	362	610	14.3%	24.1%	360	706	14.0%	27.4%	345	787	13.7%	31.3%
不 破	135	185	16.3%	22.4%	96	210	12.9%	28.2%	81	292	10.2%	36.8%
角 崎	18	35	15.1%	29.4%	15	35	13.4%	31.3%	8	46	8.0%	46.0%
エリア計	1,280	3,024	12.0%	28.4%	1,105	3,154	11.2%	32.0%	1,008	3,474	10.5%	36.1%
市全体	5,086	10,249	13.4%	27.0%	4,537	10,686	12.6%	29.7%	4,052	11,716	11.9%	34.3%

※年齢不詳を除いて算出

資料：各年国勢調査結果（H17～H27）



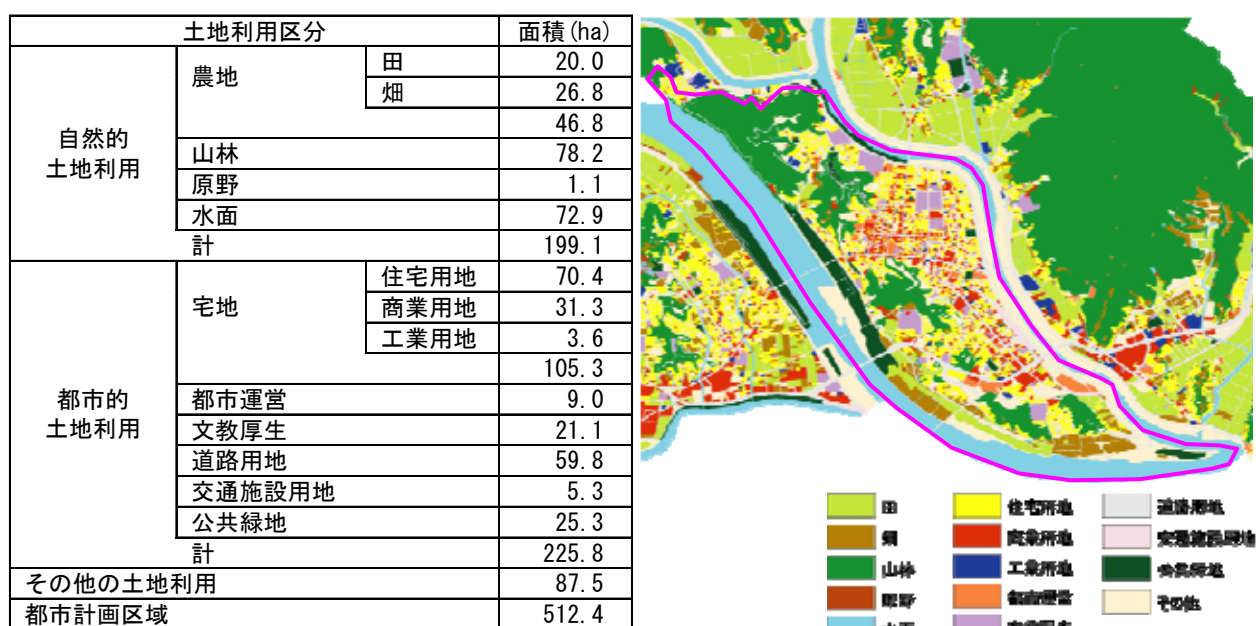
■土地利用状況

◇市の中心市街地となる中村エリアは、昭和20年（1945年）代～30年（1955年）代にかけて第1次・第2次土地区画整理事業による宅地化が進められてきており、総面積512.4haのうち約44%となる225.8haが都市的土地利用となっています。また、田畑や山林、河川水面などの自然的土地利用は199.1haと総面積の約39%を占めています。

◇中村エリアの全域が用途地域に指定されています。国道56号周辺は準工業地域、国道439号、県道中村下ノ加江線及び市道旭通線沿いは商業系地域、その他は住居系地域に指定されています。

◇国道56号や国道439号の沿線を中心に行政・業務・商業施設が集積しています。また、その周辺を囲むように住宅地が広がり、文教厚生施設が配置されています。

◇河川に囲まれたエリアとして、南部には田畑が広がっています。また、羽生山をはじめ北部には山林も残るなど、市の中心地でありながら自然的環境も豊富に有しています。



※都市運営（官公署施設、供給処理施設（上下水道施設、ごみ処理施設など）
 文教厚生（保育所、学校施設、病院、診療所、老人福祉施設、体育館、競技場など）
 交通施設用地（立体駐車場、鉄道用地、港湾施設用地など）
 その他（墓園、神社仏閣、造成地（空き地）、駐車場（青空）、資材置場、荒地など）
 資料：都市計画基礎調査結果（H25）



中心市街地（中村地区）



渡川第2緑地

■都市施設の整備状況

【道路】

- ◇エリア南部の右山地区には四万十 IC が設置され、中村宿毛道路に接続しています。また、四国横断自動車道佐賀～四万十が平成 28 年(2016 年)度中に都市計画決定される見通しであり、早期の整備が望まれています。
- ◇エリア南部の東西に国道 56 号が通り、そこから中心市街地を南北に貫く形で国道 439 号が通っています。また、エリアの北側から西土佐地域方面に国道 441 号が延びています。
- ◇中心市街地の東西には県道中村下ノ加江線、安並佐岡線が通っており、近隣市街地である具同・古津賀地区を繋ぐ主要な路線となっています。
- ◇都市計画道路はほぼ整備済みとなっていますが、右山角崎線、および中村環状線の一部が未整備の状態となっています。

【鉄道】

- ◇エリア南部の東西に土佐くろしお鉄道が通っており、右山地区には中村駅が設置されています。

【公園】

- ◇エリア内には、風致公園 1 箇所(為松公園)、地区公園 1 箇所(渡川第2緑地)、街区公園 12 箇所の都市公園があり、また、市立公園は2箇所が整備されています。

【下水道】

- ◇公共下水道の汚水処理対策は、エリアのほぼ全域で概成しています。
- ◇雨水処理対策についてもエリア内のほぼ全域が公共下水道の事業認可区域となっており、概ね整備が完了しています。



四万十 IC



土佐くろしお鉄道 中村駅



■ 公共施設の状況

行政・保安施設	
1	四万十市役所本庁舎 (市立図書館)
2	中村分団第1・6班屯所
3	中村分団第2班屯所
4	中村分団第3班屯所 (一条通地区防災活動拠点施設)
5	中村分団第4班屯所 (右山地区防災活動拠点施設)
6	中村分団第5班屯所

学校教育施設	
7	県立中村中学校・高等学校
8	中村中学校
9	中村小学校
10	中村南小学校
11	スクールミールなかむらみなみ

文化施設等	
12	市民ふれあいセンター (隣保館)
13	中央公民館
14	働く婦人の家
15	文化センター
16	玉姫さくら会館
17	郷土資料館
18	新町地区集会所
19	京町地区集会所
20	上小姓町集会所
21	丸の内地区集会所
22	羽生小路地区集会所
23	角崎集会所
24	不破地区集会所
25	縫製共同作業場



保健・社会保護施設	
26	市民病院 健康管理センター
27	地域子育て支援センター
28	児童館
29	あおぎ保育所
30	もみじ保育所
31	愛育園
32	多目的デイ・ケア サービスセンター
33	右山老人憩の家

処理施設	
34	中央下水道管理センター
35	桜町排水ポンプ場
36	百笑町排水ポンプ場
37	八反原排水ポンプ場
38	右山排水ポンプ場
39	岩崎排水ポンプ場

国・県等の主要施設	
40	中村河川国道事務所
41	高知地方裁判所 中村支部 高知地方検察庁 中村区検察庁
42	中村拘置所
43	中村税務署
44	中村地方合同庁舎
45	四万十森林管理署
46	幡多総合庁舎 幡多福祉保健所 幡多林業事務所
47	中村警察署
48	幡多中央消防組合消防本部 (四万十消防署)

■ 地域環境と資源

◇ 中心市街地では、一條神社をはじめとした歴史的・文化的資源が保存されています。

◇ 都市機能が集積する市の中心市街地でありながら、周囲は四万十川や後川などに囲まれ、羽生山などの山林や農地が残されており、水と緑の環境を豊富に有しています。



一條神社



為松公園



羽生山

■防災

- ◇中村エリアの標高は、中心市街地などの平地部で約5～7mと低くなっています。
- ◇周辺を河川に囲まれている地形から、過去にも幾多の洪水被害を受けてきました。
- ◇最大クラスの洪水浸水想定では、約5～10mの浸水が予測されています。
- ◇昭和21年（1946年）の南海地震では、津波被害はなかったものの、大きな揺れによる家屋の倒壊や大規模な火災で多くの命が失われました。
- ◇最大クラスの南海トラフ地震では、大きな揺れや大規模な液状化が予測されています。また、後川沿いの一部では津波による浸水も予測されています。



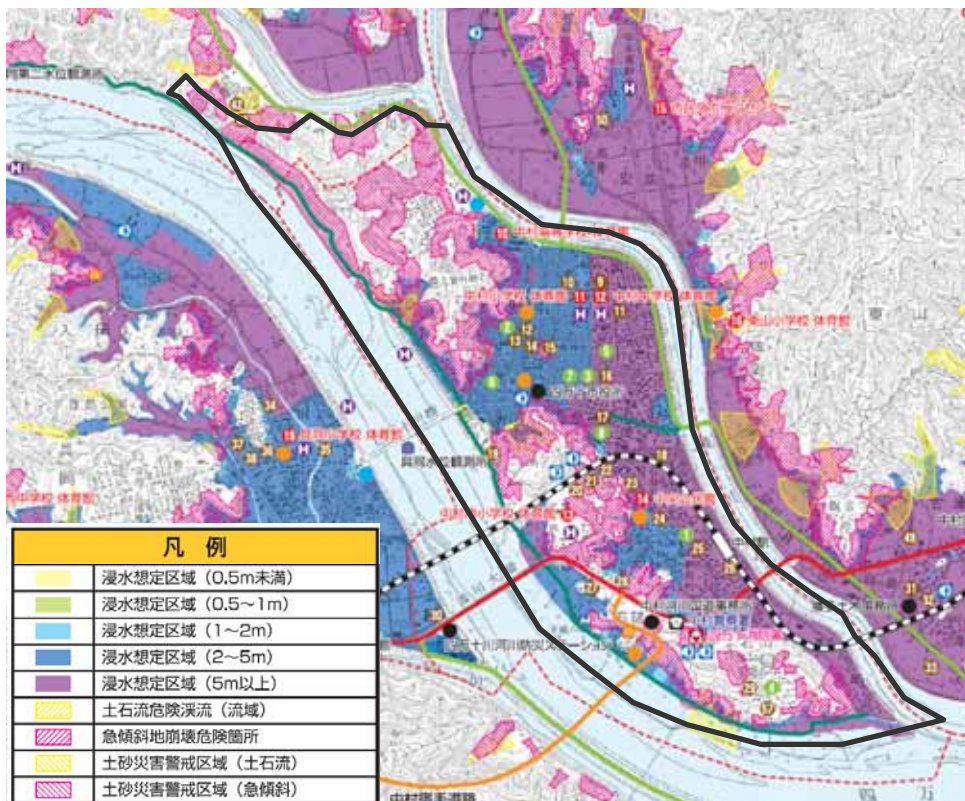
角崎地区における過去の浸水状況
(平成9年(1997年)9月 台風19号)



昭和の南海地震による中心市街地の被災状況

洪水・土砂災害ハザードマップ

(※概ね百年に一度の大雨による予測)

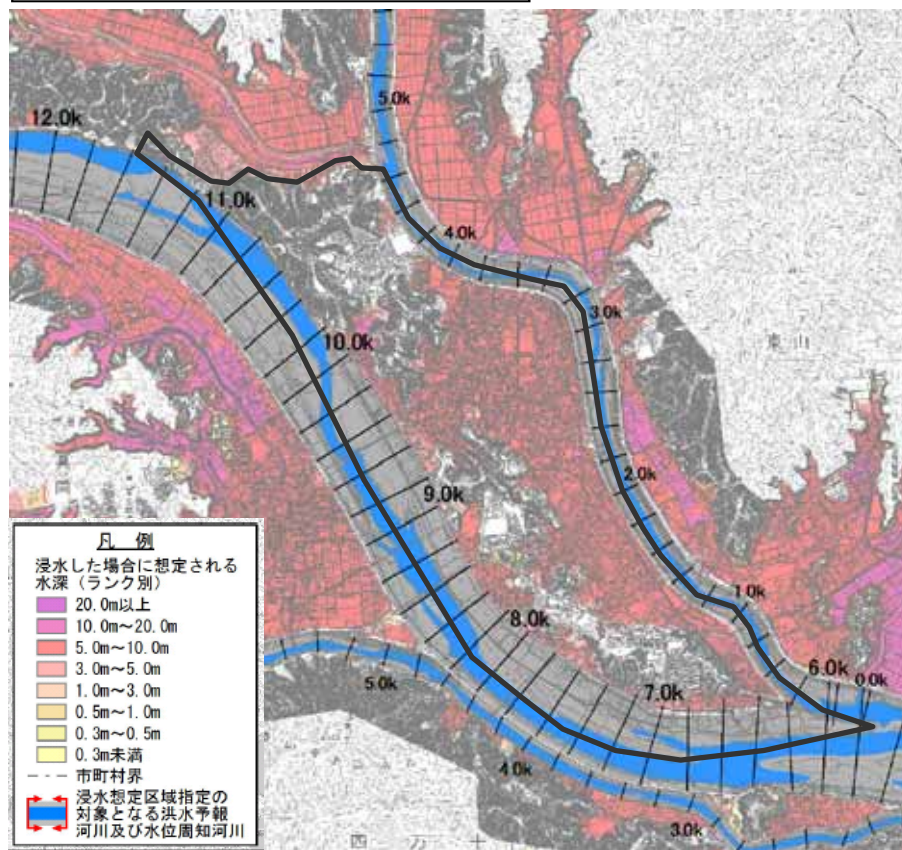


資料：四万十市（平成22年3月作成）



洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

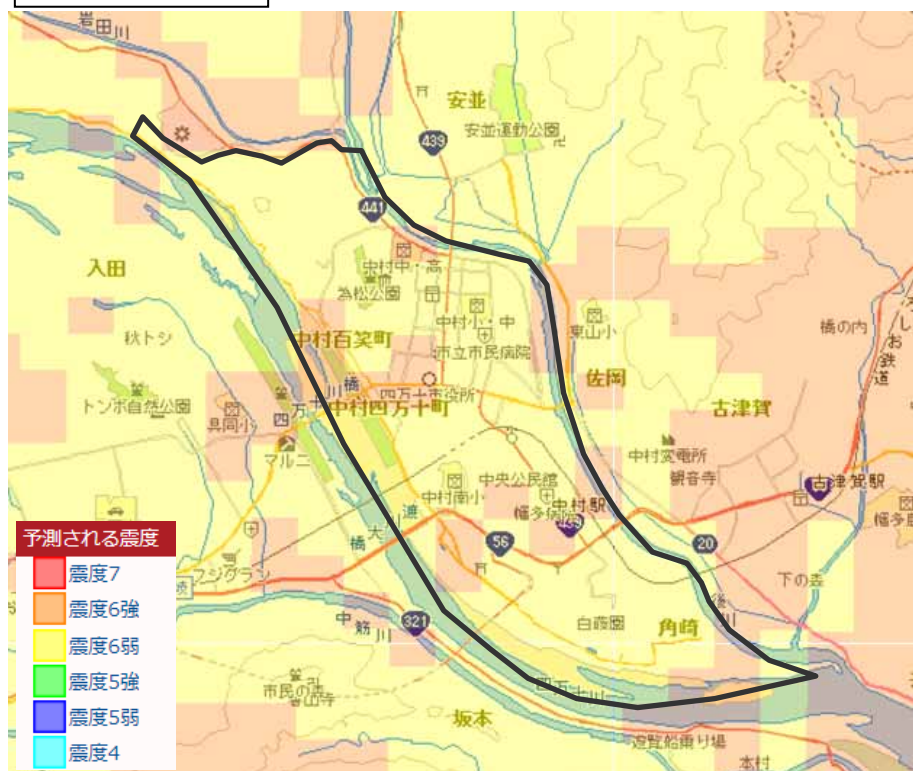
（※約千年に1回を上回る降雨量）



資料：四国地方整備局公表資料（平成 28 年 5 月 30 日公表）

震度分布図

（※発生しうる最大クラスの地震による推計）



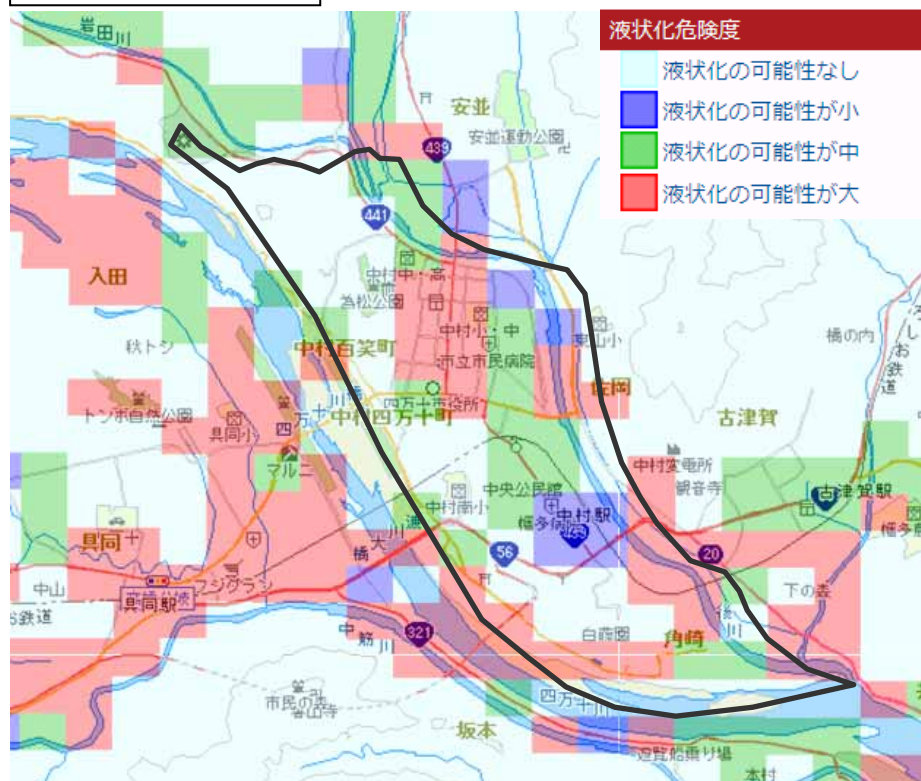
資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

液状化可能性予測図

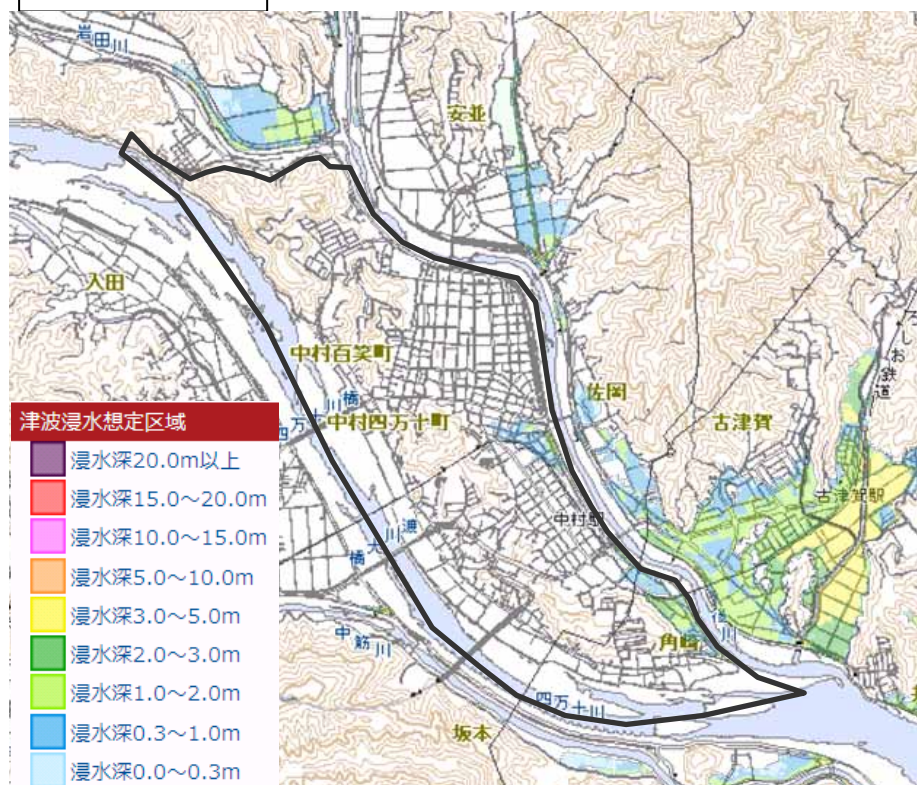
(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



出典：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

津波浸水予測図

(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）



(※参考) 中村エリアの住民意向調査結果

◇住民の満足度がもっとも高いのは「緑、水や自然の豊かさ」となっています。

◇その他、「日用品・食料品などの買い物の便利さ」や「通勤・通学・通院の便利さ」、「銀行・郵便局などの金融機関利用の便利さ」など暮らしの利便性に関する満足度が高くなっています。

◇不満度では「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」への不満がもっとも高くなっています。

◇その他、「地震や津波からの安全性」、「台風・豪雨災害からの安全性」、「災害時の避難路及び避難場所の整備」など暮らしの安全に関する項目や、「公共交通機関の使いやすさ」、「芸術・文化に親しむ機会が少ないこと」への不満度が高くなっています。

毎日の生活の各面における評価（都市特性に該当する項目）

単位：％

		中村エリア	
		満足派	不満派
暮らしの安全	地震や津波からの安全性	9.5	46.2
	台風・豪雨災害からの安全性	10.9	35.0
	災害時の避難路及び避難場所の整備	9.1	39.0
	夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	12.4	47.5
暮らしの利便性	日用品・食料品などの買物の便利さ	45.7	8.0
	通勤・通学・通院の便利さ	30.3	16.4
	銀行・郵便局など金融機関利用の便利さ	37.6	7.7
	公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ	10.9	34.7
	身近な地域での道路の使いやすさ	15.7	22.2
	国道などの幹線道路の使いやすさ	14.6	19.4
暮らしの快適性	緑、水や自然の豊かさ	64.9	1.1
	子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	27.3	13.5
	まちの美観や周囲の景観	20.8	14.9
	上水道・簡易水道等の整備状況（水道の普及）	25.9	8.0
	下水・排水の処理対策（生活排水処理）	22.7	13.5
教育・文化	こどもたちが健全に成長できる環境	13.1	13.2
	芸術・文化に親しむ機会が多い	8.4	32.1
	スポーツを楽しむ機会が多い	10.6	20.4
	伝統文化の保存・継承がされている	8.4	15.0

資料：まちづくりに関するアンケート調査（H24.12実施）の「中村地区」集計結果



(2) 中村エリアのまちづくり主要課題

中村エリアは、多くの商業・業務施設などの都市機能が集積する、本市の中心拠点です。

しかし、近年では人口が断続的に減少し、商店街の空き店舗率が増加するなど、市街地の空洞化、衰退が大きな課題となっています。今後も人口減少が続くと予想され、さらなる空洞化等による生活サービス機能の低下が懸念されます。

中心市街地は「土佐の小京都」と呼ばれており、市が誇る貴重な文化財が点在していますが、昭和の南海地震などの被害により、今ではまちなみから「小京都」の面影がほとんど失われている状況です。このままでは市民がまちの伝統・歴史・文化に触れる機会も薄れ、次世代に継承していくことも困難となっていきます。

また、人・物・機能の集まる中心拠点でありながら、豪雨等による浸水や南海トラフ地震による津波、液状化、住宅密集地の大規模火災など、さまざまな災害被害が懸念されており、これらから住民の命や生活、都市機能を守っていかねばなりません。

●分野別課題

【土地利用】

- 四万十川と後川に挟まれた限られたエリアに都市機能が集積され、すでにコンパクトな市街地が形成されていますが、今後の人口減少、少子高齢化を見据えて、市街地外にある都市機能を市街地内に集めるなど、さらなる集約化が望まれます。

【交通体系】

- 四国横断自動車道の延伸を見据え、人や物の動きの変化に対応し、効果を最大限に享受するための交通体系を確立・整備することが課題となります。
- エリア内には計画後長期未整備となっている都市計画道路が残っています。
- 中心市街地内の国道439号や街路などで歩道が整備されていない区間や路線があります。
- 中村駅での鉄道利用者や市内を循環するバスの利用者の減少が顕著となっています。

【自然・歴史環境、景観】

- 「土佐の小京都」としての歴史・文化がまちなみ等から失われています。
- 本市が誇る、最後の清流四万十川や市街地内に残る山林など、豊かな自然と歴史が感じられるまちづくりを行っていくことが求められます。

【市街地整備】

- 中心市街地内人口が長期的に減少傾向にあり、それに伴って中心市街地の空洞化、衰退が顕著となっています。
- 公共施設や道路施設など都市施設の老朽化が進行しています。

【都市防災】

- 豪雨等による浸水をはじめ、南海トラフ地震による津波、液状化、住宅密集地の大規模火災など、さまざまな災害被害が懸念されています。
- 四国横断自動車道の延伸を見据え、広域的な防災、緊急輸送、復旧活動を行うための体制を整える必要があります。



(3) 中村エリアのまちづくり構想

【中村エリアのまちづくりビジョン】

「土佐の小京都」を感じる、にぎわいあふれるまちづくり



【中村エリアの基本方針】

■車に頼らず歩いて暮らせる市街地づくり

中心市街地の空洞化と衰退に歯止めを掛けるため、まちなかへの優先的な居住誘導を目指し、今後迎えるさらなる人口減少、少子高齢化に伴うニーズ変化に対応した都市機能の集約や施設配置、また移動のための歩行空間整備により、車に頼らず歩いて暮らせる市街地をつくります。

■歴史・文化を活かしたにぎわいのある市街地づくり

誇るべき「土佐の小京都」の歴史・文化を活かし、人を呼び込む魅力的なまちづくりに努め、積極的な情報発信や、来訪者を受け入れるための機能・施設整備を推進することにより、「四国西南の中心都市」にふさわしい風格とにぎわいのある市街地をつくります。

■防災対策・広域防災拠点整備

四万十川・後川における洪水や、南海トラフ地震による火災や液状化など、予測されるさまざまな災害から住民の命と生活を守る強いまちづくりを行うとともに、四国横断自動車道の延伸を見据え、広域防災や大規模災害後の地域復興においても「四国西南の中心都市」としての役割を果たせるよう、必要となる体制や拠点の整備を行います。

(4) 中村エリアの分野別方針・主要な施策

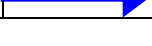
土地利用の方針

行政サービス・教育・文化機能等の都市機能の集約と、住居環境の誘導などを総合的に進め、集約型都市構造の形成に向けた、きめ細やかな土地利用の誘導を進めます。また、四万十川や為松公園など、市街地の身近にある自然環境と調和した土地利用を図っていきます。

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
風情のあるまちなみ整備と都市機能集約			
└ 立地適正化計画の策定			
└ 緑の基本計画策定			

交通体系の方針

四国横断自動車道の早期延伸と、それを見据えて四万十 IC と中心市街地を円滑に繋ぐ交通軸の確保に努め、さらに中心市街地から放射状に広がる県道、市道の連携を強化します。また、市街地内における内環状道路を形成し、市街地内の交通流動性の向上を図るとともに、安心して通行できる、歩行者空間ネットワークの形成、および公共交通の利用促進への取り組みに努めます。

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
四国横断自動車道の早期延伸			
四万十 IC と中心市街地をつなぐ交通軸の確保検討			
└ 現道(国道439号、県道山路中村線等)機能維持・向上			
└ 羽生山道路(仮)の検討			
中心市街地内環状道路の形成(右山角崎線の整備他)			
└ (都)右山角崎線の整備			
└ 県道川登中村線の機能向上			
市街地内の生活道路の改善			
道路施設の適切な保全対策			
歩道整備や歩行空間ネットワーク整備(無電柱化)			
通学路の安全確保			
観光との連携による土佐くろしお鉄道の利用促進			
└ 中期経営計画に基づいた利用促進策の推進			
バスネットワークの充実による利用促進			
└ 地域公共交通総合連携計画に基づいた利用促進策の推進			



四国横断自動車道 四万十IC～古津賀IC（仮称）
 出典：四国横断自動車道「佐賀～四万十」都市計画決定図書 参考図面「計画平面図」（中村中学校と中村小学校間の道路）

自然・歴史環境、景観の方針

「土佐の小京都」の歴史・文化を守り、将来のまちの姿に活かすなどの取り組みによって、誇るべき歴史・文化を次世代へと継承していきます。また、主要街路の無電柱化や看板・サインのデザイン統一を行って、一体感のあるまちなみ景観の形成を図ります。

四万十川の自然環境の保全や、さらなる魅力向上を図ることで、市民や来訪者の憩いの場を創出します。また、生活排水等による河川の水質汚濁の防止と生活環境の改善のため公共下水道の整備を進めます。

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備	→		
└ <u>一條神社周辺におけるファサード整備</u>	→		
└ <u>主要街路における無電柱化</u>	→		
市街地等の看板・サインのデザイン統一	→		
郷土資料館のリニューアル及び周辺整備	→		
文化財の調査・保存・展示・活用の促進	継続実施		
四万十川の文化的景観の保全	継続実施		
河川敷などを利用した親水空間の確保	継続実施		
河川改修時などの多自然川づくり促進	継続実施		
污水幹線（角崎幹線）の延伸等	→		
└ <u>公共下水道(污水)の事業区域見直し検討</u>	→		
「緑の基本計画」の策定による計画的公園整備	→		
街路緑化等による水と緑のネットワーク形成	→		



四万十市立郷土資料館



歴史・文化を活かしたまちなみ整備イメージ
 （中村小京都まちなみ景観基本計画より）



市街地整備の方針

今後の人口減少、少子高齢化の進行を見据え、都市機能の集約や居住の誘導等により、高密度でコンパクトな市街地を形成して、効率的で利便性の高い、誰もが暮らしやすいまちをつくりま

す。
四国西南の中心都市として、都市機能の充実を図るとともに、人を呼び込む魅力ある中心市街地の再興に努め、にぎわいのあるまちをつくりま

す。
中心市街地が産業振興の情報発信・販売を行う拠点となるべく、必要となる機能・施設の検討を推進していきます。

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
都市機能集約による効率化・利便性向上	■	■	■
老朽化した公共施設の複合集約化や機能向上	■	■	
└ <u>文化センター、中央公民館、働く婦人の家の複合施設整備</u>	■	■	
市街地内への「まちなか居住」の促進	■	■	■
生活道路や公園等の整備などによる快適な住環境の確保	■	■	■
空き家、低・未利用地の有効活用	■	■	■
中心市街地と他拠点間のネットワーク強化	■	■	■
公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	■	継続実施	■
保育所施設整備と適正化の推進	■	■	■
高齢者向け住まいの誘致・供給促進	■	■	■
ポケットパーク整備等による身近な公園の充実	■	■	■
「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備（再掲）	■	■	■
└ <u>一條神社周辺におけるファサード整備</u>	■	■	■
市有地活用によるにぎわい拠点創出	■	■	
└ <u>土豫銀行跡地へのにぎわい拠点整備</u>	■		
まちなか回遊路の整備	■	■	
└ <u>回遊性の集客力向上のための拠点整備</u>	■		
└ <u>街路の無電柱化等による歩行者空間の確保</u>	■	■	
四万十 IC と中心市街地をつなぐ交通軸の確保検討（再掲）	■	■	
└ <u>現道(国道439号、県道山路中村線等)機能維持・向上</u>	■	■	
└ <u>羽生山道路(仮)の検討</u>	■	■	
来訪者への情報発信を行うゲートウェイ機能充実	■	■	
└ <u>来訪者への情報発信の強化</u>	■		
└ <u>道の駅、高速バス停留所整備検討</u>	■	■	
商店街における空き店舗対策	■	■	
まちなか回遊ルート周辺への駐車場確保	■	■	
“四万十ブランド”のセールス及び情報発信の強化	■	継続実施	■
└ <u>各種商談会、物産展への参加促進</u>	■		



都市防災の方針

四国横断自動車道の延伸を見据え、広域防災の面でも「四国西南の中心都市」となるよう、四万十 IC 付近に、国土交通省や警察などの既存の施設と連携可能な消防署の整備を推進します。

四万十川・後川における洪水や、南海トラフ地震による火災や液状化など、さまざまな災害に対して、防災・減災対策を推進し、住民の命と生活を守ります。

小中学校などの重要な避難所の耐震性確保、地震時の火災に備えた施設整備により、被災時の安全性向上を図ります。



不破角崎堤防（平成 26 年（2014 年）度完成）

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね 5 年)	中期 (概ね 10 年)	長期 (概ね 20 年)
四国横断自動車道延伸による広域緊急輸送体制確立	→	→	
消防署の移転による広域防災拠点整備	→	→	
幹線道路等の骨格的な都市基盤施設の整備	→	→	
上水道の安定供給、下水道の安定処理対策	→	→	→
└ <u>上水道老朽化施設の更新、基幹管路の耐震化</u>	→	→	→
└ <u>中央汚水幹線耐震化、下水処理場機械棟耐震補強</u>	→		
ライフラインの耐震化・液状化対策	→	→	→
消防装備、資機材の充実	→	継続実施	→
災害医療体制の確立	→	継続実施	→
避難所となる小中学校施設等の耐震性確保・機能向上	→	→	→
└ <u>自家発電施設や生活用水の確保</u>	→		
公共施設の老朽化対策・耐震化等	→	継続実施	→
老朽化住宅の除却や落下防止対策等	→	→	
緊急輸送道路や避難路の無電柱化	→	→	→
液状化危険箇所の把握・対策検討	→	→	→
防火に配慮した土地利用の促進	→	継続実施	→
一般建築物や公共施設の防火性能の向上推進	→	継続実施	→
「想定最大規模」降雨による対策検討、情報周知	→		
雨水排水施設の機能向上	→	→	→
└ <u>公共下水道(雨水)の事業区域見直し検討</u>	→		

3. 具同エリアのまちづくり構想

(1) 具同エリアの現況

■特性

(地形)

◇都市計画区域の西側に位置する具同エリアは1級河川四万十川、中筋川に囲まれた地域です。

(歴史)

◇古くは中筋川流域で発展がみられており、その時代の川の流通往来等に関わる遺跡が多く点在しています。

(施設)

◇国道56号沿線は、一定の業務地としての機能を有しているほか、大型店舗や全国展開する飲食店など広域的な集客を対象とした商業施設が立地しています。一方で、トンボ自然公園や四万十川桜づつみ公園など自然と触れあえる施設もあります。

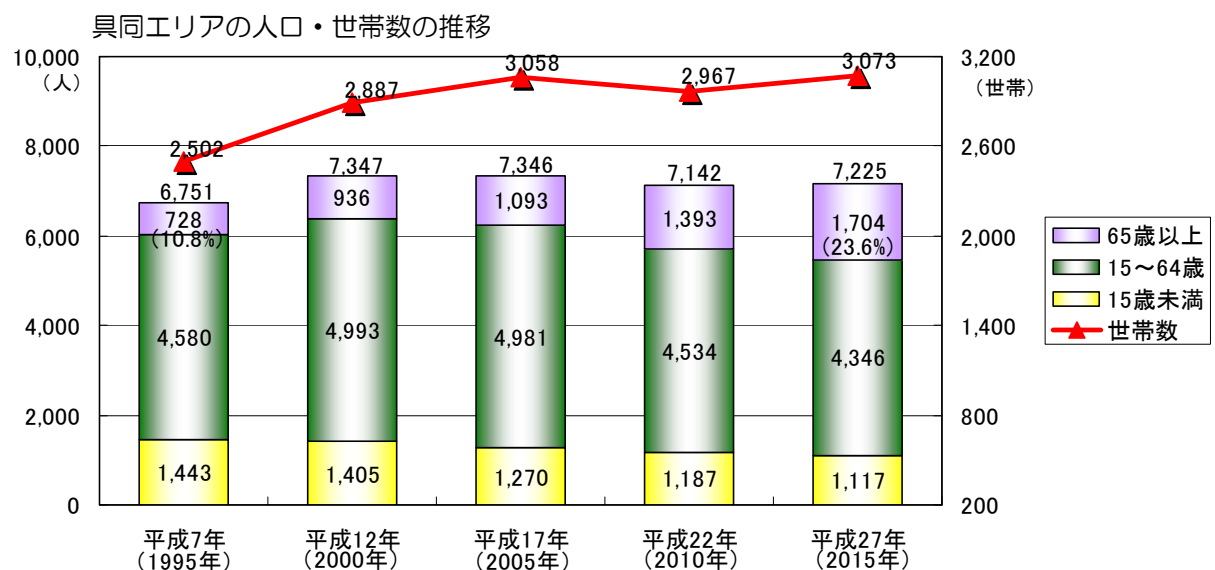


■人口・世帯

◇エリアの人口は平成7年(1995年)の6,751人から平成12年(2000年)の7,347人と増加しましたが、平成12年以降は横ばい傾向が続き、平成27年(2015年)には7,225人となっています。

◇高齢化率は平成7年の10.8%から平成27年の23.6%と上昇しており、高齢化率は他地域と比べて低いものの高齢化の進行は認められます。

◇世帯数は平成7年の2,502世帯から平成17年(2005年)の3,058世帯と増加していましたが、平成17年以降は横ばい傾向が続き、平成27年には3,073世帯となっています。



※エリア人口には年齢不詳を含む
年齢層別人口は年齢不詳を除く
資料：各年国勢調査結果(H7～H27)



◆地区別人口の推移

単位：人

地区名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減 H27-H7	H27/H7
具 同	2,543	2,929	3,615	3,479	3,762	1,219	147.9%
具同田黒	1,302	1,506	1,372	1,415	1,360	58	104.5%
渡 川	1,976	1,996	1,295	1,244	1,115	▲861	56.4%
入 田	659	657	695	694	672	13	102.0%
赤松町	271	259	369	340	316	45	125.5%
エリア計	6,751	7,347	7,346	7,142	7,225	466	107.0%
市全体	38,991	38,784	37,917	35,933	34,313	▲4,678	88.0%

※平成 7 年、平成 12 年の市全体には旧西土佐村を含む
人口には年齢不詳も含む

地区区分は高知県都市計画基礎調査の調査区分による

資料：各年国勢調査結果（H7～H27）



地区区分図

◆地区別世帯数の推移

単位：世帯・人

地区名	世帯数 平成 7 年	世帯数 平成 12 年	世帯数 平成 17 年	世帯数 平成 22 年	世帯数 平成 27 年	H27/H7	人口 平成 27 年	世帯人員 平成 27 年
具 同	865	1,041	1,384	1,380	1,519	175.6%	3,762	2.5
具同田黒	468	618	580	580	575	122.9%	1,360	2.4
渡 川	841	881	624	576	554	65.9%	1,115	2.0
入 田	229	240	298	278	279	129.7%	672	2.4
赤松町	99	107	172	153	146	147.5%	316	2.2
エリア計	2,502	2,887	3,058	2,967	3,073	122.8%	7,225	2.4
市全体	14,371	14,995	15,360	14,874	14,771	102.8%	34,313	2.3

※平成 7 年、平成 12 年の市全体には旧西土佐村を含む
人口には年齢不詳も含む

資料：各年国勢調査結果（H17～H27）

◆地区別年齢別人口の推移

単位：人

地区名	年少人口 (H17)	老年人口 (H17)	年少比率 (H17)	高齢比率 (H17)	年少人口 (H22)	老年人口 (H22)	年少比率 (H22)	高齢比率 (H22)	年少人口 (H27)	老年人口 (H27)	年少比率 (H27)	高齢比率 (H27)
具 同	620	519	17.2%	14.4%	566	621	16.3%	17.9%	588	791	15.6%	21.0%
具同田黒	294	137	21.4%	10.0%	280	248	19.9%	17.6%	232	332	17.1%	24.4%
渡 川	208	218	16.1%	16.8%	198	254	16.4%	21.0%	154	286	13.8%	25.7%
入 田	92	159	13.2%	22.9%	102	191	14.8%	27.6%	105	207	15.6%	30.8%
赤松町	56	60	15.2%	16.3%	41	79	12.1%	23.4%	38	88	12.0%	27.8%
エリア計	1,270	1,093	17.3%	14.9%	1,187	1,393	16.7%	19.6%	1,117	1,704	15.5%	23.6%
市全体	5,086	10,249	13.4%	27.0%	4,537	10,686	12.6%	29.7%	4,052	11,716	11.9%	34.3%

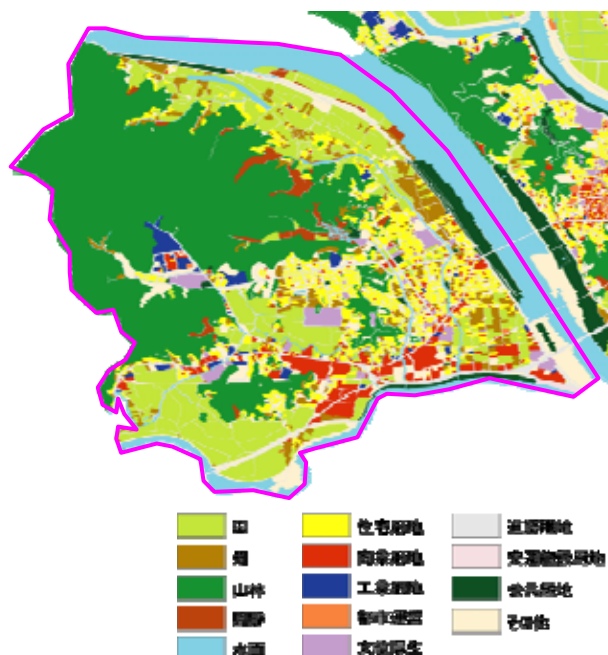
※年齢不詳を除いて算出

資料：各年国勢調査結果（H17～H27）

■土地利用状況

- ◇具同エリアは、市の中心市街地に隣接し、土地区画整理事業や民間による大規模開発などによって宅地化が進められてきました。一方でエリア北部には山林や田畑が広がっているほか、トンボ自然公園を有しており、自然的土地利用が631.3haと全体の約71%を占めています。
- ◇エリア中央部から四万十川までの広い範囲で用途地域が指定されており、国道56号と県道中村下ノ加江線の間が準工業地域、その他は住居系の用途指定となっています。また、具同工業団地は工業地域に指定されています。
- ◇国道56号沿線は、一定の業務地としての機能を有しているほか、大型店舗や全国展開する飲食店など広域的な集客を対象とした商業施設が立地しています。また、中央部には住宅地が広がっています。

土地利用区分			面積(ha)
自然的 土地利用	農地	田	144.2
		畑	46.3
			190.5
	山林		310.0
	原野		14.1
	水面		116.7
	計		631.3
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	73.6
		商業用地	32.2
		工業用地	11.0
			116.8
	都市運営		0.7
	文教厚生		14.0
	道路用地		54.1
	交通施設用地		1.6
	公共緑地		19.0
	計		206.2
その他の土地利用			50.8
都市計画区域			888.3



※都市運営（官公署施設、供給処理施設（上下水道施設、ごみ処理施設など）

文教厚生（保育所、学校施設、病院、診療所、老人福祉施設、体育館、競技場など）

交通施設用地（立体駐車場、鉄道用地、港湾施設用地など）

その他（墓園、神社仏閣、造成地（空き地）、駐車場（青空）、資材置場、荒地など）

資料：都市計画基礎調査結果（H25）



国道56号沿線状況（具同地区）



国道56号沿線の大型商業施設



■都市施設の整備状況

【道路】

- ◇エリア南部を東西に中村宿毛道路が通っており、隣接する東中筋地区に間 IC があります。
- ◇中筋川と並行して走る国道 56 号は、エリア東部で国道 321 号と連結しています。
- ◇県道中村下ノ加江線はエリアと中心市街地を連携する道路となっています。
- ◇都市計画道路の中村環状線は多くの未整備区間が残っています。

【鉄道】

- ◇エリア南部の東西に土佐くろしお鉄道が通っており、具同駅が設置されています。



【公園】

- ◇エリア内には地区公園 1 箇所（渡川緑地）、都市緑地 1 箇所（四万十市桜つつみ公園）、街区公園 8 箇所、市立公園 10 箇所が整備されています。
- ◇エリア中央部では湿地帯とその周辺の山林と田畑を利用したトンボ自然公園があり園内には四万十川学遊館が整備されています。

【下水道】

- ◇エリアの一部で民間開発による污水处理対策は行われていますが、その他の地域では合併浄化槽による污水处理を推進しています。
- ◇雨水対策として波上り都市下水路が整備されています。



中村宿毛道路



トンボ自然公園（四万十川学遊館）

■公共施設の状況

行政・保安施設	
1	四万十市防災センター
2	具同消防分団屯所
学校教育施設	
3	県立中村高等技術学校
4	中村西中学校
5	具同小学校
6	スクールミールぐどう
各種教育施設	
7	四万十川学遊館
8	まなびの館
文化施設等	
9	具同地区集会所
10	田黒(1・2)地区集会所
11	田黒(3)集会所兼具同分団屯所
12	中組地区集会所
13	入田地区集会所
14	あいのさわ地区集会所
運動施設	
15	具同体育センター
16	あいのさわテニスコート
保健・社会保護施設	
17	食肉センター 食肉衛生検査所
18	西部家畜保健衛生所
19	幡多児童相談所
20	具同保育所
21	あかね館
22	自由ヶ丘老人憩の家



■地域環境と資源

- ◇国道 56 号沿線には大型店舗や全国チェーンの商業施設が集積し、中央部には広く住宅地が広がっています。
- ◇渡川緑地や四万十川桜つつみ公園などの都市公園のほか、トンボ自然公園が整備されるなど、身近な緑が多いエリアとなっています。また、近年、渡川緑地の上流部には官民一体となってヤナギ林や菜の花の群生地を整備に取り組み、市民はもとより来訪者も数多く訪れる水辺空間が形成されています。
- ◇エリア北部の入田地区では基盤整備の実施により、優良な農地・田園風景の保全に取り組んでいます。



入田ヤナギ林（菜の花）

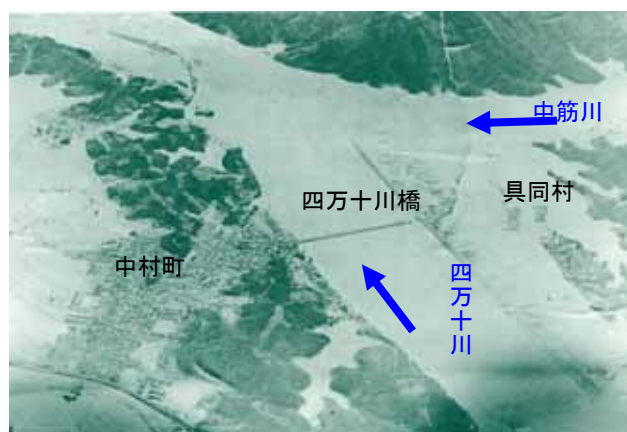


入田地区基盤整備



■防災

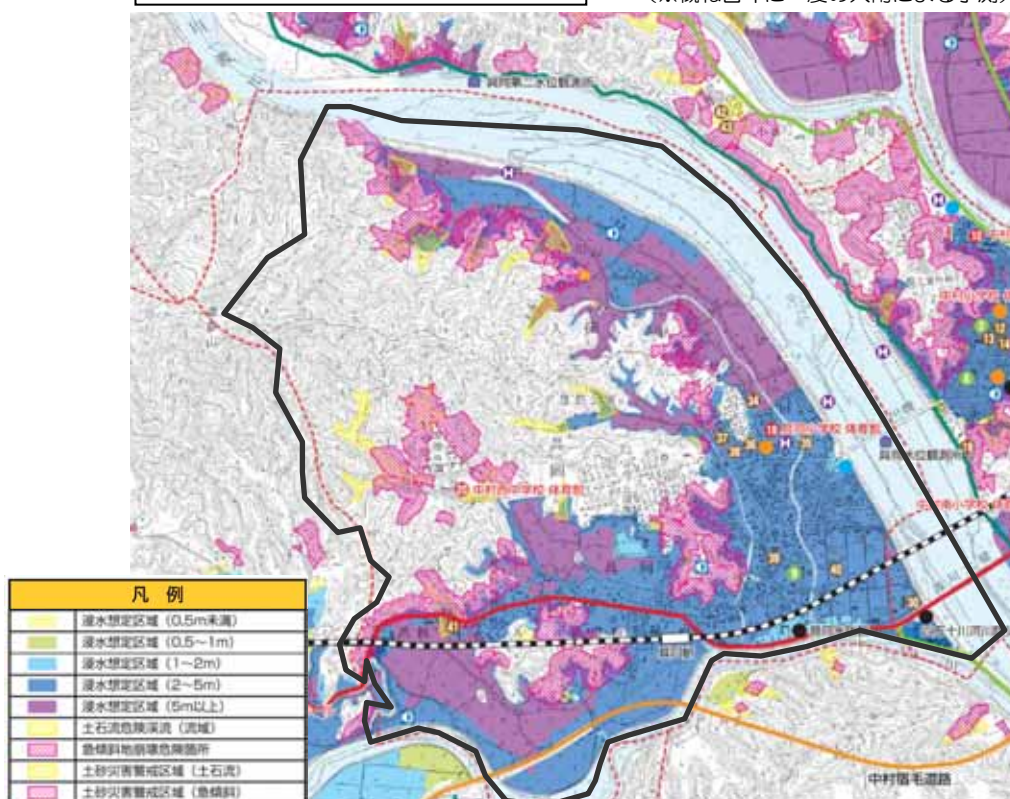
- ◇標高は中筋川沿いで約4～5m と低い箇所もありますが、県道中村下ノ加江線沿いの主要市街地部では約8m となっています。
- ◇四万十川と中筋川に挟まれていて、昭和 10 年（1935 年）8 月の大規模洪水をはじめ、過去に幾多の洪水被害を受けてきています。特にエリア西部では中小河川に未改修区間が多く残っており、近年の宅地化の進展に伴い、内水による被害が頻発しています。
- ◇最大クラスの洪水浸水想定では、約 10～20m の浸水が予測されています。
- ◇宝永地震（1707 年）では津波が遡上し、河川沿いの多くの地域に被害がでました。
- ◇最大クラスの南海トラフ地震では、大きな揺れや大規模な液状化が予測されていますが、津波浸水の被害は予測されていません。



昭和 10 年（1935 年）8 月洪水の堤防決壊で浸水した具同村

洪水・土砂災害ハザードマップ

（※概ね百年に一度の大雨による予測）



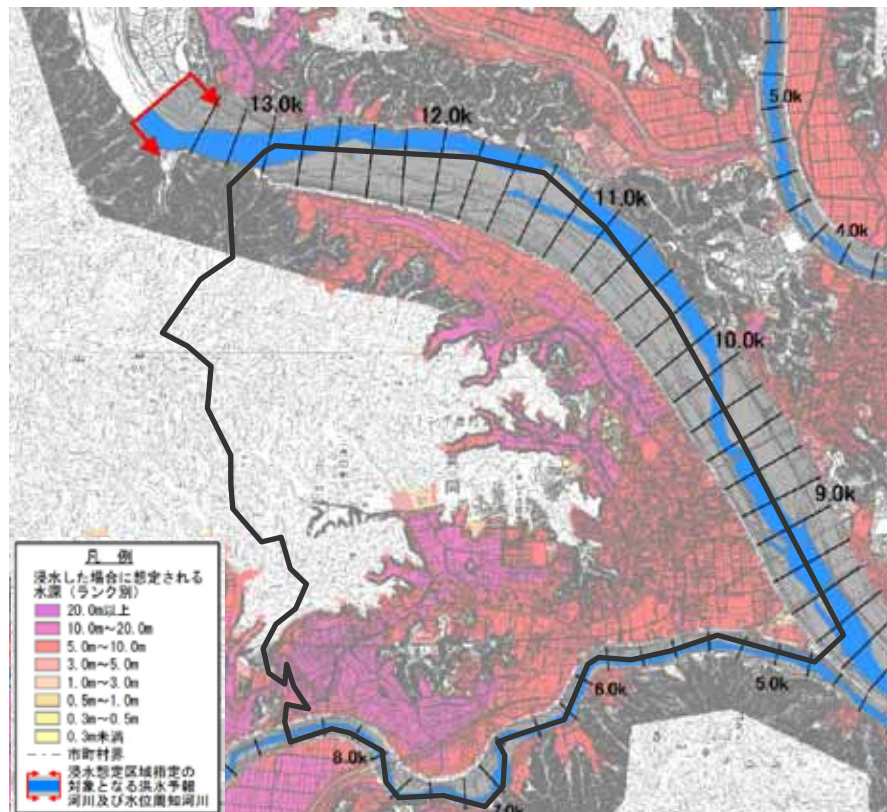
資料：四万十市（平成 22 年 3 月作成）

四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

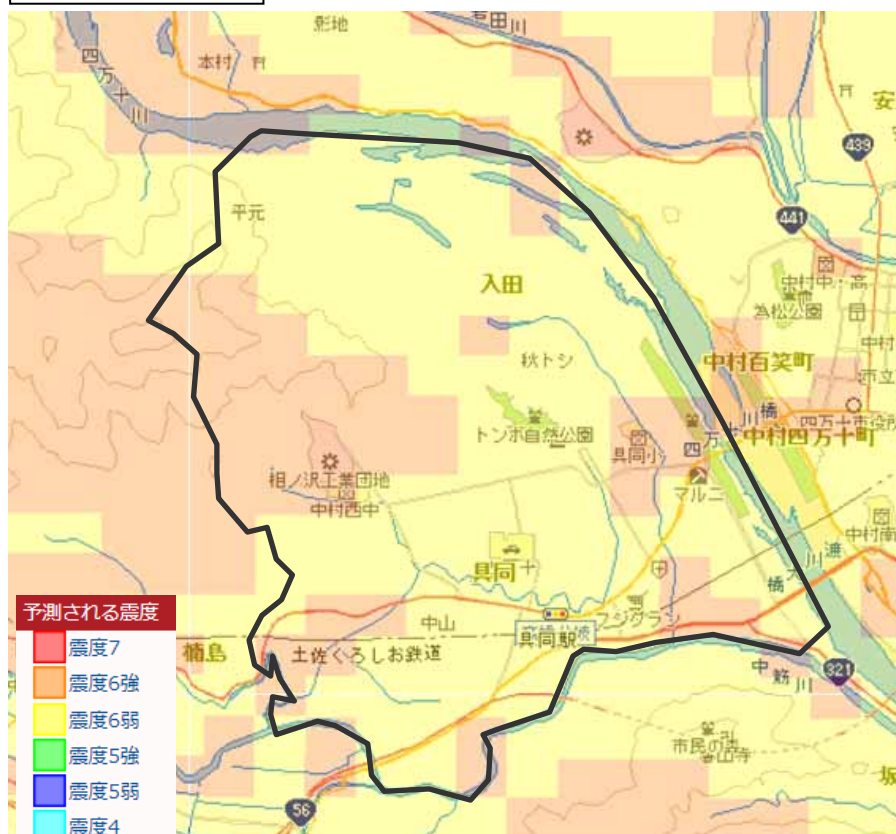
（※約千年に1回を上回る降雨量）



資料：四国地方整備局公表資料（平成 28 年 5 月 30 日公表）

震度分布図

（※発生しうる最大クラスの地震による推計）

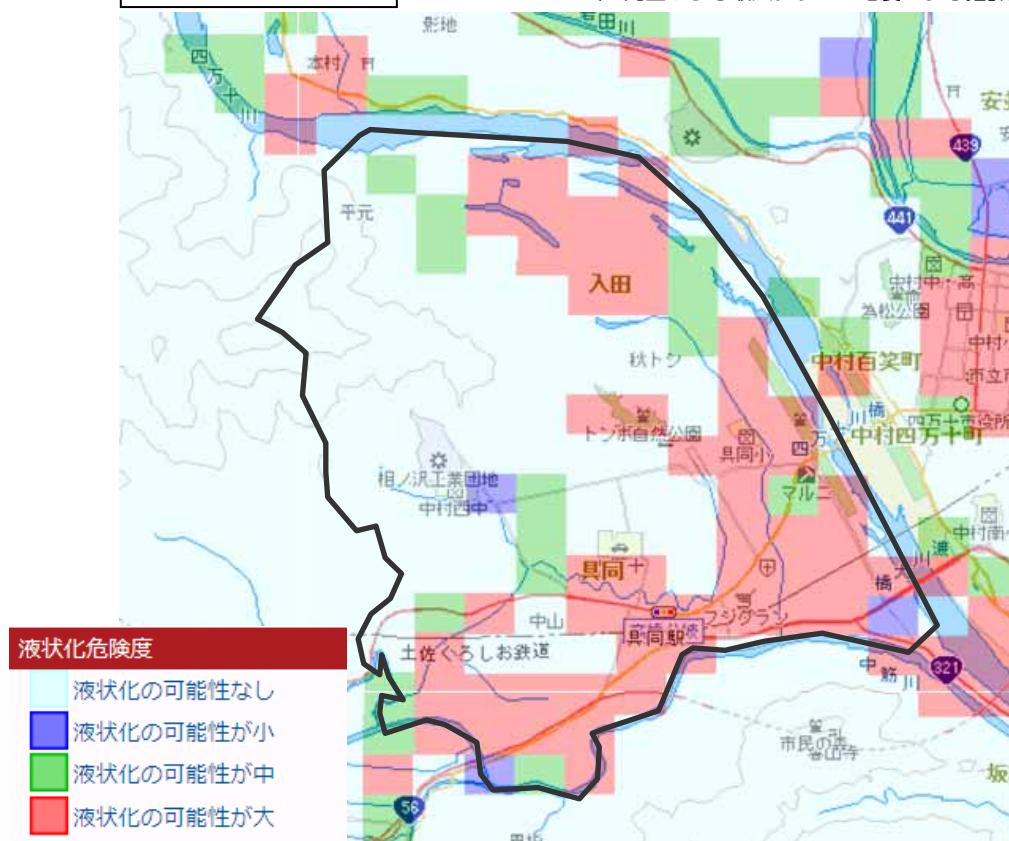


資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）



液状化可能性予測図

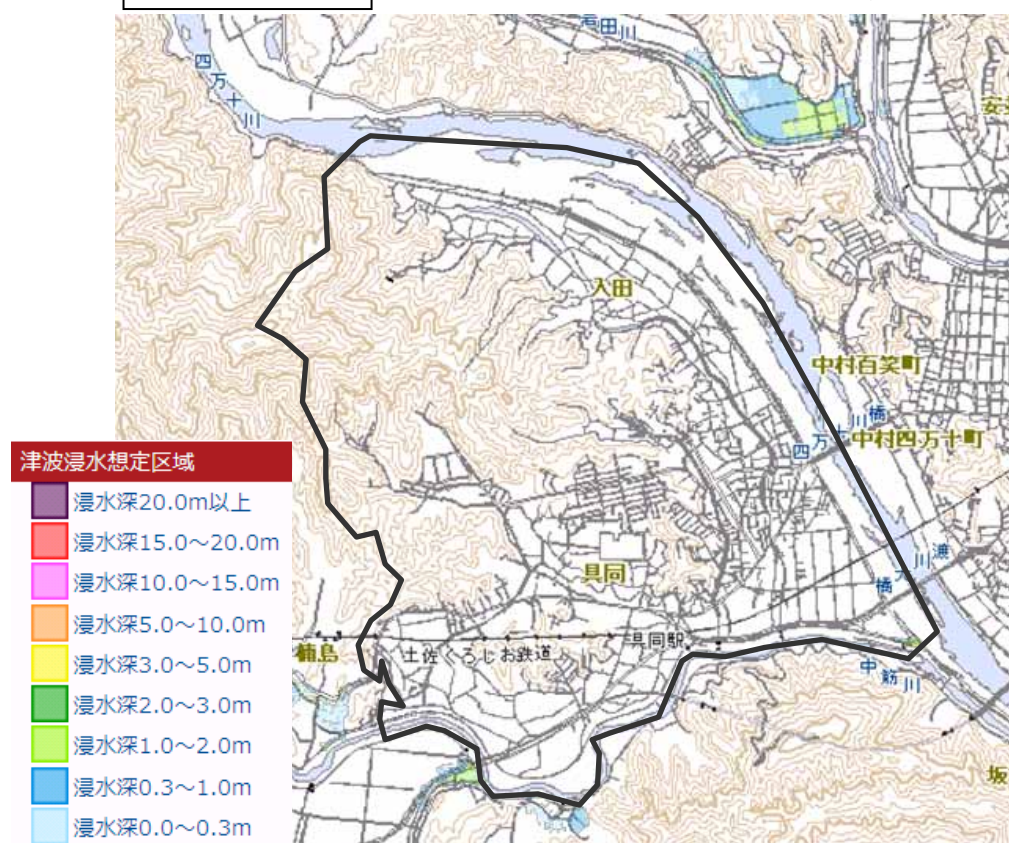
(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

津波浸水予測図

(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

(※参考) 具同エリア住民意向調査結果

◇住民の満足度がもっとも高いのは「緑、水や自然の豊かさ」となっています。

◇その他、「日用品・食料品などの買い物の便利さ」や「通勤・通学・通院の便利さ」、「銀行・郵便局などの金融機関利用の便利さ」など暮らしの利便性に関する満足度が高くなっています。

◇不満度では「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」への不満がもっとも高くなっています。

◇その他、「地震や津波からの安全性」、「台風・豪雨災害からの安全性」、「災害時の避難路及び避難場所の整備」など暮らしの安全に関する項目や、「公共交通機関の使いやすさ」、「芸術・文化に親しむ機会が少ないこと」への不満度が高くなっています。

毎日の生活の各面における評価（都市特性に該当する項目）

単位：％

		具同エリア	
		満足派	不満派
暮らしの安全	地震や津波からの安全性	10.4	45.6
	台風・豪雨災害からの安全性	10.4	39.5
	災害時の避難路及び避難場所の整備	6.0	45.6
	夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	12.1	46.7
暮らしの利便性	日用品・食料品などの買物の便利さ	55.5	5.4
	通勤・通学・通院の便利さ	31.9	12.0
	銀行・郵便局など金融機関利用の便利さ	37.4	9.9
	公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ	11.5	37.4
	身近な地域での道路の使いやすさ	16.4	25.8
	国道などの幹線道路の使いやすさ	13.7	21.9
暮らしの快適性	緑、水や自然の豊かさ	57.7	4.3
	子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	26.9	16.5
	まちの美観や周囲の景観	20.9	15.4
	上水道・簡易水道等の整備状況（水道の普及）	26.3	14.2
	下水・排水の処理対策（生活排水処理）	18.7	21.4
教育・文化	こどもたちが健全に成長できる環境	11.5	14.8
	芸術・文化に親しむ機会が多い	6.5	30.8
	スポーツを楽しむ機会が多い	7.7	19.2
	伝統文化の保存・継承がされている	6.5	17.6

資料：まちづくりに関するアンケート調査（H24.12 実施）の「具同地区」集計結果



(2) 具同エリアのまちづくり主要課題

具同エリアは、土地区画整理事業により都市基盤整備を進めてきており、それに伴ってエリア人口は増加し高齢化率も低い状況にありましたが、近年は人口も横ばい傾向となり高齢化も進行していることから、今後は人口減少、少子高齢化に対応した市街地整備が求められます。

中心市街地に隣接するエリアでありながら、水辺空間や公園・緑地、優良農地などの豊かな自然環境を有しており、このような資源を保全・活用して、自然と調和したまちづくりを進めることが大切です。

エリア西部を流れる相ノ沢川流域では、近年の宅地化の進展に伴い内水氾濫が頻発しています。また、南海トラフ地震による液状化や住宅密集地の大規模火災、想定最大降雨による甚大な浸水被害が懸念されています。

●分野別課題

【土地利用】

■土地区画整理事業により居住系の都市基盤の整備が進められ、良好な住環境が形成されてきましたが、エリアの人口や世帯数も横ばい傾向が続いており、今後は人口減少、少子高齢化に対応した市街地整備が求められます。

【交通体系】

■中心市街地との主要な連携軸となる県道中村下ノ加江線には歩道の未整備区間が残っています。また、四万十川のシンボルとなっている赤鉄橋の老朽化が顕著となっています。

■都市計画道路中村環状線には未整備区間が多く残っています。

■土佐くろしお鉄道の具同駅における乗降者数は減少傾向が続いており、100人/日未満となっています。

【自然・歴史環境、景観】

■河川沿いの水辺空間や公園・緑地、豊かな田園など、水と緑の広がる自然環境と景観を保全・活用していくことが大切です。

【市街地整備】

■土地区画整理事業や国道56号沿線への大型店舗集中出店など、比較的コンパクトな区域内での市街地整備が進められてきており、今後は人口減少を踏まえて無秩序な市街化を抑制し、現況市街地内で良好な生活拠点を形成することが重要な課題となります。

【都市防災】

■相ノ沢川流域では近年内水氾濫が頻発しています。

■南海トラフ地震による液状化や住宅密集地での大規模火災、想定最大降雨による甚大な浸水被害が予測されています。



(3) 具同エリアのまちづくり構想

【具同エリアのまちづくりビジョン】

四万十川の自然と調和する快適なまちづくり



【具同エリアの基本方針】

■暮らしやすい居住環境づくり

中心市街地に隣接する居住区として、今後の人口減少や少子高齢化を踏まえた生活機能向上と、四万十川等の豊かな自然環境とが調和した、バランスのとれた生活拠点の形成に向け、暮らしやすい居住環境づくりに努めます。

■自然環境を活かした交流空間づくり

四万十川沿いやエリア北部に広がる豊富な自然環境・景観を保全し、周辺住民の憩いの場とするとともに、観光資源としての活用を図り、交流空間づくりに努めます。

■防災基盤の整備

四万十川における堤防整備や相ノ沢川流域における内水対策を推進するとともに、南海トラフ地震による住宅密集地の火災対策や液状化対策、防災拠点の整備など、エリア内で想定されるさまざまな災害から命・生活を守るための防災基盤の整備を推進して、強くて安心・安全な生活拠点をつくります。



(4) 具同エリアの分野別方針・主要な施策

土地利用の方針

国道 56 号の沿道サービス利用など産業的な土地利用と住居環境が調和した市街地となるよう土地利用の誘導を進めます。

農用地区域に指定されていない農地等が多く存在することから、農地と宅地が混在する無秩序な市街化を防止するため、土地利用の調整を図ります。

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
産業と住居環境が調和した市街地化	→		
└ <u>立地適正化計画の策定</u>	→		
└ <u>緑の基本計画の策定</u>	→		
現状維持とともに新たなエリア確保の検討（工業地域）	→		
農地と宅地の土地利用の調整	→		
基盤整備による優良農地の確保と利用	→		
└ <u>入田地区の基盤整備に伴う農地利用集積の推進</u>	→		
土砂災害危険箇所エリアの改善、山林の保全	→		

交通体系の方針

中心市街地と連携するために重要な県道中村下ノ加江線（赤鉄橋）の機能保全・拡充を図り、生活拠点の利便性を確保します。長期末整備区間を多く残している（都）中村環状線について、今後の交通需要を見計りながら計画見直しを行います。

鉄道及び路線バス・中村まちバスなどの公共交通の利用促進を図り、公共交通の充実化と維持に努めます。

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
中心市街地と他拠点間のネットワーク強化	→		
└ <u>県道中村下ノ加江線(赤鉄橋)の機能保全・拡充</u>	→		
└ <u>市道具同坂本線、市道具同三里線の拡幅</u>	→		
長期末整備区間の計画見直し	→		
└ <u>(都)中村環状線の計画見直し</u>	→		
歩道整備や歩行空間ネットワーク整備	→		
通学路の安全確保	...	継続実施	...
河川堤防等へのサイクリングロードの整備	→		
観光との連携による土佐くろしお鉄道の利用促進	...	継続実施	...
└ <u>中期経営計画に基づいた利用促進策の推進</u>	→		
バスネットワークの充実による利用促進	...	継続実施	...
└ <u>地域公共交通総合連携計画に基づいた利用促進策の推進</u>	→		



県道中村下ノ加江線（赤鉄橋）

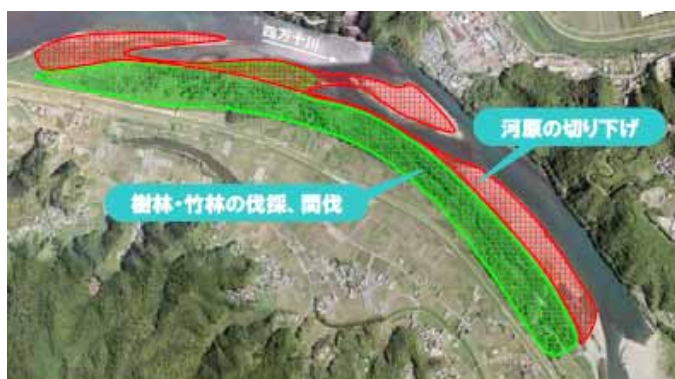


中村まちバス

自然・歴史環境、景観の方針

四万十川や中筋川等の水辺空間やトンボ自然公園、四万十川桜つつみ公園など、豊富な自然環境を保全・活用し交流を促進するとともににぎわいの創出を図ります。

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
四万十川の文化的景観の保全	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
河川敷などを利用した親水空間の確保	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
河川改修時などの多自然川づくり促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
四万十川自然再生事業の推進	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■
└ 四万十川における「アユの瀬づくり」推進	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■
└ 中筋川における「ツルの里づくり」推進	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■
下水未整備地区への浄化槽設置促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
農地の利用調整	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
└ 入田地区の基盤整備に伴う農地利用集積の推進(再掲)	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■



「アユの瀬づくり」事業内容



「ツルの里づくり」整備済箇所（中山地区）

出典：四国地方整備局中村河川国道事務所



市街地整備の方針

四万十川の自然と調和する良好な居住環境づくりと今後の人口減少、少子高齢化の進展をにらんだバランスのとれた生活拠点としての市街地形成を図ります。

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
老朽化した公共施設の複合集約化や機能向上	→	→	
└ <u>食肉センターの建て替え検討</u>	→	→	
市街地内への「まちなか居住」の促進	→	→	→
生活道路や公園等の整備による快適な住環境の確保	→	→	→
空き家、低・未利用地の有効活用	→	→	→
公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	→	→ 継続実施	→
高齢者向け住まいの誘致・供給促進	→	→	→

都市防災の方針

相ノ沢川流域における総合内水対策を推進するとともに、南海トラフ地震による家屋密集地の火災対策や大雨による最大クラスの浸水想定などへの対応を強化します。

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
防災拠点基地施設、備蓄施設等の整備	→		
上水道の安定供給対策	→	→	→
ライフラインの耐震化、液状化対策	→	→	→
地域住民の備蓄スペースの確保	→	→	
避難所となる小中学校施設等の耐震性確保・機能向上	→	→	→
└ <u>自家発電施設や生活用水の確保</u>	→		
公共施設の老朽化対策・耐震化等	→	→ 継続実施	→
防火に配慮した土地利用の促進	→	→ 継続実施	→
一般建築物や公共施設の防火性能の向上推進	→	→ 継続実施	→
横瀬川ダム of 早期整備	→		
四万十川における堤防の整備（断面確保）	→		
└ <u>具同・入田箇所の堤防整備(断面確保)</u>	→		
└ <u>市道具同坂本線、市道具同三里線の拡幅(再掲)</u>	→		
相ノ沢川における総合内水対策	→		



横瀬川ダム完成イメージ
(平成 31 年 (2019 年) 度完成予定)



具同・入田箇所の堤防整備事業



市道具同坂本線



市道具同三里線



4. 古津賀-佐岡エリアのまちづくり構想

(1) 古津賀-佐岡エリアの現況

■特性

(地形)

◇後川下流部の左岸に位置する、古津賀-佐岡エリアは、本市の東玄関口として新市街地が形成されています。

(歴史)

◇幡多で唯一古墳と石室の現存する地域で、古津賀の名称は古墳を示す「古塚」から由来すると考えられており、弥生時代から大規模に集落が営まれた集住地として今に至ります。

(施設)

◇国道 56 号沿線には、国県の出先機関などもあり、一定の業務地としての機能を有しているほか、大型店舗や飲食店など広域的な集客を対象とした商業施設が立地しています。



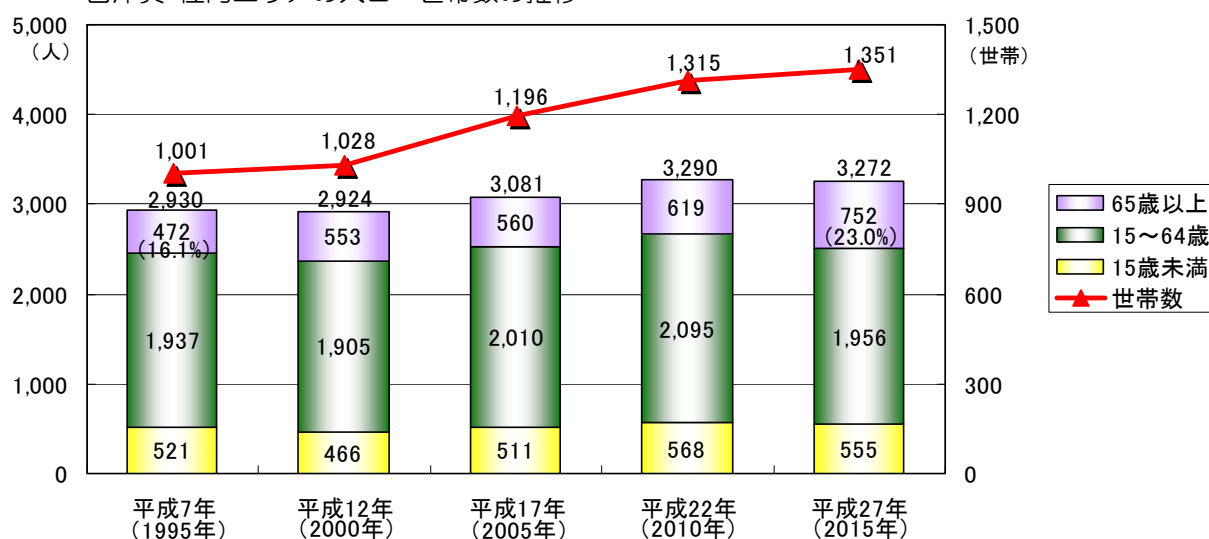
■人口・世帯

◇エリアの人口は平成 7 年（1995 年）の 2,930 人から平成 27 年（2015 年）の 3,272 人と増加していますが、平成 22 年以降は横ばい傾向となっています。

◇高齢化率は平成 7 年の 16.1%から平成 27 年の 23.0%と上昇しており、他のエリアと比べ最も高齢化率は低い状況ですが、高齢化は年々進行しています。

◇世帯数は平成 7 年の 1,001 世帯から平成 27 年の 1,351 世帯と増加していますが、平成 22 年（2010 年）以降は横ばい傾向となっています。

古津賀-佐岡エリアの人口・世帯数の推移



※エリア人口には年齢不詳を含む
年齢層別人口は年齢不詳を除く
資料：各年国勢調査結果（H7～H27）

◆地区別人口の推移

単位：人

地区名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減 H27-H7	H27/H7
古津賀	2,493	2,403	2,481	2,746	2,771	278	110.1%
佐 岡	437	521	600	544	501	64	114.6%
エリア計	2,930	2,924	3,081	3,290	3,272	342	111.7%
市全体	38,991	38,784	37,917	35,933	34,313	▲4,678	88.0%

※平成 7 年、平成 12 年の市全体には旧西土佐村を含む
人口には年齢不詳も含む

地区区分は高知県都市計画基礎調査の調査区分による

資料：各年国勢調査結果（H7～H27）



地区区分図

◆地区別世帯数の推移

単位：世帯・人

地区名	世帯数 平成 7 年	世帯数 平成 12 年	世帯数 平成 17 年	世帯数 平成 22 年	世帯数 平成 27 年	H27/H17	人口 平成 27 年	世帯人員 平成 27 年
古津賀	852	842	965	1,091	1,137	133.5%	2,771	2.4
佐 岡	149	186	231	224	214	143.6%	501	2.3
エリア計	1,001	1,028	1,196	1,315	1,351	135.0%	3,272	2.4
市全体	14,371	14,995	15,360	14,874	14,771	102.8%	34,313	2.3

※平成 7 年、平成 12 年の市全体には旧西土佐村を含む
人口には年齢不詳も含む

資料：各年国勢調査結果（H17～H27）

◆地区別年齢別人口の推移

単位：人

地区名	年少人口 (H17)	老年人口 (H17)	年少比率 (H17)	高齢比率 (H17)	年少人口 (H22)	老年人口 (H22)	年少比率 (H22)	高齢比率 (H22)	年少人口 (H27)	老年人口 (H27)	年少比率 (H27)	高齢比率 (H27)
古津賀	371	492	15.0%	19.8%	461	543	16.8%	19.8%	468	659	16.9%	23.8%
佐 岡	140	68	23.3%	11.3%	107	76	19.7%	14.0%	87	93	17.4%	18.6%
エリア計	511	560	16.6%	18.2%	568	619	17.3%	18.9%	555	752	17.0%	23.0%
市全体	5,086	10,249	13.4%	27.0%	4,537	10,686	12.6%	29.7%	4,052	11,716	11.9%	34.3%

※年齢不詳を除いて算出

資料：各年国勢調査結果（H17～H27）

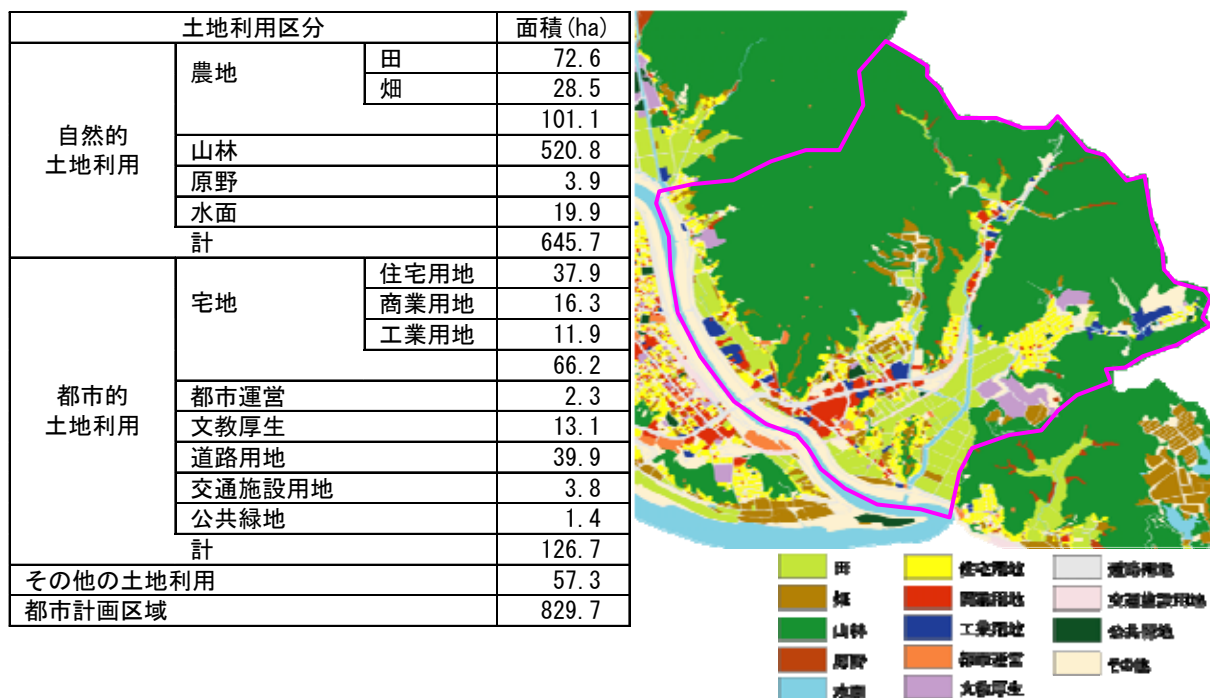


■土地利用状況

◇古津賀一佐岡エリアは、市の中心市街地に隣接し、土地区画整理事業などにより、宅地化が進められてきました。一方で、エリア内には山林や田畑も多く残っており、自然的土地利用が645.7haと全体の約78%を占めています。

◇国道56号沿線は準工業地域、その他の大部分は住居専用地域など、住居系の用途指定となっています。

◇国道56号沿線を中心に商業施設が集積しており、その周辺に住宅地が広がっています。



※都市運営（官公署施設、供給処理施設（上下水道施設、ごみ処理施設など））

文教厚生（保育所、学校施設、病院、診療所、老人福祉施設、体育館、競技場など）

交通施設用地（立体駐車場、鉄道用地、港湾施設用地など）

その他（墓園、神社仏閣、造成地（空き地）、駐車場（青空）、資材置場、荒地など）

資料：都市計画基礎調査結果（H25）



国道56号沿線状況（古津賀地区）



古津賀地区国営農地

■都市施設の整備状況

【道路】

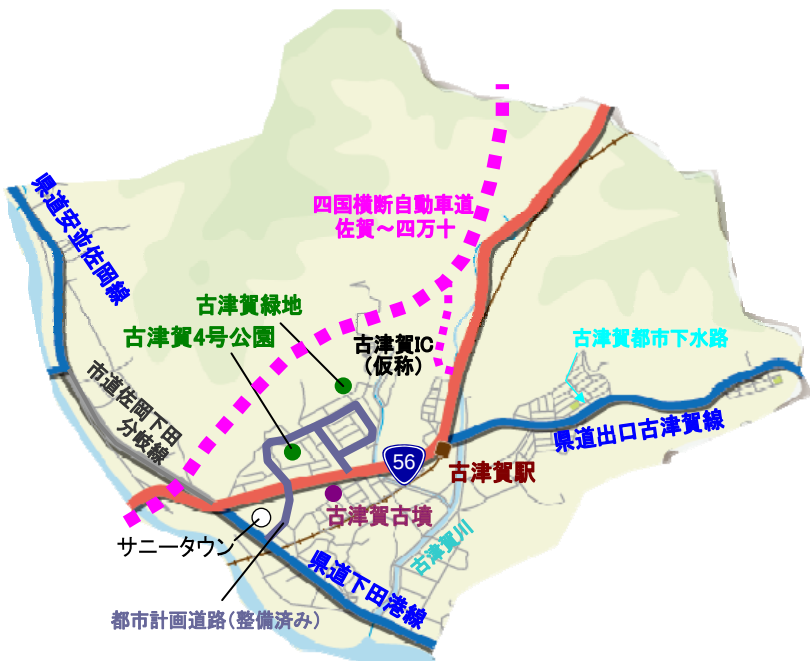
- ◇エリアの中央部を東西に通る国道 56 号を中心に、県道下田港線、出口古津賀線、市道佐岡下田分岐線などが放射状に延びています。
- ◇エリア北部には、四国横断自動車道が平成 28 年度中に都市計画決定される見通しであり、計画では古津賀 IC（仮称）の整備も予定されています。

【鉄道】

- ◇エリア中央の東西に土佐くろしお鉄道が通っており、古津賀駅が設置されています。

【公園】

- ◇エリア内に、街区公園 6 箇所、都市緑地 1 箇所（古津賀緑地）、市立公園 4 箇所が整備されています。



【下水道】

- ◇エリアの一部で農業集落排水による污水处理対策が行われていますが、その他の地域では、合併浄化処理槽による污水处理を推進しています。
- ◇雨水対策として古津賀都市下水路が整備されています。



土佐くろしお鉄道 古津賀駅



古津賀4号公園



■公共施設の状況

行政・保安施設	
1	東山分団屯所(古津賀)
2	東山分団屯所(佐岡)
学校教育施設	
3	県立幡多農業高等学校
4	県立中村特別支援学校
5	東山小学校
6	スクールミールひがしやま
文化施設等	
7	古津賀ふれあい会館
8	古津賀第1団地地区集会所
9	古津賀第2団地集会所
10	古津賀地区集会所
11	佐岡地区集会所
保健・社会保護施設	
12	中村小動物管理センター
13	古津賀保育所
14	古津賀老人憩の家
流通施設	
15	幡多公設地方卸売市場
処理施設	
16	クリーンセンター古津賀
17	八宗田排水機場
18	古津賀排水機場
19	横堤樋門
国・県等の主要施設	
20	中村河川国道事務所 中村国道出張所
21	中村合同庁舎 幡多土木事務所 幡多農業振興センター



■地域環境と資源

- ◇エリア内には古津賀古墳などの弥生～古墳時代の遺跡が残っています。
- ◇国道56号や県道下田港線の沿線には、大型店舗や全国チェーンの商業施設が集積しています。
- ◇市道佐岡下田分岐線沿線には、本市の物流の拠点となる、幡多公設地方卸売市場が立地しています。



県道下田港線沿線の全国チェーン商業施設



幡多公設地方卸売市場

■防災

- ◇古津賀川周辺の標高は約2～3m、国道56号付近でも約4～5mとなっています。
- ◇昭和38年（1963年）8月の洪水では、後川堤防が破堤し、甚大な被害が発生しました。
- ◇最大クラスの洪水被害想定では、広い範囲で約10～20mの浸水が予測されています。
- ◇宝永地震（1707年）では、津波が遡上し、冠水被害がでています。
- ◇最大クラスの南海トラフ地震では、大きな揺れや液状化、またエリア内の広い範囲で津波による浸水被害も予測されています。



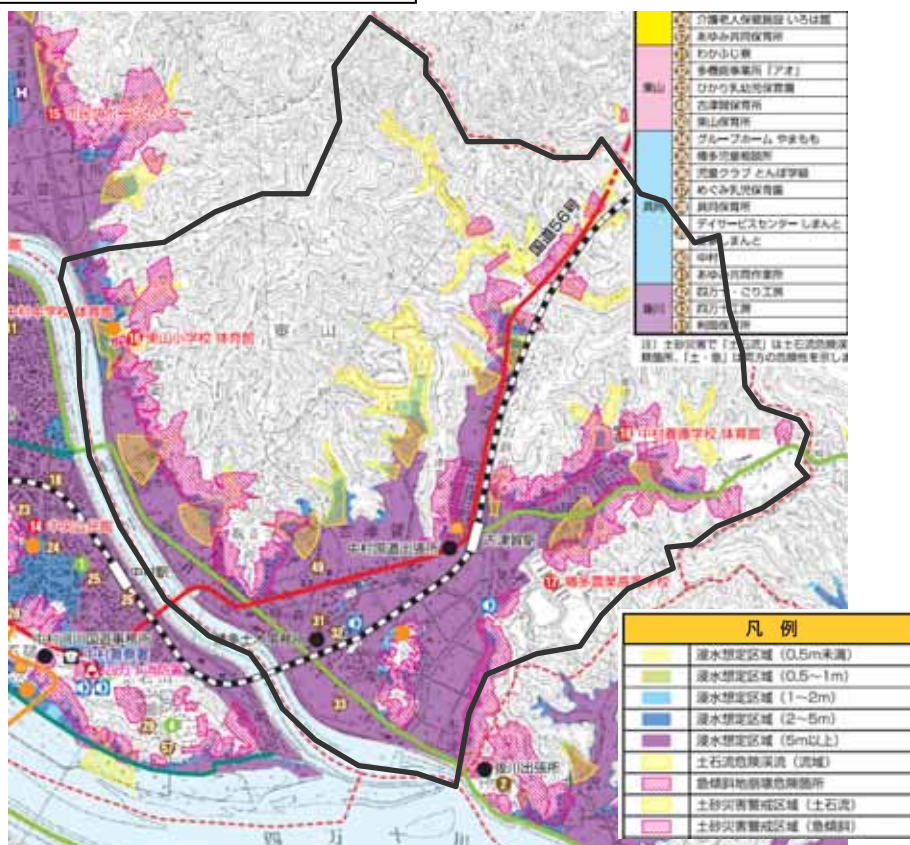
昭和38年（1963年）8月洪水での
古津賀堤防決壊の状況



横堤樋門排水状況

洪水・土砂災害ハザードマップ

（※概ね百年に一度の大雨による予測）

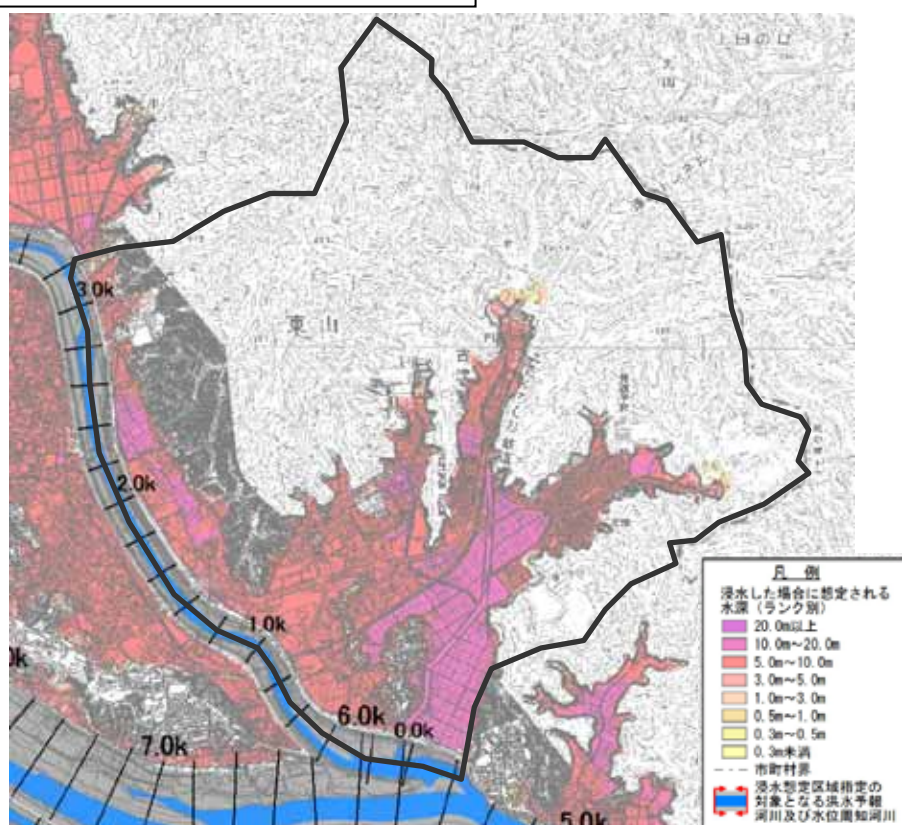


資料：四万十市（平成22年3月作成）



洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

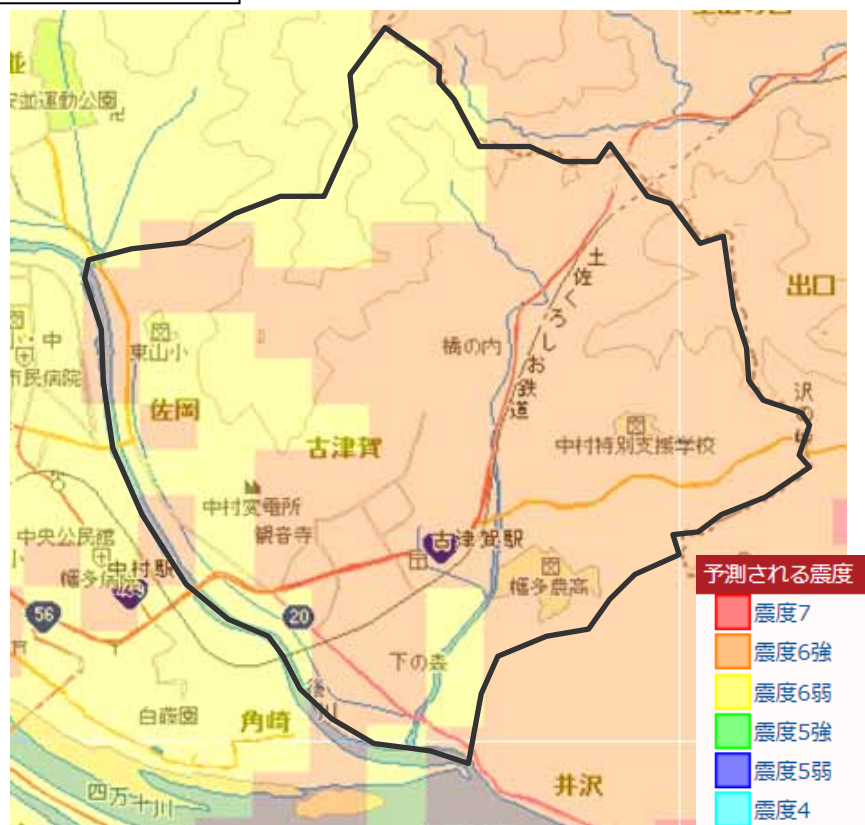
（※約千年に1回を上回る降雨量）



資料：四国地方整備局公表資料（平成 28 年 5 月 30 日公表）

震度分布図

（※発生しうる最大クラスの地震による推計）



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

液状化可能性予測図

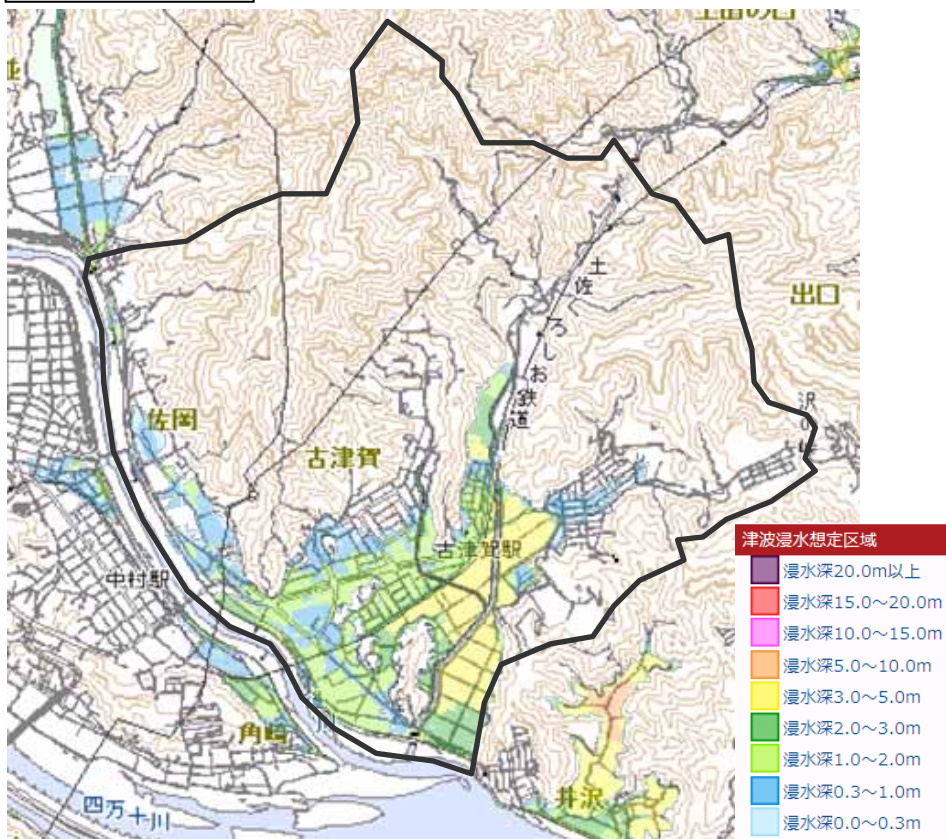
(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

津波浸水予測図

(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）



(※参考) 古津賀-佐岡エリア住民意向調査結果

- ◇住民の満足度がもっとも高いのは「緑、水や自然の豊かさ」となっています。
- ◇その他、「日用品・食料品などの買い物の便利さ」、「銀行・郵便局などの金融機関利用の便利さ」など暮らしの利便性に関する項目や、「子どもの遊び場や公園、広場の身近さ」、「上水道・簡易水道等の整備状況」など暮らしの快適性に関する項目で満足度が高くなっています。
- ◇不満度では「地震や津波からの安全性」への不満がもっとも高くなっています。
- ◇その他、「台風・豪雨災害からの安全性」、「災害時の避難路及び避難場所の整備」、「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」など暮らしの安全に関する項目や、「芸術・文化に親しむ機会が少ないこと」への不満度が高くなっています。

毎日の生活の各面における評価（都市特性に該当する項目）

単位：％

		古津賀-佐岡エリア	
		満足派	不満派
暮らしの安全	地震や津波からの安全性	12.2	49.5
	台風・豪雨災害からの安全性	6.1	48.7
	災害時の避難路及び避難場所の整備	12.2	44.4
	夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	15.6	46.9
暮らしの利便性	日用品・食料品などの買物の便利さ	46.1	6.0
	通勤・通学・通院の便利さ	28.7	13.0
	銀行・郵便局など金融機関利用の便利さ	38.2	7.9
	公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ	18.2	27.8
	身近な地域での道路の使いやすさ	27.0	20.0
	国道などの幹線道路の使いやすさ	23.5	20.9
暮らしの快適性	緑、水や自然の豊かさ	77.4	0.9
	子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	43.5	15.6
	まちの美観や周囲の景観	25.2	18.3
	上水道・簡易水道等の整備状況（水道の普及）	38.2	2.6
	下水・排水の処理対策（生活排水処理）	21.7	19.2
教育・文化	こどもたちが健全に成長できる環境	13.0	15.6
	芸術・文化に親しむ機会が多い	4.4	33.0
	スポーツを楽しむ機会が多い	7.0	16.5
	伝統文化の保存・継承がされている	6.0	19.1

資料：まちづくりに関するアンケート調査（H24.12 実施）の「東山地区」集計結果



(2) 古津賀一佐岡エリアのまちづくり主要課題

古津賀一佐岡エリアは、土地区画整理事業により都市基盤整備を進めてきており、それに伴ってエリア人口は増加し高齢化率も低い状況にありましたが、近年では世帯数は増加傾向にあるものの、人口は横ばい傾向となり高齢化の進行も見られることから、今後は人口減少、少子高齢化に対応した市街地整備が求められます。

また、近い将来の四国横断自動車道延伸と古津賀 IC（仮称）設置を見据えて、市の玄関口として相応しい発展を目指した施設整備も重要となります。

古津賀川周辺から国道 56 号にかけて標高の低い土地が広がり、過去にも、幾度となく洪水による被害を受けてきており、南海トラフ地震においても、広い範囲で津波の浸水被害が予測されています。

●分野別課題

【土地利用】

■土地区画整理事業により居住系の都市基盤の整備が進められ、良好な住環境が形成されてきましたが、エリアの人口は近年横ばい傾向となっており、今後は人口減少、少子高齢化に対応した市街地整備が求められます。

【交通体系】

■四国横断自動車道延伸と古津賀 IC（仮称）の設置を見据え、市の玄関口として相応しい道路整備等を行っていくことが重要です。

■土佐くろしお鉄道の古津賀駅における乗降者数は減少傾向が続いており、近年では 100 人/日程度となっています。

【自然・歴史環境、景観】

■後川の水辺空間や国道 56 号の道路緑化など、市の玄関口に相応しい景観を維持するとともに、古津賀古墳など歴史的な遺跡の保存が必要です。

【市街地整備】

■土地区画整理事業や国道 56 号沿線への大型店舗集中出店など、比較的コンパクトな区域内での市街地整備が進められてきており、今後は人口減少を踏まえて無秩序な市街化を抑制し、現況市街地内で良好な生活拠点を形成することが重要な課題となります。

■四国横断自動車道の延伸と古津賀 IC（仮称）の設置を見据え、来訪者への情報発信等を行う窓口となる施設整備が求められます。

【都市防災】

■エリアでは過去、幾度となく、洪水による被害を受けてきています。

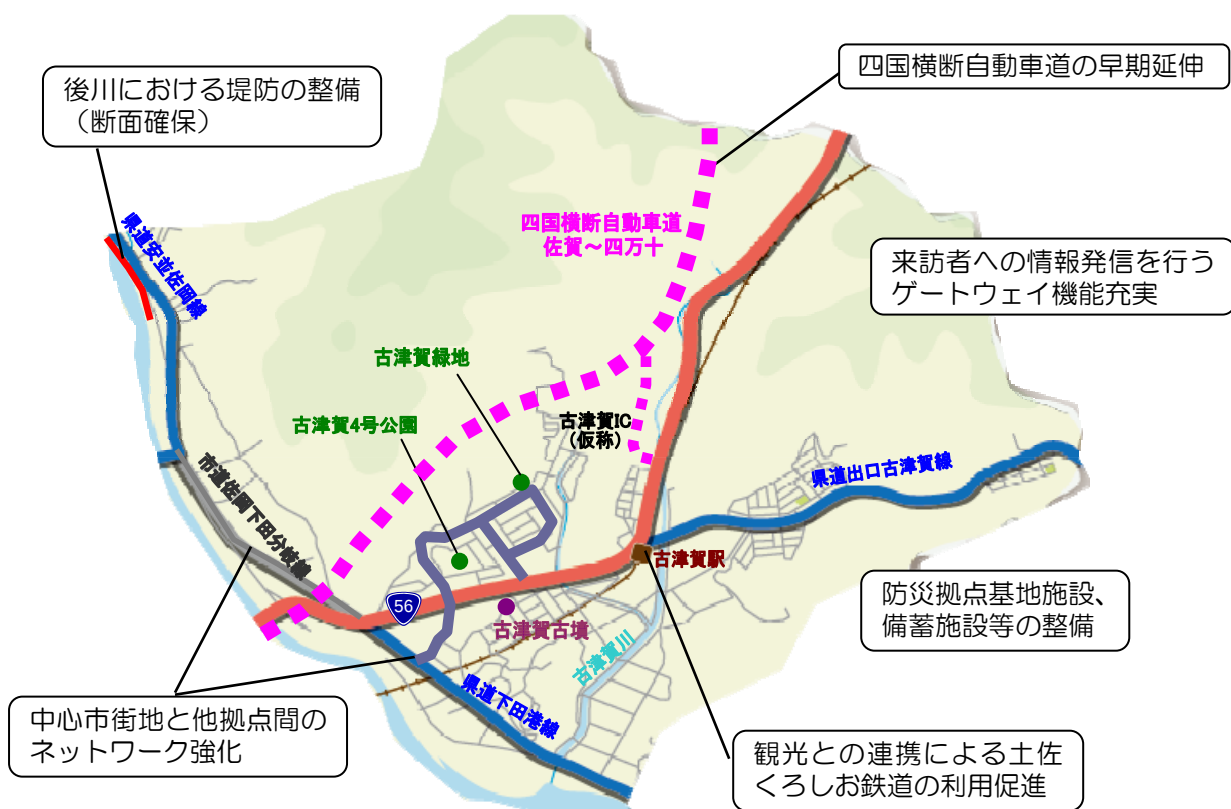
■南海トラフ地震において、エリア内の広い区域で津波の浸水被害が予測されています。



(3) 古津賀一佐岡エリアのまちづくり構想

【古津賀一佐岡エリアのまちづくりビジョン】

市の玄関口にふさわしい発展するまちづくり



【古津賀一佐岡エリアの基本方針】

■暮らしやすい居住環境づくり

中心市街地に隣接する居住区として、今後の人口減少や少子高齢化を踏まえた生活機能向上を図りつつ、国道56号沿線の商業地と後川の水辺空間や古津賀川沿いに広がる農地などの田園風景とが調和した、バランスのとれた生活拠点の形成に向け、暮らしやすい居住環境づくりに努めます。

■広域交通道路網と連携したまちの玄関口整備

近い将来に予定される四国横断自動車道の延伸と古津賀IC（仮称）設置により、古津賀地区が高知市方面からの市の玄関口となることから、その役割にふさわしい交通体系や道路緑化など景観の整備に加え、来訪者への情報発信等を行うゲートウェイ機能を持った施設整備を進めます。

■防災基盤の整備

後川における堤防整備による洪水対策や南海トラフ地震による津波対策や液状化対策、防災拠点の整備など、エリア内で想定されるさまざまな災害から命・生活を守るための防災基盤の整備を推進して、強くて安心・安全な生活拠点をつくります。

(4) 古津賀一佐岡エリアの分野別方針・主要な施策

土地利用の方針

国道 56 号の沿道サービス利用など産業的な土地利用と住居環境が調和した市街地となるよう土地利用の誘導を進めます。

農用地区域では、都市施設の整備は必要最小限にとどめ、基盤整備により優良農地の確保と利用を図ります。

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね 5 年)	中期 (概ね 10 年)	長期 (概ね 20 年)
産業と住居環境が調和した市街地化	→		
└ <u>立地適正化計画の策定</u>	→		
└ <u>緑の基本計画の策定</u>	→		
農地と宅地の土地利用の調整	→		

交通体系の方針

四国横断自動車道の早期延伸を促進するとともに、通過型交通を防ぐため、古津賀 IC（仮称）～四万十 IC 間については、一般国道も活かした交通体系の確立を図ります。また、中心市街地との連携維持・強化のため、土佐くろしお鉄道や路線バスなどの公共交通の利用促進に努めます。



四国横断自動車道 古津賀 IC（仮称）計画図
出典：四国横断自動車道「佐賀～四万十」都市計画決定図書
参考図面「計画平面図」

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね 5 年)	中期 (概ね 10 年)	長期 (概ね 20 年)
四国横断自動車道の早期延伸	→		
中心市街地と他拠点間のネットワーク強化	→		
道路施設の適切な保全対策	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
観光との連携による土佐くろしお鉄道の利用促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
└ <u>中期経営計画に基づいた利用促進策の推進</u>	→		
バスネットワークの充実による利用促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
└ <u>地域公共交通総合連携計画に基づいた利用促進策の推進</u>	→		



自然・歴史環境、景観の方針

市の玄関口にふさわしい景観を維持するとともに、古津賀古墳など歴史的な遺跡の保存に努めます。また、後川などにおいて水辺環境に親しみ、憩うことのできる親水空間の確保に努めます。



古津賀古墳（市指定文化財）

主 要 施 策	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
文化財の調査・保存・展示・活用の促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
河川敷などを利用した親水空間の確保	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
河川改修時などの多自然川づくり促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
下水未整備地区への浄化槽設置促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
農地の利用調整	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■

市街地整備の方針

田園風景と調和する良好な居住環境づくりと今後の人口減少、少子高齢化の進展をにらんだバランスのとれた生活拠点としての市街地形成を図ります。また、四国横断自動車道の延伸と古津賀IC（仮称）の設置を見据えた、ゲートウェイ機能の整備に努めます。



高速道路 IC 付近の道の駅事例
(四万十町・あぐり窪川)

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
市街地内への「まちなか居住」の促進	→		
学童保育施設の整備	→		
└ 東山小学校学童保育施設整備	→		
高齢者向け住まいの誘致・供給促進	→		
来訪者への情報発信を行うゲートウェイ機能充実	→		
└ 来訪者への情報発信の強化	→		
└ 道の駅、高速バス停留所整備検討	→		

都市防災の方針

過去、幾度となく、洪水による被害を受けていることから、風水害の対策を推進します。また、南海トラフ地震においても、津波の浸水被害も予測されていることから、避難路や避難所、防災拠点の更なる強化を図っていきます。



車・徒歩避難の安全を確保する避難路整備
(幡多農業高等学校)

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
四国横断自動車延伸による広域緊急輸送体制確立	→		
防災拠点基地施設、備蓄施設等の整備	→		
上水道の安定供給、下水道の安定処理対策	→		
└ <u>上水道老朽化施設の更新、基幹管路の耐震化</u>	→		
└ <u>汚水処理施設の機能強化</u>	→		
ライフラインの耐震化、液状化対策	→		
地域住民の備蓄スペースの確保		→	
避難所となる小中学校施設等の耐震性確保・機能向上	→		
└ <u>自家発電施設や生活用水の確保</u>	→		
公共施設の老朽化対策・耐震化等	継続実施		
老朽化住宅の除却や落下防止対策等	→		
津波避難路・津波避難場所、津波避難タワーの機能向上	→		
└ <u>高速道路工事による発生残土を利用した 古津賀IC(仮称)付近への津波避難場所整備検討</u>	→		
後川における堤防の整備(断面確保)	→		



5. 下田エリアのまちづくり構想

(1) 下田エリアの現況

■特性

(地形)

◇下田エリアは四万十川の下流部に位置し、地域の東側が太平洋に面した地域です。

(歴史)

◇エリア南端の下田港は、藩政の時代より浦戸港とともに重要な役割を担っていました。また、高知市内および幡多地域を結ぶ海の玄関口となるなど、本市の発展に深く関わってきており、今も残る昔ながらのまちなみは文化庁から重要な文化的景観に選定されています。

(施設)

◇四万十いやしの里や四万十川下流交流センター、土佐西南大規模公園などの健康増進・観光・交流施設が整備されています。

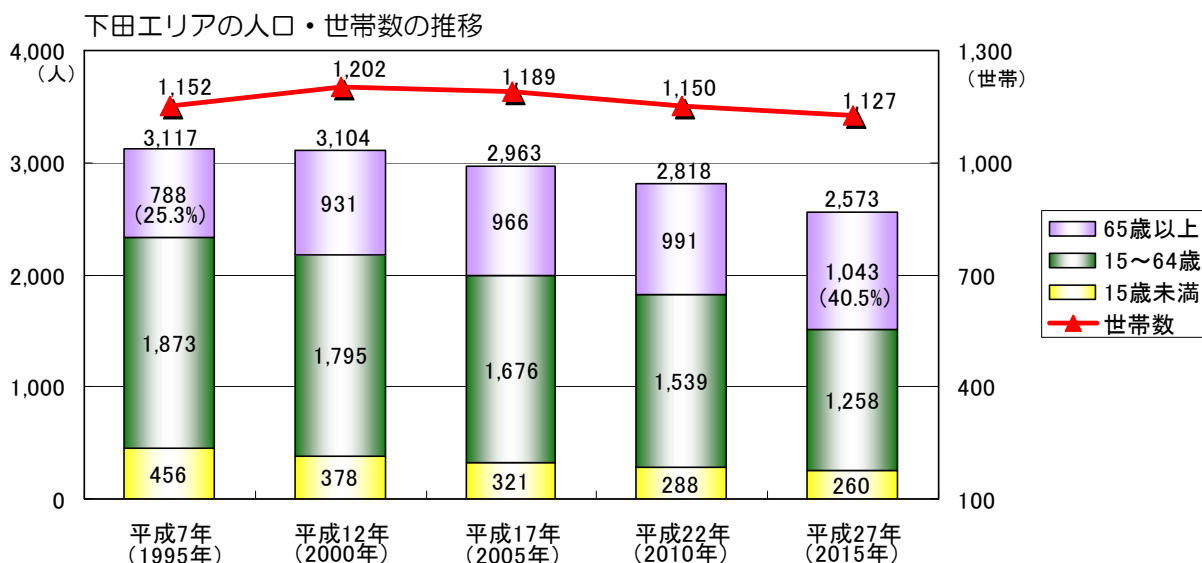


■人口・世帯

◇下田エリアの人口は平成7年(1995年)の3,117人から平成27年(2015年)の2,573人と長期的な減少傾向が続いています。

◇高齢化率は平成7年の25.3%から平成27年の40.5%と上昇しており、高齢化の進行が顕著となっています。

◇世帯数は平成7年の1,152世帯から平成27年の1,127世帯と、平成12年(2000年)以降は減少傾向が続いています。



※エリア人口には年齢不詳を含む
年齢層別人口は年齢不詳を除く
資料：各年国勢調査結果 (H7~H27)



◆地区別年齢別人口の推移

地区名	年少人口 (H17)	老年人口 (H17)	年少比率 (H17)	高齢比率 (H17)	年少人口 (H22)	老年人口 (H22)	年少比率 (H22)	高齢比率 (H22)	年少人口 (H27)	老年人口 (H27)	年少比率 (H27)	高齢比率 (H27)
下 田	117	421	10.3%	37.0%	113	425	10.5%	39.5%	80	430	8.7%	46.8%
鍋 島	45	112	12.5%	31.2%	37	103	11.3%	31.6%	26	110	9.2%	39.0%
竹 島	64	155	11.6%	28.1%	57	187	10.8%	35.4%	60	198	11.7%	38.7%
井 沢	39	120	9.2%	28.4%	29	123	7.4%	31.2%	46	155	9.8%	36.8%
平 野	28	82	11.7%	34.2%	30	76	12.4%	31.5%	24	67	11.2%	29.9%
双 海	28	76	11.1%	30.2%	22	77	8.7%	30.6%	24	83	10.6%	36.6%
エリア計	321	966	10.8%	32.6%	288	991	10.2%	35.2%	260	1,043	10.1%	40.5%
市全体	5,086	10,249	13.4%	27.0%	4,537	10,686	12.6%	29.7%	4,052	11,716	11.9%	34.3%

※年齢不詳を除いて算出

資料：各年国勢調査結果（H17～H27）

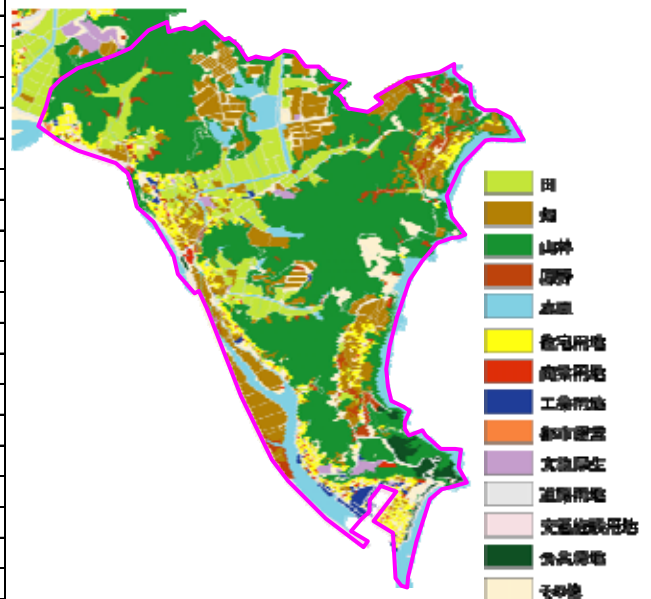
■土地利用状況

◇都市計画区域内で唯一太平洋に面し、西側には四万十川と竹島川が流れています。田畑や山林、河川水面などの自然的土地利用が 784.9ha と総面積の約 79%を占める自然豊かなエリアとなっています。また、太平洋に面した海岸沿いの約 116ha は、土佐西南大規模公園として整備されています。

◇地域地区として、下田港付近が臨港地区に指定されています。

◇県道沿いに集落が形成されていますが、都市的土地利用面積のほとんどを住宅用地と道路用地が占めています。

土地利用区分			面積 (ha)
自然的 土地利用	農地	田	83.1
		畑	146.8
			229.9
	山林		437.7
	原野		27.1
	水面		90.2
計			784.9
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	47.1
		商業用地	5.8
		工業用地	9.2
			62.2
	都市運営		0.8
	文教厚生		6.8
	道路用地		55.4
	交通施設用地		9.4
	公共緑地		11.2
	計		145.8
その他の土地利用			65.5
都市計画区域			996.1



※都市運営（官公署施設、供給処理施設（上下水道施設、ごみ処理施設など）

文教厚生（保育所、学校施設、病院、診療所、老人福祉施設、体育館、競技場など）

交通施設用地（立体駐車場、鉄道用地、港湾施設用地など）

その他（墓園、神社仏閣、造成地（空き地）、駐車場（青空）、資材置場、荒地など）

資料：都市計画基礎調査結果（H25）



四万十川河口



竹島地区国営農地



■都市施設の整備状況

【道路】

- ◇四万十川沿いに県道下田港線が通っており、中心市街地を結び、重要な幹線道路となっています。
- ◇太平洋沿岸部を黒潮町方面へ向かって県道中村下田ノ口線が延びています。また、エリアの中央を南北に通る広域農道は、1次産業の利用はもとより高知市と足摺岬を結ぶ観光ルートの役割を果たしています。

【公園】

- ◇土佐西南大規模公園が概成しています。
- ◇街区公園は有隣公園と井沢公園が整備されています。

【下水道】

- ◇下水道処理の事業認可区域外になっていることから、合併浄化処理槽による汚水処理を推進しています。



県道下田港線



下田港



土佐西南大規模公園
(オートキャンプ場「とまろっと」)



土佐西南大規模公園
(サンサンパーク)

■公共施設の状況

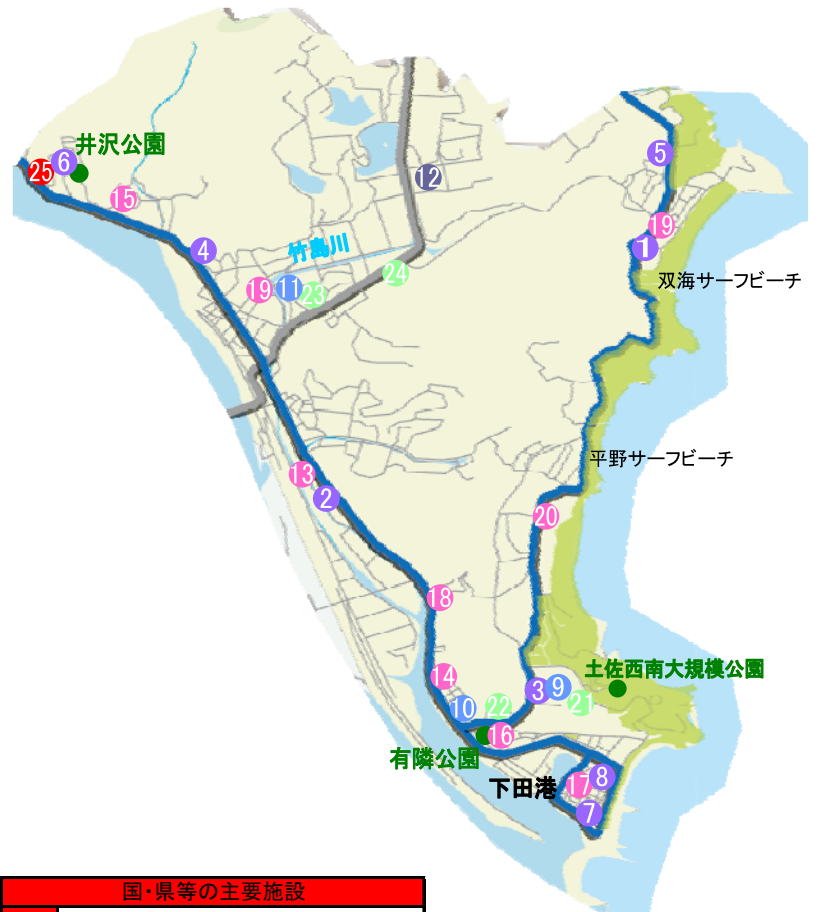
行政・保安施設	
1	双海地区消防屯所
2	鍋島地区消防屯所
3	下田地区防災拠点基地
4	竹島地区防災コミュニティセンター
5	双海地区防災コミュニティセンター
6	井沢地区防災コミュニティセンター
7	下田水戸地区津波避難タワー
8	下田水戸東地区津波避難タワー

学校教育施設	
9	下田中学校
10	下田小学校
11	竹島小学校

産業振興施設	
12	四万十農園あぐりっこ

文化施設等	
13	四万十川下流交流センター
14	下田地区集会所 (下田分団屯所兼)
15	井沢地区集会所(公民館)
16	串江地区集会所
17	水戸地区集会所
18	馬越地区集会所
19	竹島地区集会所
20	平野地区集会所

保健・社会保護施設	
21	四万十いやしの里
22	下田保育所
23	竹島保育所
24	竹島老人憩の家



国・県等の主要施設	
25	中村河川国道事務所 後川出張所

■地域環境と資源

◇四万十川下流の下田港周辺は、国の重要文化的景観に選定され、これらの景観を形成する要素となっている古いまちなみが残っています。

また、汽水域でのアオノリ漁や竹島川でのアオサの養殖が行われるなど、豊かな自然に恵まれています。

◇四万十川河口に形成されている砂洲が、平成21年10月台風18号により消失していることから砂洲の復元が望まれています。

◇四万十川と太平洋の両方に面しており、水辺の環境が豊富にあるほか、土佐西南大規模公園や四万十いやしの里、四万十川下流交流センター、平野・双海サーフビーチなどのレジャーやスポーツ施設が多く整備され、豊かな水と緑に囲まれたエリアとなっています。



竹島川のアオサ養殖



四万十いやしの里



■防災

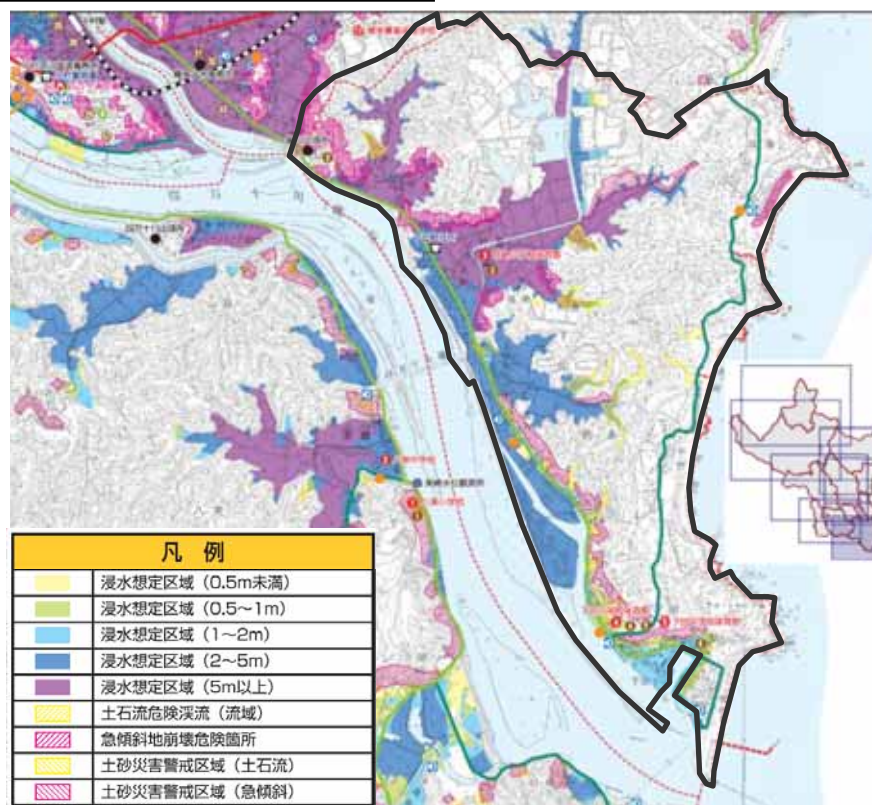
- ◇下田エリアは山地の多い地域ですが、平地部の標高は四万十川の上流にいくほど低くなっており、最も低いところで約2～3mとなっています。
- ◇竹島川が下流で四万十川の河口部に合流することから、過去にも幾度となく、背水※の影響による洪水被害を受けてきました。（※背水：河川下流側の水位の高低が上流側の水位に影響を及ぼす現象）
- ◇最大クラスの洪水浸水想定では、約10～20mの浸水が予測されています。
- ◇宝永地震（1707年）では津波により甚大な被害を受けたほか、安政南海地震（1857年）では揺れによる家屋倒壊が多数あったという記録が残っています。
- ◇最大クラスの南海トラフ地震では、大きな揺れや液状化のほか、地域内の広い範囲で津波による甚大な被害が予測されています。



下田地区における過去の浸水状況
（平成19年（2007年）7月 台風4号）

洪水・土砂災害ハザードマップ

（※概ね百年に一度の大雨による予測）



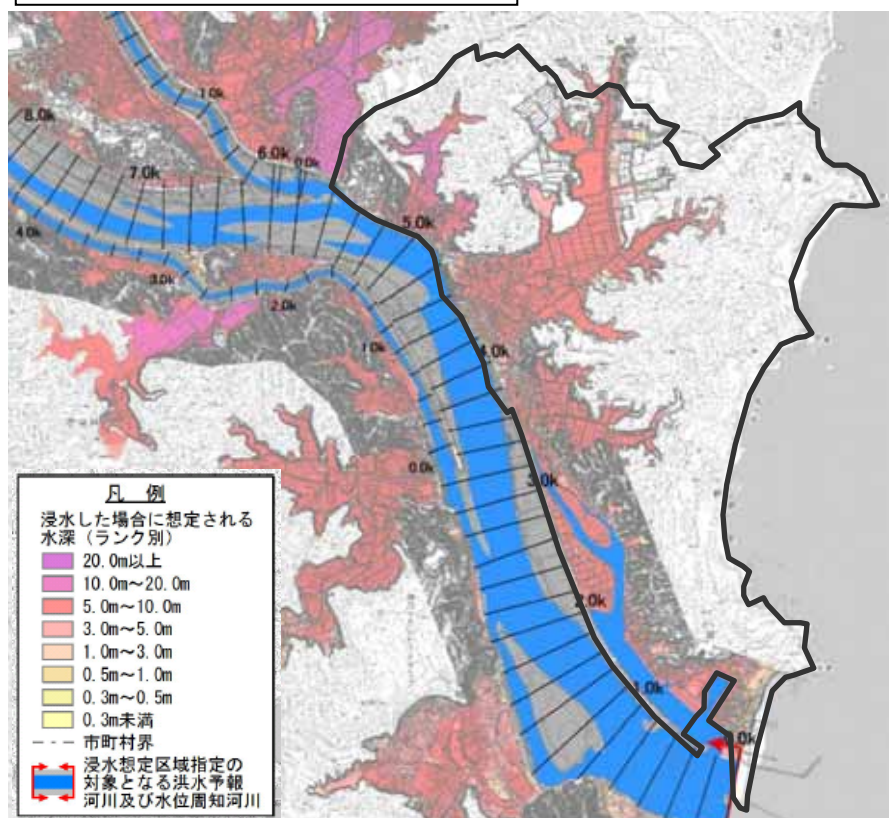
資料：四万十市（平成22年3月作成）

四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

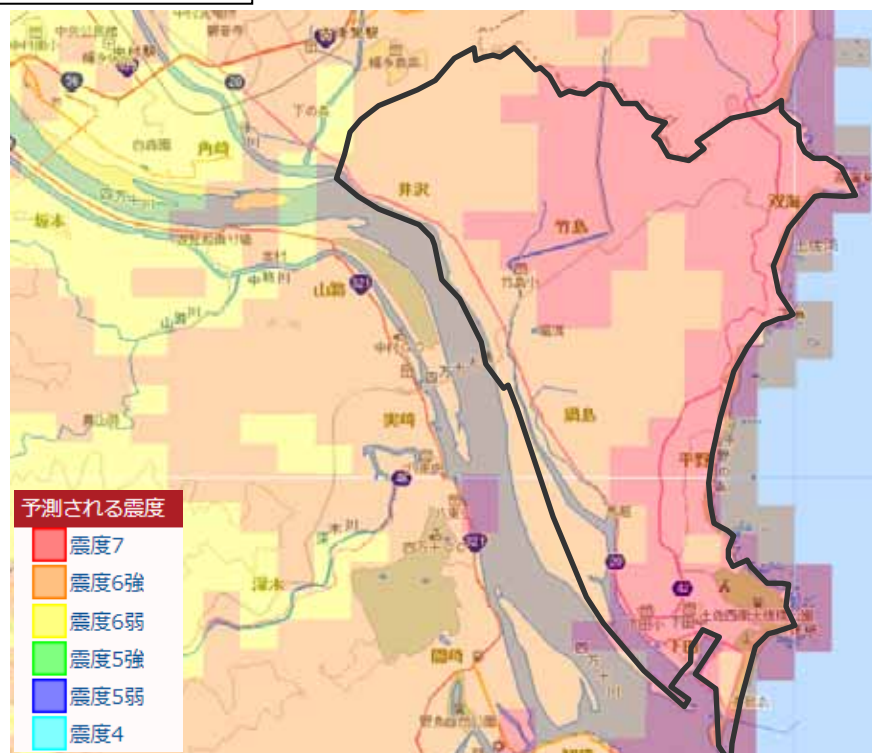
（※約千年に1回を上回る降雨量）



資料：四国地方整備局公表資料（平成 28 年 5 月 30 日公表）

震度分布図

（※発生しうる最大クラスの地震による推計）

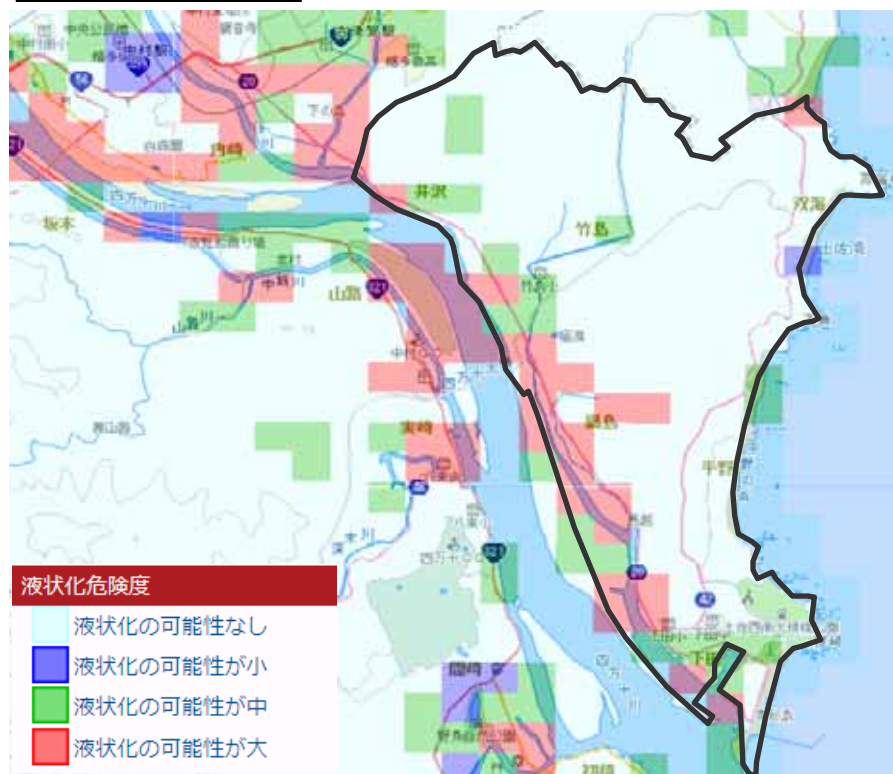


資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）



液状化可能性予測図

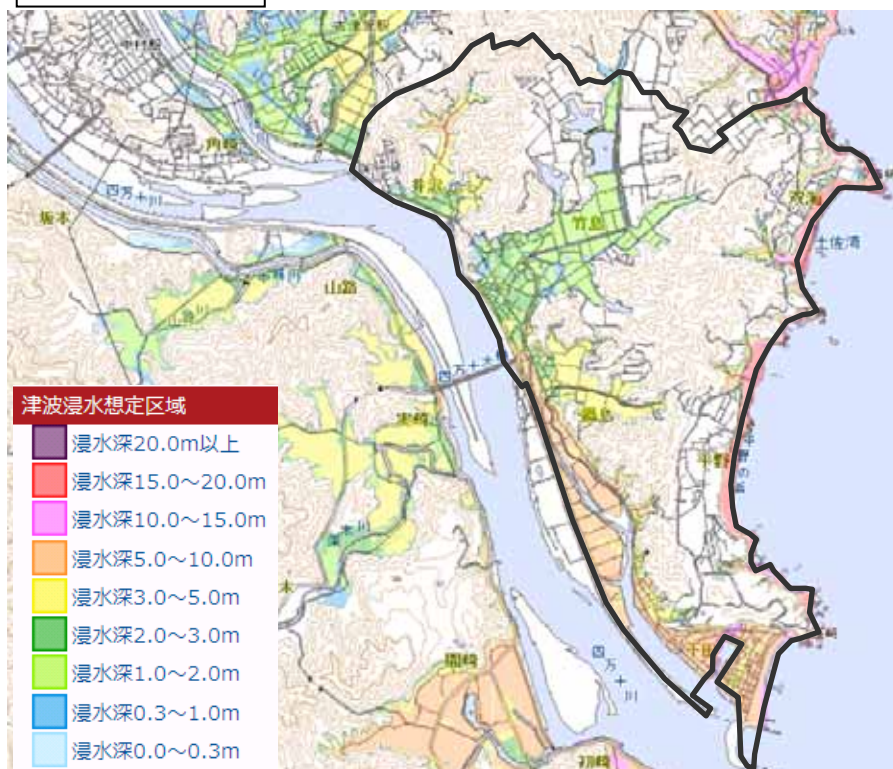
(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

津波浸水予測図

(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

(※参考) 下田エリアの住民意向調査結果

◇住民の満足度がもっとも高いのは「緑、水や自然の豊かさ」となっています。

◇その他、「子どもの遊び場や公園、広場の身近さ」、「上水道・簡易水道等の整備状況」など暮らしの快適性に関する項目で満足度が高くなっています。

◇不満度では「地震や津波からの安全性」への不満がもっとも高くなっています。

◇その他、「台風・豪雨災害からの安全性」、「災害時の避難路及び避難場所の整備」、「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」など暮らしの安全に関する項目や、「通勤・通学・通院の便利さ」、「公共交通機関の使いやすさ」など暮らしの利便性に関する項目への不満度が高くなっています。

毎日の生活の各面における評価（都市特性に該当する項目）

単位：％

		下田エリア	
		満足派	不満派
暮らしの安全	地震や津波からの安全性	12.2	51.1
	台風・豪雨災害からの安全性	7.7	37.7
	災害時の避難路及び避難場所の整備	12.2	45.6
	夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	10.0	50.0
暮らしの利便性	日用品・食料品などの買物の便利さ	21.1	14.4
	通勤・通学・通院の便利さ	10.0	30.0
	銀行・郵便局など金融機関利用の便利さ	26.6	11.1
	公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ	5.5	46.7
	身近な地域での道路の使いやすさ	20.0	23.4
	国道などの幹線道路の使いやすさ	14.5	26.6
暮らしの快適性	緑、水や自然の豊かさ	66.6	2.2
	子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	30.0	16.6
	まちの美観や周囲の景観	22.2	13.3
	上水道・簡易水道等の整備状況（水道の普及）	32.2	2.2
	下水・排水の処理対策（生活排水処理）	15.6	26.7
教育・文化	こどもたちが健全に成長できる環境	11.1	13.3
	芸術・文化に親しむ機会が多い	2.2	25.5
	スポーツを楽しむ機会が多い	3.3	15.5
	伝統文化の保存・継承がされている	12.2	13.3

資料：まちづくりに関するアンケート調査（H24.12実施）の「下田地区」集計結果



(2) 下田エリアのまちづくり主要課題

下田エリアは、古くは海の玄関口として本市の発展に重要な役割を果たしてきましたが、近年は人口が断続的に減少し、少子高齢化の進行も顕著となっており、今後は地域内の集落維持が大きな課題となります。

四万十川と太平洋に面した水と田園の緑豊かなエリアであり、自然環境を活かした観光資源が多数整備されていることから、自然環境の保全を行いつつ交流促進による地域活力の維持・増進を図っていくことが重要です。

エリアでは広い範囲で南海トラフ地震による甚大な津波被害が予測されています。

●分野別課題

【土地利用】

- 土佐西南大規模公園には未利用地が多く残っています。
- 津波による影響を受けないエリア内の高台について、災害復興利用や宅地化などの計画的な土地利用促進が必要です。

【交通体系】

- 中心市街地を繋ぐ重要な幹線道路の県道下田港線には、一部歩道未整備区間が残っています。
- 路線バスなどの公共交通をいかに維持していくかが大きな課題となっています。

【自然・歴史環境、景観】

- 四万十川下流における「重要文化的景観」やアオノリ、アオサなどの伝統的な漁業を守り継承していくことが重要です。

【居住地整備】

- エリア人口が長期的な減少傾向にあり、少子高齢化の進行も顕著となっていることから、今後は地域内の集落維持が大きな課題となります。
- 休止状態となっている四万十市立中医学研究所・中医クリニック・中医鍼灸院の有効活用が課題となっています。

【都市防災】

- エリア内の広い範囲で南海トラフ地震による甚大な津波浸水被害が予測されています。
- 四万十川沿いには堤防未整備（無堤）箇所や堤防断面が不足している箇所が残っています。
- 過去には幾度となく、四万十川の背水による浸水被害を受けてきています。
- 下流域の越波および下田港の航路の安全確保のため、砂洲の復元が望まれています。

(3) 下田エリアのまちづくり構想

【下田エリアのまちづくりビジョン】

四万十川と太平洋を活かした交流するまちづくり



【下田エリアの基本方針】

■四万十川の環境と田園風景に調和した居住空間の確保

既存集落を維持していくため、美しい四万十川の景観や広大な優良農地の保全に努め、アオノリ・アオサ漁など伝統的漁業や下田港のまちなみなどの歴史文化と田園風景が調和した、やすらぎのある暮らしやすい居住空間の確保を図ります。

■交流のにぎわいを育む観光資源のネットワーク化

土佐西南大規模公園、オートキャンプ場とまろっと、四万十いやしの里、平野・双海のサーフビーチなど自然環境を活かした観光資源のネットワークを強化し、交流を促進することにより、にぎわいと地域活力の増進を図ります。

■防災基盤の整備

南海トラフ地震による甚大な津波被害が予測されており、避難路や避難所など一定の整備は完了しているものの、「命を守る・つなぐ」ため防災基盤のさらなる整備強化を図っていきます。また、太平洋沿いの高台地域において、復興まちづくりに向けた計画検討を進めます。



(4) 下田エリアの分野別方針・主要な施策

土地利用と居住地整備の方針

既存集落においては、今後も住居環境の保全を図るとともに、農用地区域に指定された区域では、都市施設の整備は必要最小限にとどめ、農地と宅地の土地利用調整を図ります。

土佐西南大規模公園は、雄大な太平洋と海岸線の自然を活かした憩いの場や多様なレクリエーション活動・交流・自然とのふれあいの場として、適切な維持管理、活用を図るとともに、未利用地については、区域の見直しを検討します。

また、現在、未利用施設となっている四万十市立中医学研究所・中医クリニック・中医鍼灸院については、有効活用できるように検討を進めます。

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
農地と宅地の土地利用の調整	→		
└ 立地適正化計画の策定	→		
憩いの場である公園の維持管理・活用	→		
└ 緑の基本計画の策定	→		
公共施設等総合管理計画の推進	→ 継続実施		
└ 中医学研究所等の有効活用策の検討	→	→	
土砂災害危険箇所エリアの改善、山林の保全	→		

交通体系の方針

下田エリアと中心市街地を結ぶ県道下田港線の整備、機能保全を図り、地域生活の利便性向上と安全・安心を確保します。

河川堤防等へのサイクリングロードの整備を進め、周遊観光や地域交流の促進を図ります。

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
中心市街地と他拠点間のネットワーク強化	→		
歩道整備や歩行空間ネットワーク整備	→		
└ 県道下田港線の整備	→	→	→
河川堤防等へのサイクリングロードの整備	→		
バスネットワークの充実による利用促進	→ 継続実施		
└ 地域公共交通総合連携計画に基づいた利用促進策の推進	→		

自然・歴史環境、景観の方針

四万十川下流における「重要文化的景観」や汽水域のアオノリや竹島川のアオサなどの伝統的な漁業を守り継承していきます。また、四万十川の環境保全・自然再生にむけた取り組みを推進します

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
下田地区の文化的景観の保存	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
四万十川の文化的景観の保全	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
河川改修時などの多自然川づくり促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
四万十川自然再生事業の推進	→	→	
↳ 四万十川における「魚のゆりかごづくり」推進	→	→	
下水未整備地区への浄化槽設置促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
農地の利用調整	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■



「魚のゆりかごづくり」の事業位置図

出典：四国地方整備局中村河川国道事務所



都市防災の方針

災害時に命を守る・つなぐ避難所、防災活動の拠点施設、物資備蓄倉庫等の防災基盤のさらなる強化を図っていきます。また、四万十川の河口部において洪水・高潮に対する施設整備を行います。さらに、太平洋沿いの優良な高台である、平野・双海地区については、自然環境や農地との調和を図りつつ、復興まちづくり区域として計画検討を進めます。

主 要 施 策 (<u>個別プロジェクト</u>)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
防災拠点基地施設、備蓄施設等の整備	→		
上水道の安定供給対策	→	→	→
ライフラインの耐震化、液状化対策	→	→	→
地域住民の備蓄スペースの確保	→	→	
避難所となる小中学校施設等の耐震性確保・機能向上	→	→	→
└ <u>自家発電施設や生活用水の確保</u>	→		
老朽化住宅の除却や落下防止対策等	→	→	
海岸・河川堤防等の嵩上げ・耐震化	→	→	→
津波避難路・津波避難場所、津波避難タワーの機能向上	→	→	→
液状化危険箇所の把握・対策検討	→	→	→
高台への復興まちづくり計画検討	→	→	→
四万十川における堤防の整備（築堤・断面確保等）	→	→	
四万十川河口部における港湾、高潮堤の整備	→	→	



高台への復興まちづくり計画検討箇所
(平野地区)



下田水戸東地区津波避難タワー
(平成26年(2015年)度完成)

6. 後川－安並エリアのまちづくり構想

(1) 後川－安並エリアの現況

■特性

(地形)

◇後川－安並エリアは中心市街地の北部に位置し、中央には1級河川後川が貫流しています。

(歴史)

◇後川は藩政時代から野中兼山による治水工事がなされ、麻生堰から導流される四ヶ村溝は今もなお秋田、安並などのかんがい用水として利用されています。

(施設)

◇エリア東部の安並地区には安並運動公園・市民スポーツセンターが整備され、市内や広域のスポーツ交流の場を持つ地域となっています。

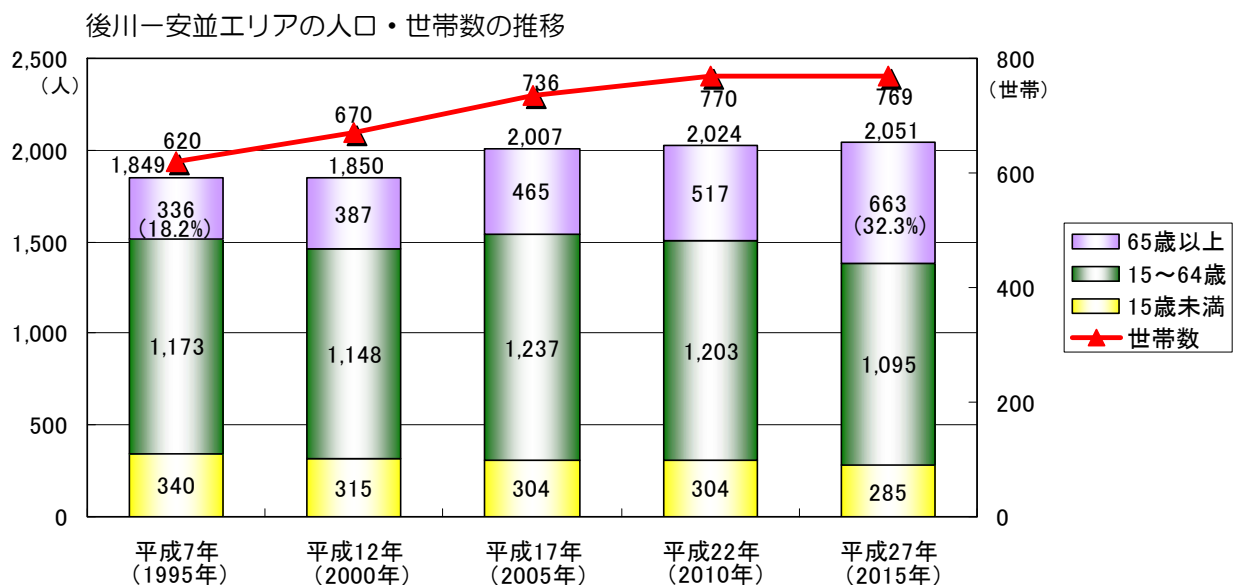


■人口・世帯

◇エリアの人口は平成7年（1995年）の1,849人から平成27年（2015年）の2,051人と長期的に増加傾向が続いています。

◇高齢化率は平成7年の18.2%から平成27年の32.3%と上昇しており、高齢化が進行しています。

◇世帯数は平成7年の620世帯から平成27年の769世帯と増加していますが、平成22年（2010年）以降はほぼ横ばいで推移しています。



※エリア人口には年齢不詳を含む
年齢層別人口は年齢不詳を除く
資料：各年国勢調査結果（H7～H27）



◆地区別人口の推移

単位：人

地区名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減 H27-H7	H27/H7
岩 田	352	335	474	530	516	164	146.6%
敷 地	197	208	205	200	171	▲26	86.8%
安 並	1,159	1,152	1,178	1,181	1,249	90	107.8%
秋 田	108	115	112	88	85	▲23	78.7%
麻 生	33	40	38	25	30	▲3	90.9%
エリア計	1,849	1,850	2,007	2,024	2,051	202	110.9%
市全体	38,991	38,784	37,917	35,933	34,313	▲4,678	88.0%

※平成 7 年、平成 12 年の市全体には旧西土佐村を含む
人口には年齢不詳も含む

地区区分は高知県都市計画基礎調査の調査区分による

資料：各年国勢調査結果（H7～H27）



地区区分図

◆地区別世帯数の推移

単位：世帯・人

地区名	世帯数 平成 7 年	世帯数 平成 12 年	世帯数 平成 17 年	世帯数 平成 22 年	世帯数 平成 27 年	H27/H7	人口 平成 27 年	世帯人員 平成 27 年
岩 田	114	119	166	197	189	165.8%	516	2.7
敷 地	58	73	70	68	67	115.5%	171	2.6
安 並	406	430	448	462	468	115.3%	1,249	2.7
秋 田	30	34	38	34	34	113.3%	85	2.5
麻 生	12	14	14	9	11	91.7%	30	2.7
エリア計	620	670	736	770	769	124.0%	2,051	2.7
市全体	14,371	14,995	15,360	14,874	14,771	102.8%	34,313	2.3

※平成 7 年、平成 12 年の市全体には旧西土佐村を含む
人口には年齢不詳も含む

◆地区別年齢別人口の推移

資料：各年国勢調査結果（H17～H27）

単位：人

地区名	年少人口 (H17)	老年人口 (H17)	年少比率 (H17)	高齢比率 (H17)	年少人口 (H22)	老年人口 (H22)	年少比率 (H22)	高齢比率 (H22)	年少人口 (H27)	老年人口 (H27)	年少比率 (H27)	高齢比率 (H27)
岩 田	65	100	13.7%	21.1%	84	109	15.8%	20.6%	69	130	13.4%	25.2%
敷 地	31	70	15.1%	34.1%	26	71	13.0%	35.5%	16	72	9.4%	42.1%
安 並	187	254	15.9%	21.6%	182	300	15.4%	25.4%	188	414	15.1%	33.1%
秋 田	15	31	13.4%	27.7%	9	28	10.2%	31.8%	9	35	10.6%	41.2%
麻 生	6	10	15.8%	26.3%	3	9	12.0%	36.0%	3	12	10.0%	40.0%
エリア計	304	465	15.2%	23.2%	304	517	15.0%	25.5%	285	663	13.9%	32.3%
市全体	5,086	10,249	13.4%	27.0%	4,537	10,686	12.6%	29.7%	4,052	11,716	11.9%	34.3%

※年齢不詳を除いて算出

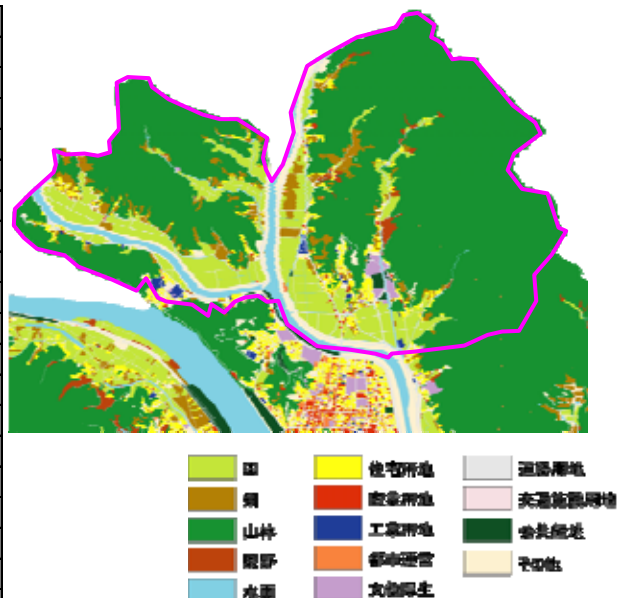
資料：各年国勢調査結果（H17～H27）

■土地利用状況

◇中心市街地のすぐ北部のエリアですが、総面積 1,137.1ha のうち約 87%となる 988.7ha が田畑や山林、河川水面などの自然的土地利用となっています。

◇住宅のほとんどは、安並運動公園周辺や国道 439 号、国道 441 号、県道安並佐岡線沿線に立地しています。

土地利用区分			面積 (ha)
自然的 土地利用	農地	田	147.3
		畑	61.2
			208.5
	山林		720.9
	原野		8.2
	水面		51.1
	計		988.7
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	36.5
		商業用地	2.5
		工業用地	6.0
			44.9
	都市運営		0.8
	文教厚生		6.5
	道路用地		39.0
	交通施設用地		0.0
	公共緑地		3.6
計		94.9	
その他の土地利用			53.6
都市計画区域			1,137.1



※都市運営（官公署施設、供給処理施設（上下水道施設、ごみ処理施設など）

文教厚生（保育所、学校施設、病院、診療所、老人福祉施設、体育館、競技場など）

交通施設用地（立体駐車場、鉄道用地、港湾施設用地など）

その他（墓園、神社仏閣、造成地（空き地）、駐車場（青空）、資材置場、荒地など）

資料：都市計画基礎調査結果（H25）



農地と現況集落（敷地地区）



農地と現況集落（安並地区）



■都市施設の整備状況

【道路】

- ◇エリア中央部を南北に国道 439 号が通っており、それに接続する形で県道安並佐岡線が南側へ延びています。
- ◇西側には岩田川に並行し国道 441 号が通っています。
- ◇都市計画道路中村環状線の一部が地域内を通る形で計画されていますが、現在は未整備の状態となっています。

【公園】

- ◇都市公園の安並運動公園があり、市立公園は7箇所整備されています。
- ◇安並水車の里では四ヶ村溝に水車が整備され、市民や来訪者の散策路となっています。

【下水道】

- ◇下水道処理の事業認可区域外となっていることから合併浄化槽による污水处理を推進しています。



安並運動公園



安並水車の里
(四ヶ村溝)

■公共施設の状況

文化施設等	
1	安並地区集会所
2	安並尾崎集会所
3	安並団地地区集会所
4	岩田地区集会所
5	秋田地区集会所
6	敷地集会所
運動施設	
7	市民スポーツセンター
社会保護施設	
8	東山保育所
処理施設	
9	敷地排水機場
10	川家川排水機場



■地域環境と資源

- ◇安並地区には安並運動公園があり、四万十スタジアム（野球場）・テニスコート・武道館・温水プールなどさまざまな運動施設が整備されています。
- ◇麻生堰から導流される四ヶ村溝は、現在もかんがい用水として利用されています。
- ◇石見寺山にはハイキングコースがあり、コース内には四国 88 カ所を模したミニ 88 カ所が設けられています。
- ◇エリアの大部分が山林と優良な農地で、中央に流れる後川は良好な水辺空間として市民の憩いの場となっています。



麻生堰



後川の水辺空間（安並地区）



■防災

- ◇後川－安並エリアの大部分は山地となりますが、後川や岩田川沿いの農地では標高が約4～5mとなっています。
- ◇後川・岩田川流域では、過去より慢性的な浸水被害が発生しており、特に後川左岸の安並地区では、平成4年（1992年）の台風11号や平成9年（1997年）の台風19号で家屋や保育所、運動公園などの浸水被害や国道の冠水等が発生したことから、後川床上浸水対策特別緊急事業により、治水施設の整備を実施しました。
- ◇最大クラスの洪水浸水想定では、約5～10mの浸水が予測されています。
- ◇宝永地震（1707年）では津波が遡上し、河川沿いの多くの地域に被害がでました。
- ◇最大クラスの南海トラフ地震では大きな揺れが発生するほか、一部では津波による浸水も予測されています。



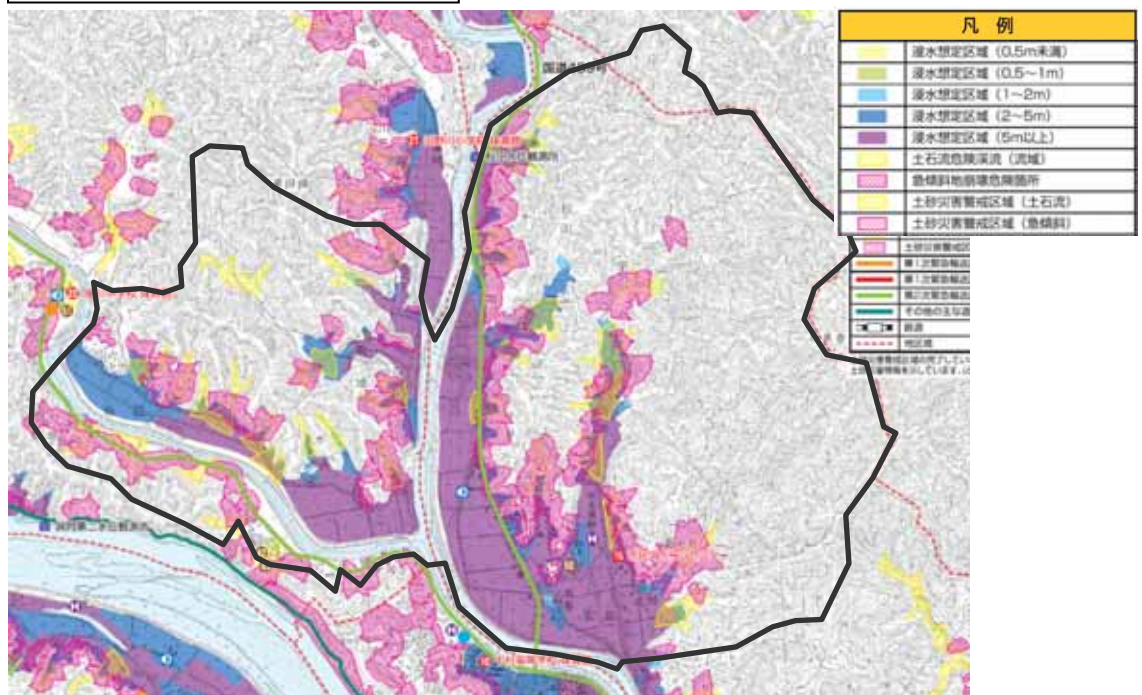
川家川排水機場
（平成15年（2003年）度完成）



安並地区における過去の浸水状況
（平成16年（2004年）10月 台風23号）

洪水・土砂災害ハザードマップ

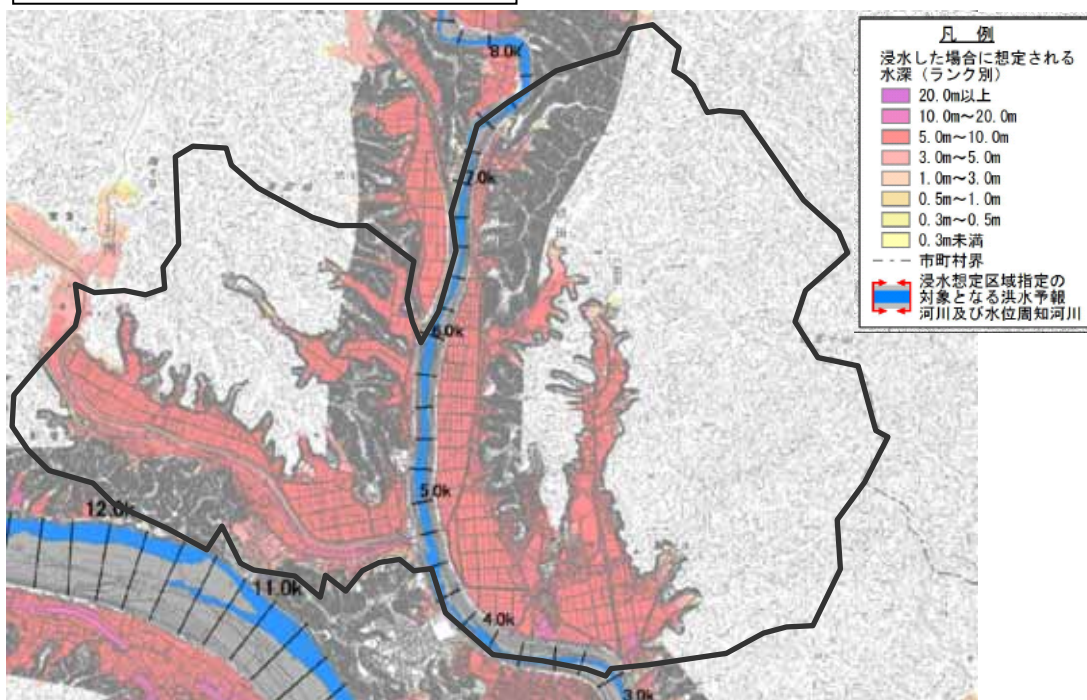
（※概ね百年に一度の大雨による予測）



資料：四万十市（平成22年3月作成）

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

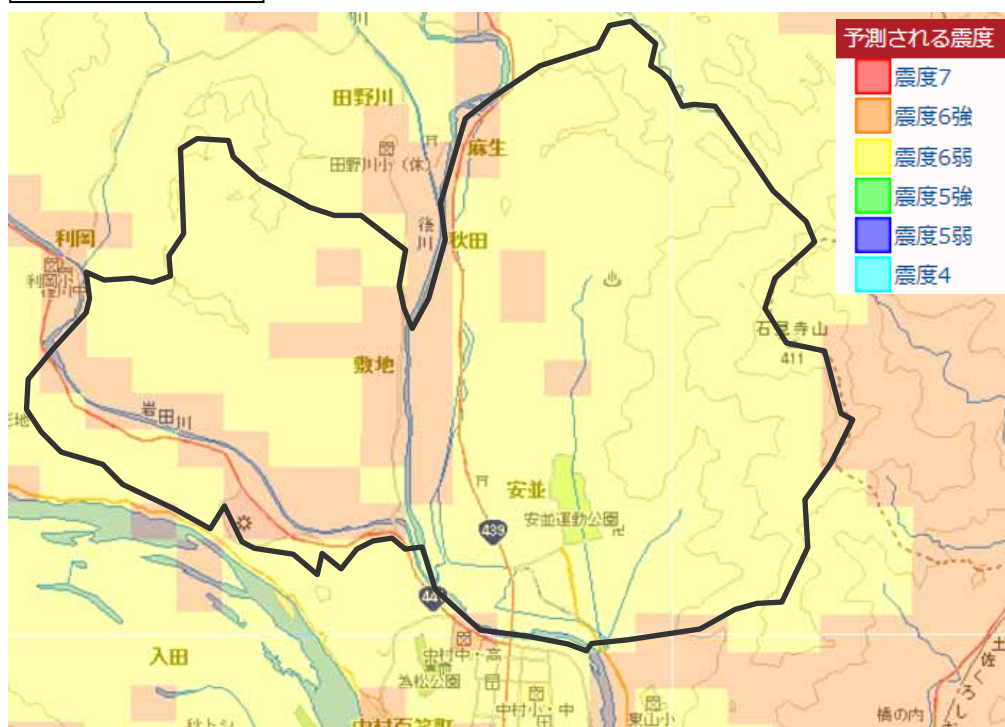
（※約千年に1回を上回る降雨量）



資料：国土交通省四国地方整備局公表資料（平成 28 年 5 月 30 日公表）

震度分布図

（※発生しうる最大クラスの地震による推計）

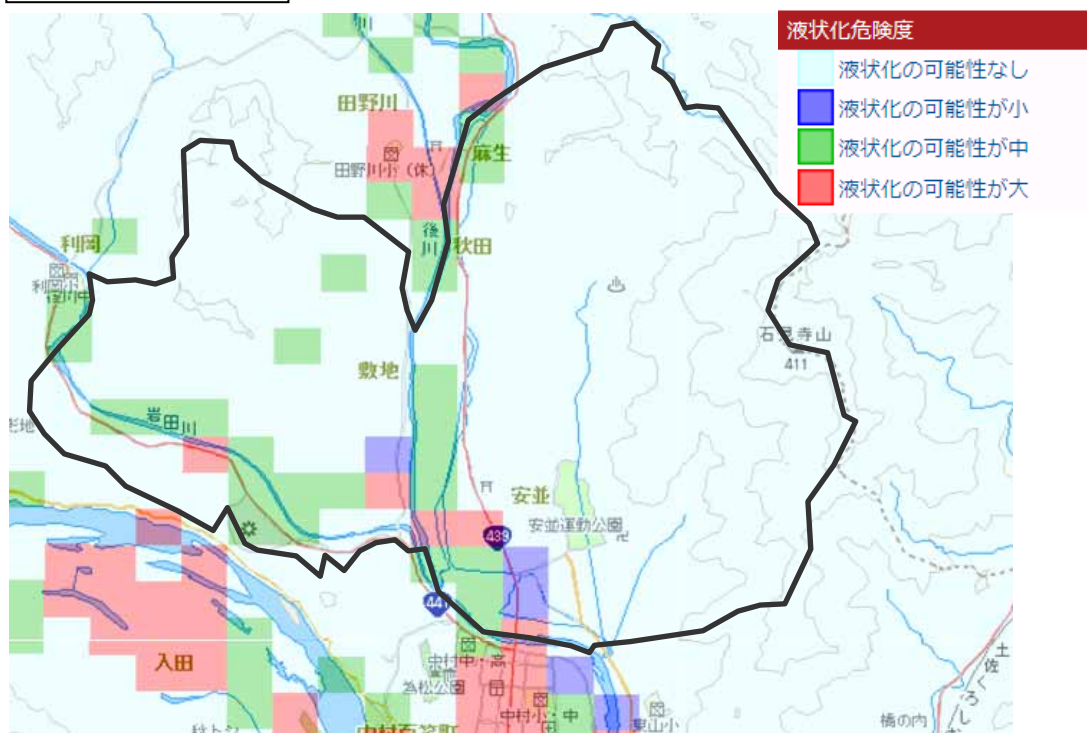


資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）



液状化可能性予測図

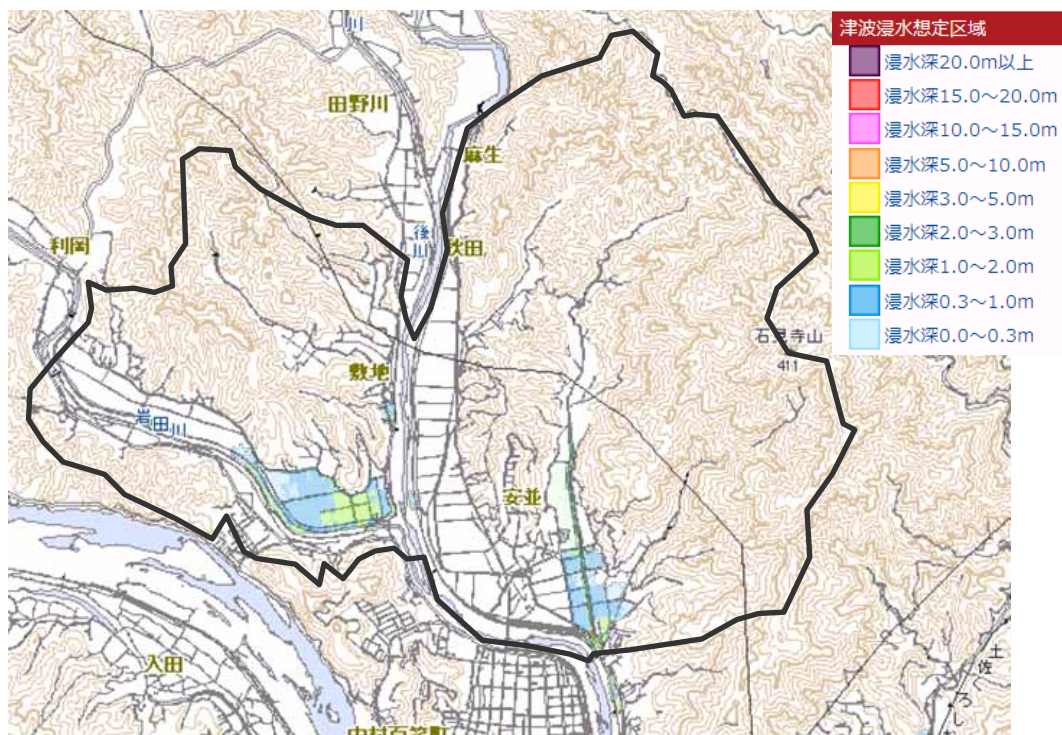
(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

津波浸水予測図

(※発生しうる最大クラスの地震による推計)



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）

（※参考）後川-安並エリア住民意向調査結果

- ◇住民の満足度がもっとも高いのは「緑、水や自然の豊かさ」となっています。
- ◇その他の項目については全体的に満足度が低い傾向となっています。
- ◇不満度では「台風・豪雨災害からの安全性」への不満がもっとも高くなっています。
- ◇その他、「災害時の避難路及び避難場所の整備」、「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」など暮らしの安全に関する項目や、「公共交通機関の使いやすさ」、「上水道・簡易水道等の整備状況」への不満度が高くなっています。

毎日の生活の各面における評価（都市特性に該当する項目）

単位：％

		後川-安並エリア	
		満足派	不満派
暮らしの安全	地震や津波からの安全性	24.6	29.8
	台風・豪雨災害からの安全性	14.0	50.9
	災害時の避難路及び避難場所の整備	8.8	45.6
	夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	10.6	49.2
暮らしの利便性	日用品・食料品などの買物の便利さ	29.8	10.5
	通勤・通学・通院の便利さ	22.8	19.3
	銀行・郵便局など金融機関利用の便利さ	22.8	12.3
	公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ	3.5	45.6
	身近な地域での道路の使いやすさ	15.8	29.9
	国道などの幹線道路の使いやすさ	7.1	28.1
暮らしの快適性	緑、水や自然の豊かさ	70.2	3.5
	子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	21.1	19.3
	まちの美観や周囲の景観	14.1	10.5
	上水道・簡易水道等の整備状況（水道の普及）	17.5	33.3
	下水・排水の処理対策（生活排水処理）	14.0	24.6
教育・文化	こどもたちが健全に成長できる環境	8.8	12.3
	芸術・文化に親しむ機会が多い	5.3	28.1
	スポーツを楽しむ機会が多い	7.1	10.5
	伝統文化の保存・継承がされている	5.3	17.5

資料：まちづくりに関するアンケート調査（H24.12 実施）の「後川地区」集計結果



(2) 後川－安並エリアのまちづくり主要課題

後川－安並エリアでは、エリア全体の人口は微増傾向が続いていますが、山間部に近い地区では人口減少、少子高齢化が進行しており、今後は地区内の既存集落維持が大きな課題となります。

また、山林と優良な農地が大半を占める土地利用となっていることから、無秩序な開発を抑制するなど、良好な田園風景を保全することが求められます。

安並運動公園は市民のスポーツやレクリエーションの場として活用されており、今後は施設の老朽化対策と併せ、県内外からのスポーツ交流施設としての拡充が望まれます。

後川、岩田川の流域の一部では内水被害が頻発しており、集落の孤立化が発生しています。また、最大クラスの南海トラフ地震では大きな揺れが発生するほか、エリアの一部では津波による浸水被害も予測されています。

●分野別課題

【土地利用】

■安並運動公園や優良農地など、これまで豊かな自然を活かした土地利用を行ってきており、今後も無秩序な開発を抑制して、豊かな自然と共生していくバランスの取れた土地利用を継続していく必要があります。

【交通体系】

■市街地と中山間の集落を結ぶ国道441号や県道安並佐岡線の冠水対策が必要となっています。

■エリア内には計画後長期未整備となっている都市計画道路が残っています。

■路線バスやデマンド交通などの公共交通をいかに維持していくかが大きな課題となります。

【自然・歴史環境、景観】

■安並運動公園施設の老朽化対策や、県内外からのスポーツ交流施設としての拡充、高齢化社会にも対応した機能の充実が求められています。

【居住地整備】

■エリア人口は微増していますが、山間部に近い秋田地区や敷地地区では人口減少、少子高齢化が進行しており、今後は地区内の既存集落維持が大きな課題となります。

【都市防災】

■後川、岩田川の流域の一部では内水被害が頻発しています。

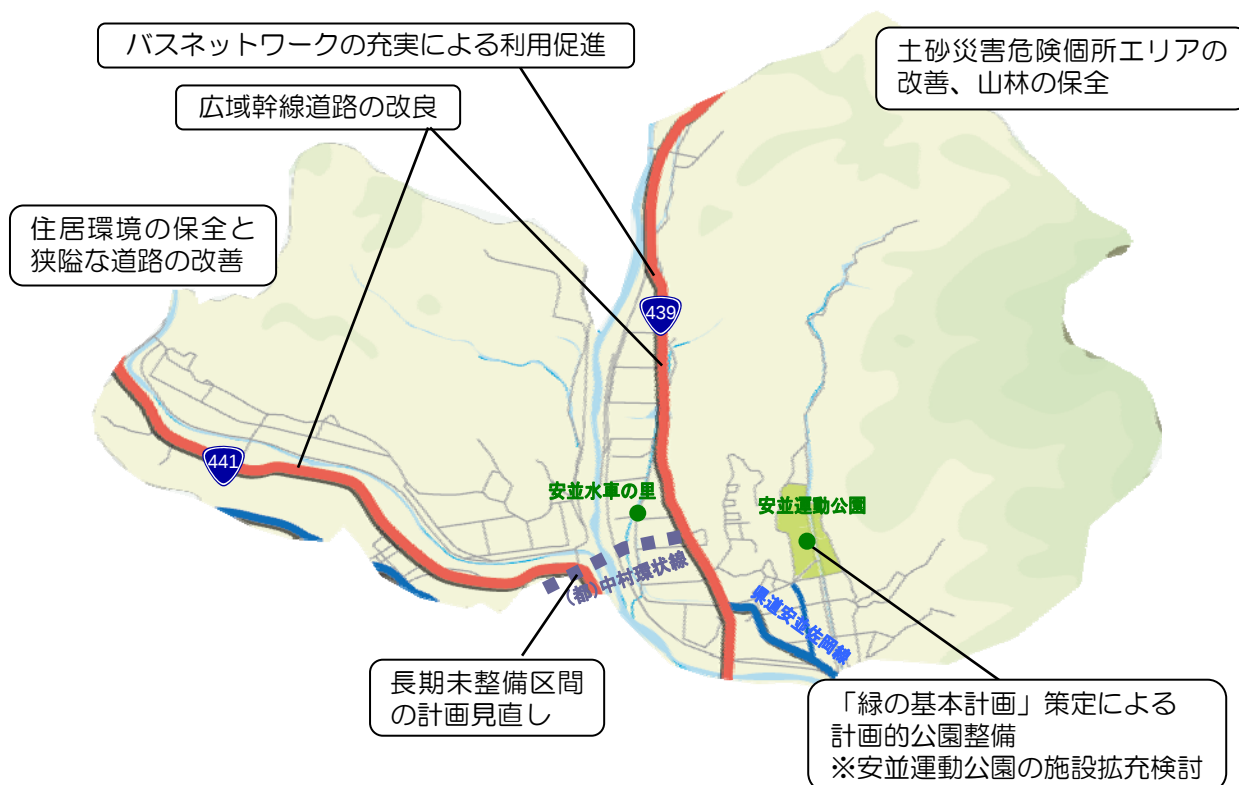
■最大クラスの南海トラフ地震では大きな揺れが発生するほか、一部では津波による浸水も予測されています。



(3) 後川－安並エリアのまちづくり構想

【後川－安並エリアのまちづくりビジョン】

豊かな自然環境と調和したやすらぎのまちづくり



【後川－安並エリアの基本方針】

■後川の環境と田園風景に調和した居住空間の確保

既存集落を維持していくため、後川の環境や田園風景を生み出す優良な農地の保全に努め、自然環境と調和したやすらぎのある、暮らしやすい居住空間の確保を図ります。

■スポーツ交流の拠点づくり

安並運動公園の施設について、高齢者の利用対応や県内外からの広域利用を目指した拡充整備を行うことにより、スポーツ交流を促進する拠点とするとともに、地域活力の増進を図ります。

■防災基盤の整備

洪水や内水を含む風水害や南海トラフ地震による津波被害も予測されており、住民が安全・安心に暮らしていけるよう、防災基盤のさらなる整備強化を図っていきます。



(4) 後川一安並エリアの分野別方針・主要な施策

土地利用と居住地整備の方針

既存集落においては、今後も住居環境の保全を図るとともに、農用地区域に指定された区域では、都市施設の整備は必要最小限にとどめ、緑豊かな都市景観を形成する上で欠かすことのできない優良農地の確保・利用に努めます。

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
農地と宅地の土地利用の調整			
└ 立地適正化計画の策定			
住居環境の保全と狭隘な道路の改善			
土砂災害危険箇所エリアの改善、山林の保全			
生活道路や公園等の整備による快適な住環境の確保			
└ 緑の基本計画の策定			

交通体系の方針

市街地との中山間地を結ぶ国道441号と国道439号は、地域交流や災害時の緊急輸送路としての役割を担うことから、積極的に機能保全を図ります。

また、長期末整備区間を多く残している(都)中村環状線について、今後の交通需要を見計りながら計画見直しを行います。

路線バス・デマンド交通などの公共交通の利用促進を図り、公共交通の充実化と維持に努めます。

主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)
広域幹線道路の改良			
└ 国道441号、国道439号の機能保全			
長期末整備区間の計画見直し			
└ (都)中村環状線の計画見直し			
通学路の安全確保			
河川堤防等へのサイクリングロードの整備			
バスネットワークの充実による利用促進			
└ 地域公共交通総合連携計画に基づいた利用促進策の推進			



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～



国道 439 号（杓子峠）
（※都市計画区域外）



国道 441 号（西土佐中半 山側崩壊 H27.9.18）
（※都市計画区域外）

自然・歴史環境、景観の方針

安並運動公園の施設について、利用者拡大を目指し、高齢者利用への対応や広域利用に向けた施設拡充検討を行います。

市民に親しまれている後川の水辺空間や田園風景の保全を図るなど、豊かな自然環境と調和した地域づくりを進めます。

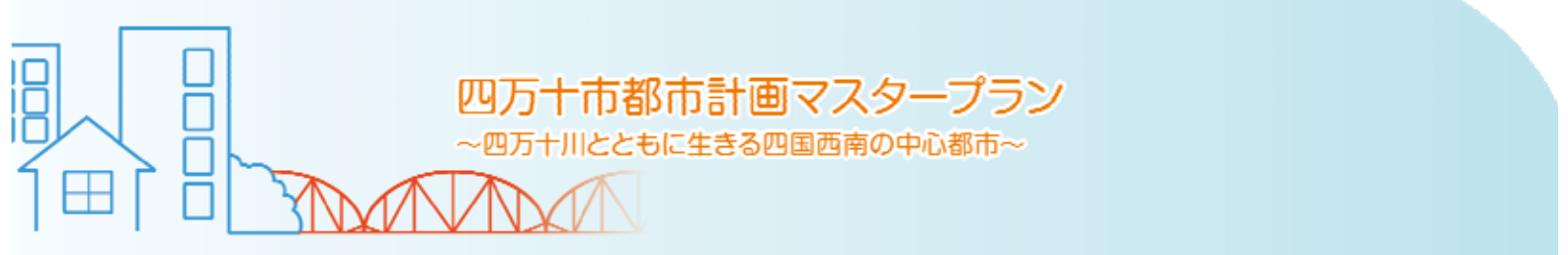
主 要 施 策 (個別プロジェクト)	スケジュール		
	短期 (概ね 5 年)	中期 (概ね 10 年)	長期 (概ね 20 年)
「緑の基本計画」の策定による計画的公園整備	→		
↳ 安並運動公園の施設拡充検討	→		
河川敷などを利用した親水空間の確保	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
河川改修時などの多自然川づくり促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
環境に配慮した農業の推進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
下水未整備地区への浄化槽設置促進	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■
農地の利用調整	■ ■ ■ ■ ■	継続実施	■ ■ ■ ■ ■



四万十スタジアム



四万十市立武道館



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

第4章

実現化に向けて

1. まちづくりの実現に向けた基本的な方針

① 総合的、広域的な視野に立ったまちづくりの推進

本マスタープランは概ね 20 年先（平成 49 年（2037 年））の都市整備の方針を示していますが、本市のまちづくりに関する課題は、市民ニーズや価値観の多様化により複雑化しています。

市民ニーズに合った、持続可能で活力ある本市のまちづくりを着実に進めていくためには、都市整備に関わる分野だけでなく、福祉や医療、教育、観光など関連する幅広い分野の総合的、一体的な取り組みが求められることから、庁内における分野横断的な推進体制を確立するなど、総合的なまちづくりを進めていきます。

また、四国横断自動車道の延伸を見据え、四国西南の中心都市として、国、県、周辺自治体及び関係機関との調整と連携を図りながら、広域的な視野に立ったまちづくりを推進します。

② 関連計画の策定・調整によるまちづくりの推進

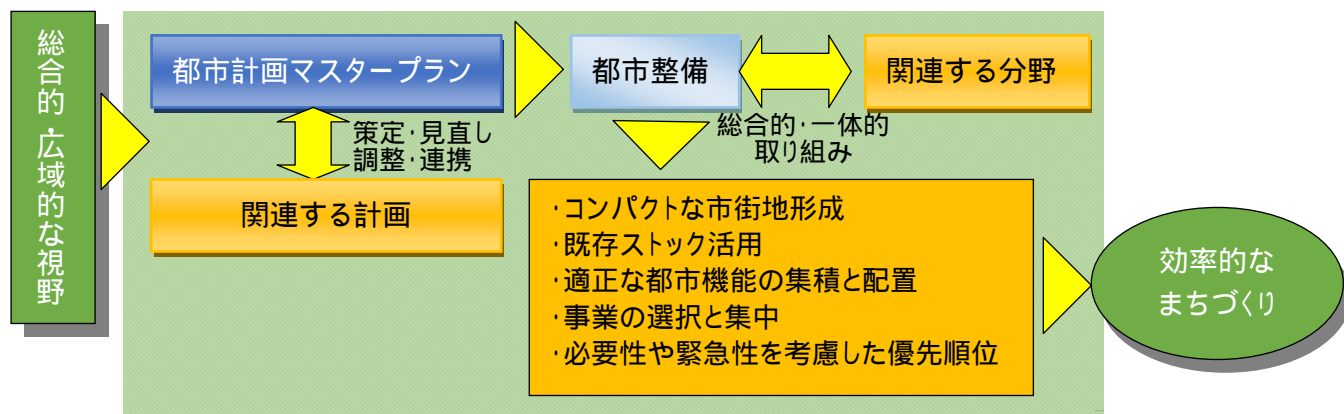
本マスタープランによるまちづくりを推進するため、道路や公園・緑地等の都市施設の整備、歴史文化を活かしたまちなみ景観の形成など、都市整備に関する方針に沿って、必要となる分野別計画の策定や見直しを進めます。

また、都市整備に関わる部門だけでなく、産業や福祉、教育、子育てなどの関連する計画とも積極的に調整・連携を行って、まちづくりを推進します。

③ 効率的なまちづくりの推進

今後もコンパクトな市街地形成を図るため、これまで整備されてきた都市施設を十分に維持・活用する既存ストック活用の視点を持ち、本マスタープランに示す土地利用の方針に基づいた、適正な都市機能の集積と配置を行って、効率的なまちづくりを進めます。

また、財源と人的資源に限られる中、これらを有効かつ効率的に使うって都市整備を推進するため、本市全体や各地域における施設整備の必要性や緊急性などから優先順位について検討を行い、事業の選択と集中により整備を進めます。





2. 協働のまちづくりの推進

① 市民参加の推進

本マスタープランの計画を実現していくためには、まちづくりの主体である市民の理解と協力が欠かせません。また、効率的な都市整備のためにも、市民のニーズや地域の特性や課題を的確に把握し、市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、まちづくりのあらゆる領域で、市民と行政が共に知恵を出し合い、まちづくりに取り組んでいける、市民と行政の協働のための市民参加の仕組みを構築していくとともに、まちづくりに関するさまざまな活動を積極的に行っていく組織を支援し、市民参加によるまちづくりの実現を図ります。

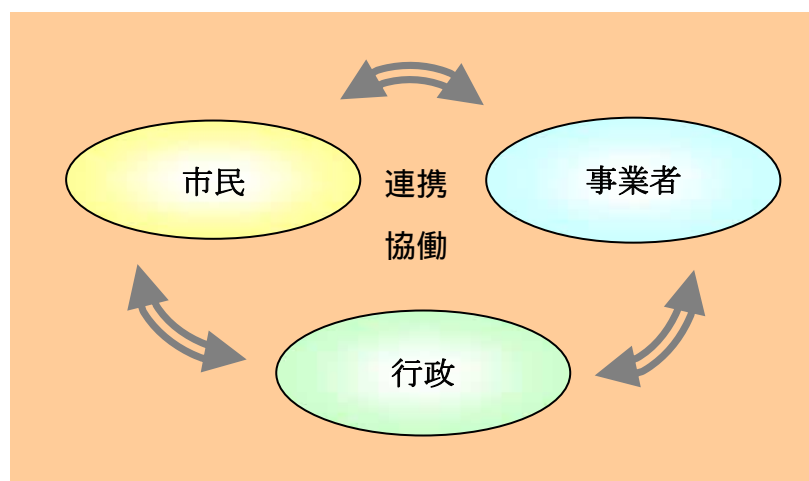
② 情報発信と意識啓発

広報活動の充実や市のホームページ、広報しまんとなどを活用して、市民にまちづくりに関する情報を公開するとともに、市民と行政がお互いの情報を共有する機会や手段を充実させ、市民に対してまちづくりへの関心と参加意識の高揚を図ります。

③ 市民・事業者・行政の連携と協働によるまちづくり

市民一人ひとりが自主的にまちづくり活動に参加し、事業者は市民と行政の合意のもとに進めるまちづくり事業に協力して、行政は総合的なまちづくりを支援するなど、それぞれの分野でまちづくりの役割を務め、市民と事業者と行政の連携と協働によるまちづくりを推進していきます。

市民の取組み	事業者の取組み	行政の取組み
- まちづくり活動への参画 - 清掃活動や祭りなどの地域活動の実施 - 地域からのまちづくり提案など	- 環境への配慮 - 市民との対話 - 地域へのCSR活動など	- まちづくり情報の提供発信 - 市民活動への支援と連携 - 市民参加の機会提供 - 適正なまちづくりへの誘導など



3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

① 進行管理

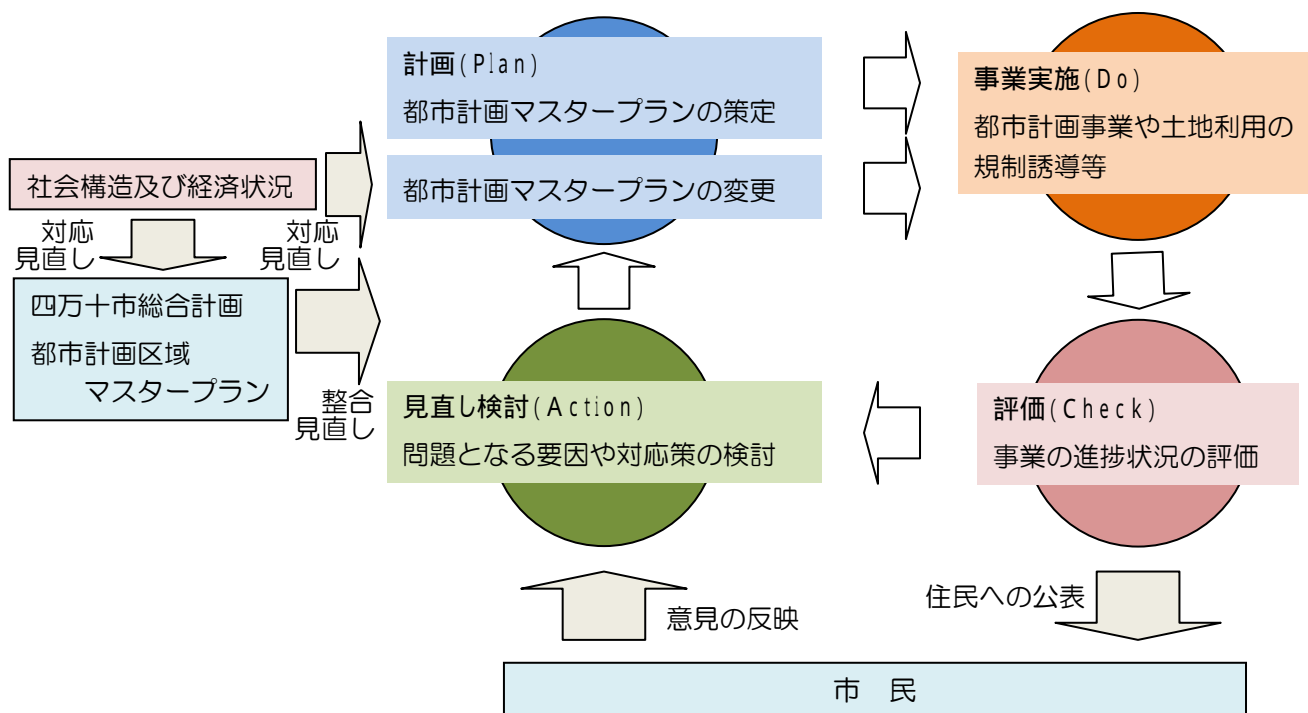
本マスタープランの計画実現に向けて、計画（Plan）を策定するだけでなく、事業を実施し（Do）、その成果を評価（Check）し、その結果から改善内容を検討（Action）し、次の計画（Plan）を見直す、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

② 社会構造及び経済状況の変化に伴う見直し

本マスタープランは、概ね 20 年先（平成 49 年（2037 年））を見据えて、まちづくりの方向性や方針等を示していますが、今後の社会構造及び経済状況や地域の実態等の変化により本マスタープランの見直しの必要性が生じた場合、これからの都市づくりの主体となる市民と行政の協働により見直しを行います。

③ 上位計画の更新に伴う見直し

本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた総合計画、高知県の定める都市計画区域マスタープランなど上位計画の更新に伴い、その内容を踏まえながら、随時改定を実施するなど、柔軟な対応を行います。





參考資料



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

1. 都市計画マスタープランの改定経緯

平成 27 年度

■市の現況・課題の整理

- 市の概況データ収集・整理
- 上位関連計画の整理
- まちづくりの課題整理

■中村市都市計画マスタープラン検証

- 現行計画の概要整理
- 現行計画の施策実施状況整理・評価

10月9日

庁内意見交換会開催

平成 28 年度

■序編（案）の検討

- 高規格道路整備のストック効果整理
- 四国横断自動車道路の延伸を活かした将来のまちづくり

■本編 全体構想（案）の検討

- 都市づくりの基本理念と将来像
- 都市づくりの主要課題と目標
- 計画フレーム
- 将来都市構造
- 分野別まちづくりの方針

■地域別構想（案）の検討

- 各エリアの現況整理
- 各エリアのまちづくりの主要課題
- 各エリアのまちづくり構想
- 各エリアの分野別方針・主要施策
- 主要施策の実施スケジュール

■実現化方策（案）の検討

- 計画実現に向けた基本の方針
- 協働のまちづくり推進
- 計画の進行管理と見直し

■パブリックコメントの計画反映検討

■四万十市都市計画マスタープラン策定

7月5日

第1回検討チーム会議開催

7月5日

第1回策定委員会開催

- 都市計画マスタープランとは
- 現行計画の概要、施策実施状況等
- 社会情勢変化、上位関連計画
- 市の現況、まちづくりの課題
- 目指すべき将来像（案）

10月3日

第2回検討チーム会議開催

10月7日

第2回策定委員会開催

- 都市の将来像（案）
- 全体構想（案）

11月25日

第3回検討チーム会議開催

11月28日

第3回策定委員会開催

- 地域別構想（案）
- 実現化に向けて（案）

12月21日～12月27日

委員各位へ計画書（素案）最終確認

1月6日～1月20日

四万十市都市計画マスタープラン（素案）
パブリックコメント実施

2月20日

第4回検討チーム会議開催

2月23日

第4回策定委員会開催

- パブリックコメント実施結果
- 計画書（最終案）

3月中旬

策定委員会から市長への報告

3月23日

四万十市都市計画審議会へ報告

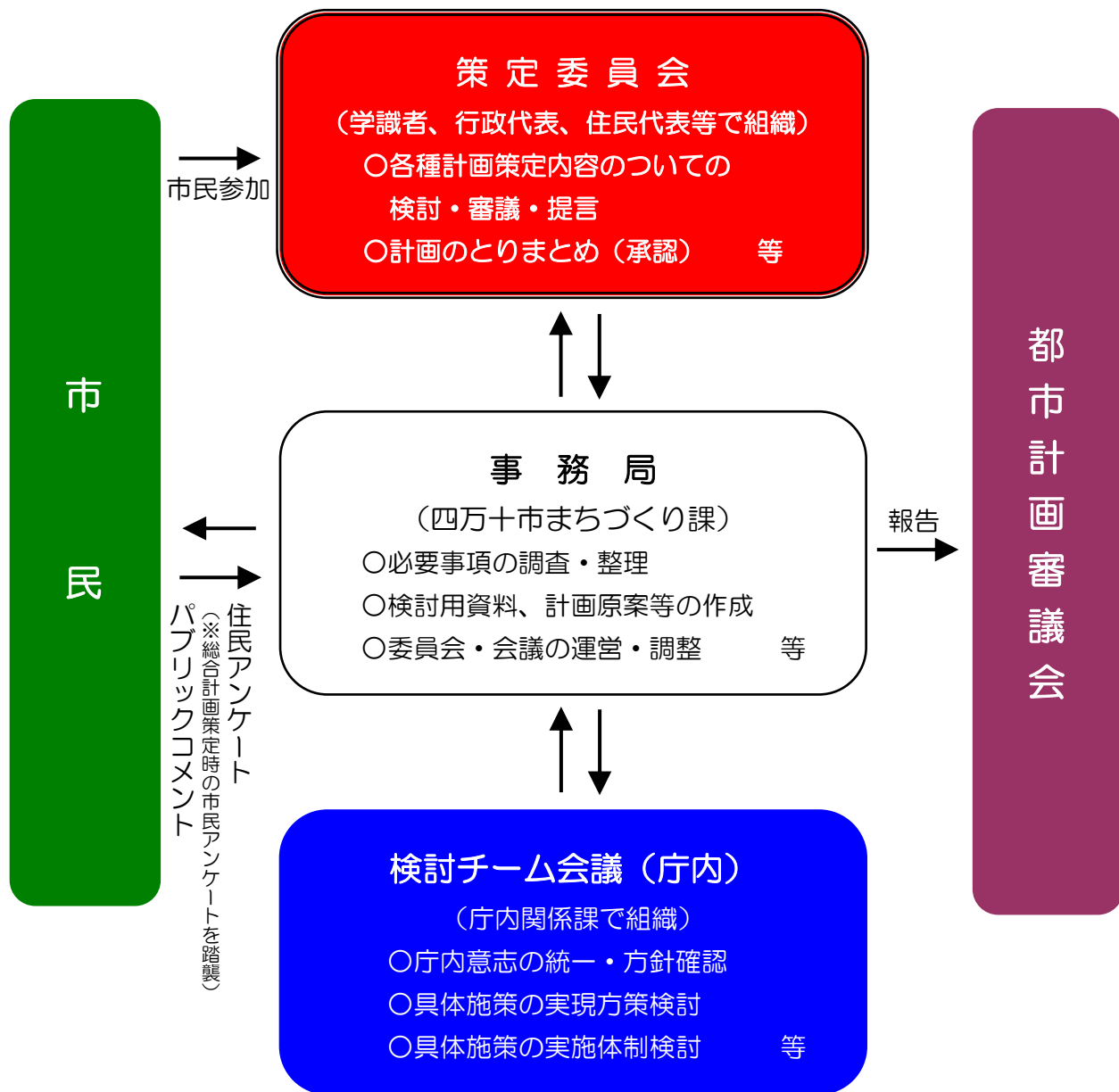
予 定

○四万十市議会 産業建設常任委員会へ報告

○都市計画法第18条の2第3項に基づく公表及び高知県知事への通知



2. 都市計画マスタープランの改定体制





3. 策定委員会

○四万十市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例

平成 27 年 3 月 19 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である四万十市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を策定するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四万十市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、マスタープランの策定のために必要な調査及び研究を行う。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者又は構成員
- (3) 公共的団体等の代表者又は構成員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第 3 条に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の委員長及び副委員長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市計画の事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。



四万十市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

氏名	所属・役職
◎中山 崇	四万十市第一副市長
○岡田 将治	独立行政法人 国立高等専門学校機構 高知工業高等専門学校 ソーシャルデザイン工学科准教授
福本 仁志	四万十市第二副市長
香川 正好	国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所 副所長（河川）
坂井 剛	国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所 副所長（道路）
近藤 雅道	高知県土木部幡多土木事務所 技術次長
佐伯 達雄	中村商工会議所 専務理事
長尾 理夫	高知はた農業協同組合 代表理事 理事長
佐田 博	一般社団法人四万十市観光協会 理事
山崎 聡	四万十市区長会 中村地区区長会 会長
山崎 隆之 【山下 元一郎】	一般社団法人中村青年会議所 理事長
土居 愛明	四万十市商店街振興組合連合会 理事長
小川 静子	四万十市の道路整備を進める女性の会 会員
佐田 千聡	中村商工会議所女性会 会員
大杉 由紀	中村子ども劇場 運営委員
今村 清	社会福祉法人四万十市社会福祉協議会 総務課主任
浜口 哲夫	四国電力株式会社中村支店 副支店長
小松 一幸	四万十市地震防災課長
上岡 章人	四万十市企画広報課長
田村 周治	四万十市財政課長
伊勢 脇 敬三	四万十市環境生活課長
成子 博文	四万十市保健介護課長
山本 牧	四万十市観光商工課長
篠田 幹彦	四万十市農林水産課長
伊勢 脇 寿夫	四万十市福祉事務所長
秋森 博	四万十市上下水道課長
芝 正司	四万十市生涯学習課長
事務局	四万十市まちづくり課

※ ◎：委員長、○：副委員長

【 】内：前任者



4. 検討チーム

○四万十市都市計画マスタープラン検討チーム設置要綱

平成 28 年 6 月 13 日

訓令第 23 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である四万十市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定において必要な事項を検討するため、四万十市都市計画マスタープラン検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マスタープラン案の立案に関すること。
- (2) マスタープランの推進に関すること。
- (3) その他チームの目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成員)

第 3 条 検討チームは、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 第二副市長
- (2) まちづくり課長
- (3) マスタープランに関係のある課等の課長補佐、係長及び主幹の職にある者の中から市長が指名する者

2 構成員としての期間は、前条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(チーム長及び副長)

第 4 条 検討チームには、チーム長及び副長を各 1 名置き、チーム長は第二副市長、副長はまちづくり課長の職にある者をもって充てる。

2 チーム長は、会務を総理する。

3 副長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故があるとき又はチーム長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討チームの会議（以下「会議」という。）は、チーム長が招集し会務を進行する。

2 会議には、チーム長が認めるところにより必要に応じ、構成員以外の者に対して会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 検討チームの庶務は、都市計画の事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



四万十市都市計画マスタープラン検討チーム 構成員名簿

所属及び役職		
第二副市長 ◎		
まちづくり課	課長 ○	
地震防災課	課長補佐	
企画広報課	課長補佐	
	政策推進室長	
財政課	財政係長	
環境生活課	課長補佐	
保健介護課	課長補佐	
観光商工課	課長補佐（商工担当）兼商工・雇用対策係長	
	観光係長	
農林水産課	農地管理係長	
	林業水産係長	
上下水道課	水道係長	
	下水道係長	
福祉事務所	所長補佐（社会福祉・心の健康相談担当）兼社会福祉係長	
学校教育課	課長補佐兼少年補導センター所長	
生涯学習課	課長補佐兼公民館運営係長	
	社会教育振興係 主幹	
まちづくり課		事務局

※ ◎：チーム長、○：副長

5. パブリックコメントの実施結果

(1) 実施要領

四万十市都市計画マスタープランに係るパブリックコメント（意見公募）実施要領

1 趣旨

四万十市都市計画マスタープランの策定にあたり、より良い計画とするため、計画（素案）について市民から幅広く意見を募集するもの。

2 意見を募集する内容（計画書）

四万十市都市計画マスタープラン（素案）

3 意見公募期間

平成 29 年 1 月 6 日（金）から平成 29 年 1 月 20 日（金）まで

4 計画案の公表の方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 本庁舎 5 階：まちづくり課、西土佐総合支所：産業建設課での閲覧

5 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人・法人等
- (3) 市内に通勤・通学する者

6 意見の提出方法

意見公募様式に必要事項を記入し、郵便、直接持参、ファクシミリ、電子メールにて提出。

- (1) 郵送 市まちづくり課（当日の消印有効）
- (2) 直接提出 市まちづくり課または西土佐総合支所産業建設課
- (3) ファクシミリ 0880-34-0381
- (4) 電子メール keikaku@city.shimanto.lg.jp

7 意見の取りまとめ・公表

- (1) 提出のあった意見は、関係各課にて回答案を作成。
- (2) 氏名、住所、電話番号を除き、取りまとめたうえ、募集期間の終了後に公表する。
- (3) 公表は「4 計画案の公表の方法」と同じく市ホームページのほか、指定の閲覧場所にて行う。
- (4) 住所、氏名等の記入がない意見、電話や口頭での意見は受付しない。また、意見を寄せていただいた個人や法人、関係者への直接回答も行わない。
- (5) 匿名の意見、誹謗中傷などを内容とする意見、字句の訂正に関する意見等は公表の対象としない。



(2) パブリックコメント実施結果

No	受付年月日	提出方法	意見の要旨
1	平成 29 年 1 月 14 日	電子メール	・積極的な雇用創出方針の追加 ・四万十川河口部の砂洲流出対応の追加 ・休眠施設や利用の少ない施設の活用方針の追加
2	平成 29 年 1 月 20 日	持参	・地域資源を活かした観光振興の強化

(3) 計画への反映

No	意見要旨	計画への反映
1	人口減少・少子高齢化に対応し、継続的発展を図るためには「積極的な雇用の創出」に向けた取り組みが必要である。	「雇用の創出・確保」は今後の持続可能なまちづくりにおいて重要な課題であると考えため、「企業誘致による雇用の創出」についての方針を追加した。
2	四万十川河口部の自然環境・景観の保全のため「四万十川河口部の砂洲流出」に対する積極的な対応が必要である。	砂洲の消失に伴い、自然環境・景観の保全に影響を与えているかどうかは、現在調査中であるため、「可能性がある」という表現で追加した。 また、現在、県港湾事業のなかで砂洲の復元を目指しており、「都市防災の方針」の港湾、高潮堤整備のなかに砂洲の復元を追加した。
3	休眠状態の続く市立中医鍼灸院・中医クリニックについて、有効な活用方法について検討を行うべきである。	これまで大学の研究施設や福祉施設等様々な検討をしてきた。今後とも有効活用等に向けた検討を進めていくことから、その方針を追加した。
4	市立四万十農園あぐりっこ研修センターを農業者や市民などいろいろな人々が交流できる場として活用すべきである。	「あぐりっこ」は農業後継者(専業農業者)育成のための研修施設であり、一般市民を対象とした文化施設とは異なる。 誤解を招かないように、施設の分類表記について修正を行った。
5	今後の人口減少社会・経済に対抗していくため、市内や近隣地域の観光資源を最大限に活かし、観光振興へ向けた新たな取り組みを進め、交流人口拡大による経済の活性化を図るべきである。	四万十川をはじめとする自然や景観の保全と「活用」に向けた方針について追加した。 また、観光振興へ向け地域資源の磨き上げや、幡多地域における広域連携、インバウンド対応について方針を追記した。



6. 用語解説

あ

■アクセス道路

都市の施設に至るための道路。また、高速道路と一般道路を結ぶ道路。

■アメニティ空間

快適さや心地よさが感じられる空間。

■AED（エーイーディー）

自動体外式除細動器の略で、突然の心停止を起こして倒れた人を、そこにいる人たちがその場で使って倒れた人の命を救うことができる医療機器。

■液状化

地下水が十分に満たされている砂地盤に地震動が作用し、砂粒子が地下水に浮かんた状態となって砂地盤全体が液体のようになること。

■エクスハイウェイ

四国縦貫自動車道および四国横断自動車道が愛媛県四国中央市の東部において「X」字状に交わり、それぞれ四国4県の県庁所在地を結んでいることから名付けられた。エクスハイウェイからさらに四国東部及び南西部へ延伸し、完全につないだ高速ネットワークが四国8の字ネットワークとなる。

■NPO（エヌピーオー）

「Non Profit Organization」の略語で、営利を目的とせず継続的、自発的に公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

か

■街区公園

都市計画で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。（1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する）

■海面漁業

海で行う漁業。内水面漁業に対する語。

■汽水域

河口など、海水と淡水が混じりあっている水域。

■既成市街地

都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。

■急傾斜地崩壊危険区域

傾斜度30度以上でその高さが5m以上の急傾斜地のうち、崩壊のおそれがあるとして、法律により知事が指定した区域。

■協働

市民と市がパートナーシップに基づき、同一の公共的な目的のために役割を分担し、共に協力して活動すること。

■拠点都市

地域の中心となる都市。あるいは、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年（1992年）制定）に基づき、指定された都市を指す。

■緊急輸送道路

大規模な地震などの災害が発生した場合に、救命活動や物資の輸送を円滑に行うために、事前に指定した道路のこと。

■ゲートウェイ機能

地域の多様な観光情報等を発信する機能。

■圏域

限られた一定の範囲。作用などの及ぶ範囲。

■減災

地震などの大規模な自然災害が発生した際、発生し



うる被害を最小限に食い止めるための取組のこと。

■建築基準法

国民の生命・健康・財産保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。

■高規格幹線道路

「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」のこと。一般的に、自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路のことを指す。（出典：国土交通省 HP）

■耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。（出典：農林水産省 HP）

■交通空白地域

駅やバス停から一定の距離を越えた地域が、公共交通の空白地域になります。地形の高低差や住民の意識なども考慮し、徒歩での利用が敬遠される距離を基準とします。

■高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人口の割合。

■子育て支援センター

子育て支援のための地域の総合的拠点で、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置して相談や指導などを行う。

■コミュニティ道路

主に住宅地や商店街の生活道路を指し、歩行者などが安全かつ快適に通行できることを目的としている。

■コンパクトシティ

土地利用の適正化と拠点化の促進により、都市機能の集約化、まちなか居住化が図られた効率的で持続

可能な都市。

■コンパクトシティ+ネットワーク

土地利用の適正化と拠点化の促進により、都市の集約化を図るとともに、拠点間における機能連携を行うもの。

■コーディネート組織

事業の主旨、目的目標に対して、各部を調整し、全体をまとめる組織のこと。

さ

■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定の確保を目的として、バリアフリー構造等を有し介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力など自然の力を利用することなどにより生成されるエネルギーで、資源が枯渇せずに繰り返し使え、また発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ないため、地球環境にやさしい。

■財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

■砂防指定地

砂防法に基づき、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地を国土交通大臣が指定したもの。

■CSR 活動

CSR は企業の社会的責任のこと。企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任をもち、従業員



が働きやすい環境をつくり、消費者の声に耳を傾け、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならない。CSR はこうした企業のありかたや取組全般のことを指す。

■GIS（ジーアイエス）

「Geographic Information System」（地理情報システム）の略で、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。（出典：国土交通省HP）

■市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発あるいは整備する区域で、既に市街地を形成する区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき 区域。

■市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

■四国8の字ネットワーク

四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道で構成される全長約 800 km の高速道路ネットワーク。大規模災害時の救命・救出活動や支援物資の輸送等を担う命の道を確保するとともに、観光・産業の活性化といった様々な効果が期待される。

■地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設を設置するとともに一定の行為を制限する必要がある土地について国土交通大臣または農林水産大臣が指定する区域。

■住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方。

■集約型都市構造

中心市街地及び鉄道駅等の主要な交通結節点周辺等に各種都市機能を集約したコンパクトな都市構造

■集落排水

農業用排水の水質保全や排水施設の機能維持、農漁村集落における生活環境の改善を図るため、集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理するための管路施設や污水处理施設等を整備する事業。

■循環型社会

大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を考え、新たな資源の投入をできるだけ抑え、自然生態系に戻す排出物の量を最小限として、環境への配慮を目指す社会。

■準防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。準防火地域は、主として木造建築物の密集した市街地に指定される。

■重要文化的景観

地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもののうち、特に重要として選定された景観。

■消滅可能性都市

少子化と人口減少が止まらず、将来に消滅する可能性がある市区町村。

■人口集中地区（DID 地区）

国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。



■親水空間

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができるエリア。

■ストック効果

整備された社会資本が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果のことで整備効果とも呼ばれる。

道路などインフラのストック効果は、生産拡大効果（移動時間の短縮、輸送費の低下等によって経済活動の生産性を向上させ、経済成長をもたらす効果）と、厚生効果（衛生状態の改善、災害安全性の向上等を含む生活水準の向上に寄与し、経済厚生を高める効果）が挙げられる。

■設計速度

車が安全かつ快適に走行できる最高限度の速度

■線引き都市計画区域／非線引き都市計画区域

都市計画区域のうち、その区域内を、市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域とに区分（区域区分という）するものを線引き都市計画区域と呼び、この区分を指定しないものを非線引き都市計画区域と呼ぶ。

■総合計画

各自治体が策定する、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的事項を定める計画であり、すべての計画の基本となる。

■ゾーニング

都市計画などで、空間を用途別に分けて配置すること。

た

■滞在型観光

一箇所に滞在し、滞在地やその周辺を拠点に、体験型を始めとした観光やレジャーを楽しむこと。

■多自然川づくり

国土保全のために必要な治水の安全性を確保しつつ、多様な河川環境を保全するとともに、良好な自然環境の保全を可能とする水辺づくり。

■地域コミュニティ

地域でのつながりによる人と人との連携・協力の関係を重視したもの。

■地域地区

都市計画法で定められた土地の区分。都市計画区域内の土地を利用目的によって類別し、建築物などについて必要な制限を課すことによって、土地を合理的に利用する目的で定められたもの。

■地産外商

地域で生産された農林水産物を、首都圏や近畿圏、海外などの地域外で消費する取組。

■地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組。（出典：農林水産省HP）

■チャレンジショップ事業

おもに行政や商工会議所などが中心となり、増加する商店街の空き店舗対策や起業家の育成を目的として行われている。

■中心市街地活性化基本計画

市町村が、地域住民、関連事業者等の様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取組を内容とする中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。（出典：国土交通省HP）

■中心市街地の空洞化

中心市街地から人口が郊外部に移動する居住機能の空洞化、商店街がシャッター通りとなる商業機能の空洞化を主に指し、中心市街地が衰退している状態のこと。

■超高速ブロードバンド

光ファイバー等による大容量通信ができるインターネット接続サービス。

■超高齢社会

高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■長寿命化

老朽化した施設を新しい施設に取り替えるのではなく、一部分を修理したり、取り替えたりして、比較的安価な対策を行い使用できる期間（寿命）を長くすること。

■長伐期施業

通常の主伐林齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

■津波避難タワー

主に数メートルから十数メートルの高さの鉄製の骨組みの上に住民が避難できる仕組みを持った構造物。

■定住自立圏

地域圏において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域。医療や買い物など住民生活に必要な機能について一定の集積がある中心市と、周辺の市町村が役割分担をした上で、NPO や企業など民間の担い手とも連携して生活機能の確保のための事業を実施し、人口定住を図る。

■低密度郊外型拡散都市構造

高度成長期の急激なモータリゼーションの進展により、郊外に低密度で拡張しながら形成された市街地。

■低未利用地

空き地や低層の建物が建設されている利用密度の低い土地。

■デマンドバス

定まった路線を走るのではなく、利用者の呼出しに応じて運行するバス。

■特別用途地区

都市計画法で定められた地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区をその特性に応じて有効に利用するために定められる地区。

■都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口や土地利用、交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

■都市下水路

主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ当該地方団体が指定したもの。

■都市緑地

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。

■土砂災害警戒区域

がけ崩れや土石流等が発生したときに土砂災害のおそれがある区域。

■土砂災害特別警戒区域

がけ崩れや土石流等が発生したときに土砂災害のおそれがある区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。

■土地の高度利用

土地の利用密度が高い状況や、人口、産業が集積す



るなど、立地する建物の延べ床面積が大きい状態。
基本的な考え方として、高層建築や地下空間の利用
などがなされている状態。

■土地区画整理事業

良好な市街地をつくり出すために地区内の土地所有者がそれぞれの土地の一部を提供（減歩）し、それを道路や公園等の新たな公共用地等として活用し、土地利用の増進を図るために行う事業。

な

■内水被害

豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害。

■中村都市計画区域マスタープラン

高知県がおおむね20年後の都市の姿を展望した上で、広域的な視点から都市計画や都市づくりの方針を定めるもの。

■南海トラフ地震

中部日本、紀伊半島から四国沖につながる南海トラフという海溝に沿って、過去100～150年周期で発生している地震。

■ネットワーク

都市計画においては、人、モノ、都市機能、地域をつなぐこと。交通においては道路、交通施設がつなぐこと。

は

■ハザードマップ

災害による被害等を予測し、その被害範囲を地図で表したもの。

■HACCP（ハサップ）

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するお

それのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

■バリアフリー

障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障害（バリア）となるものを取り除いていくこと。

■ハーフインター

上下線のある一方方向に対してしか乗り降りすることが出来ないインターチェンジのこと。

■避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

■避難路

避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等のこと。

■PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実施）→Check（確認）→Act（改善）を繰り返すことによって、業務を円滑に進める手法。

■ファサード

一般的には建築物の正面や通りに面した壁面のこと。

■フレーム

物事の枠組み。計画のアウトライン。
都市計画マスタープランにおいては、計画目標年次、計画対象区域、人口の見通し（人口フレーム）、市街化区域の規模（市街地フレーム）のことで、都市計画の規模（計画フレーム）を表す。

■宝永地震（1707 年）

江戸時代の宝永 4 年 10 月 4 日、東海道沖から南海道沖を震源域として発生した巨大地震のこと。

■ポケットパーク

街のなかに設けられる小公園。

ま

■マッチング

種類の異なったものを組み合わせることや、複数のデータをつき合わせて照合すること。

■緑の基本計画

都市のあらゆる緑を総合的かつ計画的に保全・創出していく施策を、官民一体をなして展開していくためのマスタープランとして、都市緑地法第4条の規定に基づき、市町村が、都市計画マスタープラン等に適合して策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

■緑の雇用

森林の積極的な間伐など若年労働者の雇用の場を山村地域に創出することにより、過疎化や高齢化に悩む山村地域の活性化を図ることを目的とした、林業へ新規参入する労働者の雇用支援制度の総称。

■無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

や

■ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者などハンディキャップがある人のために使いやすい環境を整備するのではなく、すべての人にとって利用可能な製品、建物、空間などをデ

ザインするという考え方。ノーマライゼーションの理念を踏まえたバリアフリーをさらに進めたもの。

■用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される 12 種類の都市計画の総称。都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中で最も根幹を成す制度。

ら

■ライフライン

生命線。エネルギー供給施設、電気通信施設、交通施設など、人間の生命や社会生活の維持に直結した基盤施設のこと。

■立地適正化計画

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版のこと。

■6次産業化

第1次産業である農林水産の生産だけにとどまらず、加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むこと。



四万十市都市計画マスタープラン

四万十市ロゴ

E-mail:wwwadm@city.shimanto.lg.jp

本 庁：〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10 TEL：0880-34-1111(代)
西土佐総合支所：〒787-1601 四万十市西土佐江川崎2445-2 TEL：0880-52-1111(代)